

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		基本法制の維持及び整備 (社会経済情勢に対応した基本法制の整備)			評価方式	実績	番号	1
		22年度	23年度	24年度				
予算 の 状 況	当初予算（千円）	153,683	139,076	114,532	116,823	128,979		
	補正予算（千円）	0	0	0	0			
	繰越し等（千円）	△45	45	0				
	計（千円）	153,638	139,121	114,532				
		<153,638>	<139,121>	<114,532>				
執行額（千円）		104,875	101,044	95,772				
政策評価結果の概算要求への反映状況		評価結果を踏まえ、基本法制の整備事業を積極的に推進することとし、これに必要な経費を引き続き概算要求に計上した。						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	基本法制の維持及び整備 (社会経済情勢に対応した基本法制の整備)				番号	1		(千円)	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)合計
						25年度 当初予算額	26年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの									
	小計						<> の内数	<> の内数	
対応表において◆となっているもの									
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1	一般	法務本省	基本法制整備費	基本法制の整備に必要な経費	< 116,823 >	< 128,979 >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計						<116,823> の内数	<128,979> の内数	
対応表において◇となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							の内数	の内数	
合計						<116,823> の内数	<128,979> の内数		

平成24年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成27年 8 月

担当部局名：大臣官房秘書課政策評価企画室，
民事局総務課， 刑事局総務課

（平成25年 8 月は中間報告）

施 策 名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備 (評価書 5 頁)	政策体系上の位置付け I-1-(1)
施 策 の 概 要	<p>情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。</p>	
予 算 額	平成24年度予算額：133,026千円	評 価 方 式 総合評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>平成24年度に成立し又は公布された法律はない。</p> <p>【民事関係】 既に国会に提出した法律案のうち，平成24年度末時点において，成立・公布に至っていないものは以下のとおりである。 ○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（平成24年 3 月提出，同年11月16日廃案，平成25年 3 月に再提出） （注）本法律案は，平成25年 6 月12日に成立し，同月19日に公布された。</p> <p>【刑事関係】 平成23年に成立した「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」について，記録命令付差押えなどの手続法部分についても施行した。</p> <p style="text-align: center;">（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>【民事関係】 民事関係の法制について，所要の整備をしたことにより，国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし，例えば，民法の債権関係の規定について，同法制定以来の社会経済情勢の変化に応じたものとし，国民一般に分かりやすい内容とする等の観点から，国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど，今後も対応を必要とする課題がある。これらに速やかに対応しなければ，様々な面で円滑な経済活動に支障を来し，国民生活に影響を及ぼすことになるため，これまでの取組も踏まえ，平成25年度以降においても，引き続き，民事基本法制の整備を進めていくこととしている。</p> <p>【刑事関係】 上記「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」の施行は既に完了しており，今後も，社会経済情勢を反映した犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備に努めていくこととしたい。 企業の刑事責任の在り方については，両罰規定の漸進的整備を行うこととは別に，抜本的な見直しの必要性を見極めるべく，今後も引き続き検討を行うこととする。</p>	
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----

記載事項（抜粋）

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		総合法律支援の充実		評価方式	-	番号	2
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額	
予算の 状況	当初予算（千円）	31,093,256	31,350,629	31,850,691	28,525,002	31,767,259	
	補正予算（千円）	0	0	△ 33,935	0		
	繰越し等（千円）	0	573,961	0			
	計（千円）	31,093,256	31,924,590	31,816,756			
		<31,093,256>	<31,924,590>	<31,816,756>			
執行額（千円）		30,330,131	31,878,209	31,554,321			
政策評価結果の概算要求 への反映状況		該当なし					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	総合法律支援の充実					番号	2		(千円)
	予 算 科 目					予 算 額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの									
	小計								
						の内数	の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	総合法律支援の充実強化に必要な経費	15,688,858	16,083,451	
	◆	2	一般	法務本省	日本司法支援センター運営費	日本司法支援センター運営費交付金に必要な経費	12,627,826	14,771,226	
	◆	3	東日本大震災復興特別	復興庁	東日本大震災復興日本司法支援センター運営費	東日本大震災復興に係る日本司法支援センター運営費交付金に必要な経費	208,318	912,582	
	小計					28,525,002	31,767,259		
						の内数	の内数		
対応表において○となっているもの						< >	< >		
						< >	< >		
						< >	< >		
	小計								
						の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの						< >	< >		
						< >	< >		
						< >	< >		
	小計								
						の内数	の内数		
合計					28,525,002	31,767,259			
					の内数	の内数			

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		法曹養成制度の充実			評価方式	-	番号	3
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額		
予算 の 状 況	当初予算（千円）	499,244	697,163	588,574	548,408	621,184		
	補正予算（千円）	0	△ 107,948	△ 3,950	0			
	繰越し等（千円）							
	計（千円）	499,244	589,215	584,624				
		<499,244>	<589,215>	<584,624>				
執行額（千円）		428,325	537,628	496,554				
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験であり、司法試験予備試験は、司法試験を受けようとする者が法科大学院修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験であり、これら試験を実施する本施策は継続して実施していく必要がある。</p>						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	法曹養成制度の充実					番号	3		(千円)
	予 算 科 目					予 算 額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	司法試験の実施に必要な経費	548,408	621,184	
	小計						548,408	621,184	
						< > の内数	< > の内数		
対応表において◆となっているもの									
	小計								
						の内数	の内数		
対応表において○となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計								
						の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計								
						の内数	の内数		
合計						548,408	621,184		
						の内数	の内数		

平成25年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省25－（2））

施策名	法曹養成制度の充実
担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課
施策の概要	高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （I－2－（2））
達成すべき目標	平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施する。
目標設定の考え方・根拠	<p>政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、閣議決定により、内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成する法曹養成制度関係閣僚会議が置かれるとともに、学識経験を有する者等の意見を求めるため、閣僚会議の下に、法曹養成制度検討会議が置かれた。</p> <p>同検討会議においては、平成25年6月に取りまとめがなされ、結論が得られた施策については着実に実施し、残された検討課題については着実に検討を進めていくべきであり、新たな検討体制が設けられるべきであるとされ、この取りまとめに基づき、同年7月、法曹養成制度関係閣僚会議決定がなされた。</p> <p>同閣僚会議決定においては、法務省が担当すべき施策が定められているほか、今後の検討体制として、内閣に関係閣僚で構成する会議体（以下「閣僚会議」という。）を設置し、その下に事務局を置いて、各施策の実施をフォローアップするとともに、課題の検討を行うこととすべきであるとされている。</p>
政策評価実施予定時期	平成26年8月以降

測定指標	基準		25年度目標
	基準	基準年度	
1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討	－	－	閣僚会議の下に設けられた、各分野の有識者等で構成される有識者会議及び分科会において、更なる活動領域の拡大を図るための検討を行う。
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠			
<p>法曹養成制度検討会議取りまとめにおいて、これまでの取組を通じ、法曹有資格者の新しい分野における活動が広がりつつあり、各分野について法曹有資格者の必要性や活躍の可能性はおおむね認められるが、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることから、更なる拡大を図るため、新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に分科会を置き、更なる活動領域の拡大を図るべきであるとされた。これに基づき、法曹養成制度関係閣僚会議決定において、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更</p>			

なる活動領域の拡大を図るものとされた。

測定指標	基準	基準年度	25年度目標
2 司法試験法の改正案の立案作業，国会提出	—	—	司法試験の受験回数制限につき，法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し，短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために，所要の法案を1年以内に提出する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

法曹養成制度検討会議取りまとめにおいて，①受験回数制限制度は維持した上で，法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう，その制限を緩和するべきである，②法科大学院教育との連携や，司法試験受験者の負担軽減を考慮し，司法試験の短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法に限定すべきであるとされた。法曹養成制度関係閣僚会議決定において，これに関する所要の法案を法務省において1年以内に提出するものとされた。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①司法試験の実施 (昭和24年度)	589百万円 (538百万円)	585百万円 (496百万円)	548 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
平成18年から新たに実施された法科大学院の修了者を対象とする司法試験の実施及び平成23年から実施された司法試験予備試験の実施（旧司法試験は平成23年で終了。）。			0007	

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		裁判外紛争解決手続の拡充・活性化			評価方式	実績	番号	4
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額		
予算 の 状 況	当初予算（千円）	12,736	12,671	12,586	12,697	/		
	補正予算（千円）			△ 468				
	繰越し等（千円）							
	計（千円）	12,736	12,671	12,118				
		<12,736>	<12,671>	<12,118>				
	執行額（千円）	6,751	7,873	8,039				
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>裁判外紛争解決手続（ADR）の認証制度は、安心して利用することができるADR機関の選択の目安を提供するものであり、ADR事業者が最低限の基準に達しているか否かを分かりやすく示すものであるから、広く国民のニーズがある政策と言えるが、その拡充・活性化ははまだ十分とは言えないため、引き続き本政策を継続して推進することとした。</p>						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化					番号	4		(千円)
	予 算 科 目					予 算 額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	裁判外紛争解決手続の利用推進に必要な経費	12,697	9,882	
	小計						12,697 の内数	9,882 の内数	
対応表において◆となっているもの									
	小計						の内数	の内数	
対応表において○となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計						の内数	の内数	
合計						12,697 の内数	9,882 の内数		

平成25年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省25－（3））

施策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化
担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課
施策の概要	国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （1－2－（3））
達成すべき目標	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図るため、民間紛争解決手続 ¹ の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者 ² ）の多様化及び拡充を図る。
目標設定の考え方・根拠	<p>司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定）は、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである」と提言している。</p> <p>国民が様々な紛争を解決するための身近な手段として認証紛争解決手続³を選択し、そのサービスを受けることができるようにするためには、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図ることが必要であることから、その手続を業務とする認証紛争解決事業者の多様化及び拡充を図ることを目標とした。</p>
政策評価実施予定時期	平成26年8月

測定指標	基準		25年度目標		
	基準	基準年度			
1 認証紛争解決事業者の拡充	—	—	認証申請を検討している事業者からの相談に適切に応じることにより、多様な事業者からの認証申請を促すとともに、適正な審査による認証を行い、認証紛争解決事業者数の増加を図る。		
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠					
<p>認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年4月以降、認証紛争解決事業者数は年々増加し、特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者も増加するなど、施策の効果は一定程度発現しているといえるものの、未だ十分とはいえない。</p> <p>そこで、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談にも適切に応じ、多様な事業者からの認証申請を促進するとともに、適正な認証の審査を行い、認証紛争解決事業者数の増加を図ることを目標とした。そして、民間紛争解決手続の業務の認証数及び認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用実績に係る数値を参考指標として、民間紛争解決手続の業務を行う事業者の拡充の度合いを測ることとした。</p>					
参考指標	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

民間紛争解決手続の業務の認証数(件)	16	39	32	16	9 (24年12月 末日現在)
認証紛争解決手続(かいけつサポート)の利用実績(件)	721	887	1,129	1,285	—

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①裁判外紛争解決手続(ADR)認証制度実施 (平成19年度)	13百万円 (8百万円)	12百万円 (8百万円)	13 百万円	1
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務を対象として、法定の基準・要件に適合しているかどうかを審査する事務を行っている。また、認証した裁判外紛争解決手続の業務についても、その実施状況を定期的に報告させるとともに、必要に応じて調査、指導等を行い、法定の基準・要件の適合性が維持されているかどうかを監督する事務を行っている。 ・インターネット等の媒体を通じて認証した裁判外紛争解決手続の業務に関する情報を国民に提供している。 			0008	

*1 「民間紛争解決手続」

民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

*2 「認証紛争解決事業者」

民間紛争解決手続の業務を認証した事業者は、「かいけつサポート」ホームページに「かいけつサポート一覧」として公表している(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou-index.html>)。

*3 「認証紛争解決手続」

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第5条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続のことをいう。「かいけつサポート」は、認証紛争解決手続の愛称である。

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24- (2))

施策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (政策体系上の位置付け：I-2-(3)) (評価書13頁)					
施策の概要	国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。					
達成すべき目標	民間紛争解決手続 ¹⁾ の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者 ²⁾ ）の多様化及び事業者数の増加により、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	12,736	12,671	12,586	12,697
		補正予算(b)	0	0	△468	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	12,736	12,671	12,118	
執行額(千円)	6,751	7,873	8,039			
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定） II-第1-8-(1) ADRの拡充・活性化の意義³⁾ ○司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定） II-第1-8-(2)-イ⁴⁾ ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）⁵⁾ 					

測定指標	民間紛争解決手続の業務を行う事業者の拡充	平成24年度目標
		<p>認証申請を検討している事業者からの相談に適切に応じることにより認証申請を促すとともに、適切な審査による認証を行い、民間紛争解決手続の業務を行う事業者の拡充を図る。</p>
		<p>施策の進捗状況（実績）</p> <p>平成24年度は、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談が26件（うち16件は前年度からの継続相談、10件は新規の相談）あった。これらの相談に適切に対応するなどした結果、新たに11事業者から認証申請があり、認証に至らなかった相談事業者に対しても相談対応を継続している。また、適切な審査により、前年度からの継続審査案件を含め、13事業者に対し認証を行った。</p> <p>その結果、平成24年度末における活動中の認証紛争解決事業者の総数は123事業者に上り、また、新たな分野の事業者に対し認証するなど、事業者の拡充を図った。</p>

参考指標	実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1 民間紛争解決手続の業務の認証数（件）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	16	39	32	16	13
2 認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	721	887	1,129	1,352	—

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標について】</p> <p>本施策については、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を図ることを目標としているところ、認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年度以降、事業者数は年々増加しており、また、特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者も増加しているところである。</p> <p>平成24年度においても、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談に適切に応じることによりできるだけ認証申請に結びつけ、また、認証申請後の審査を適切に実施することにより、13事業者に対し認証を行った。その結果、活動中の認証紛争解決事業者の総数は123事業者となり、また、中小企業の事業承継、知的財産や電力系統利用に関する紛争等、新たな分野につき専門知識をいかした取組を行う事業者に対し認証するなど、事業者の拡充を図った。</p> <p>そして、認証紛争解決手続の利用実績も毎年度増加傾向にあることに鑑みると、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化が図られているといえ、目標はおおむね達成できたと評価できる。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年4月以降、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加に向けて施策を実施した。その結果、認証紛争解決事業者数は年々増加し、特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者も増加するなど、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を達成してきたところである。また、認証紛争解決手続の利用実績についても、年々増加傾向にある。</p> <p>国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができるようにするには、更なる認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を実現する必要があるが、近年の民間紛争解決手続の業務の認証数自体は頭打ち傾向にある。したがって、現在認証申請の前段階として任意に設けている事前相談を継続している事業者に対し、適切な対応を行うことにより認証申請を促すことは、目標の達成に必要な効果的な取組であると評価できる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>上記のとおり、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加は一定程度進んでいるものの、国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができ、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁</p>

	<p>判と並ぶ魅力的な選択肢」というには、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の面でいまだ十分とは言えず、本施策を今後も継続的に実施していく必要がある。</p> <p>したがって、新たに認証申請を検討している事業者に対する事前相談への対応を強化することによって認証申請件数の増加を図り、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を実現させ、併せて利用実績の増加を図り、裁判外紛争解決手続のより一層の活性化を達成できるよう取り組みたい。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 平成25年7月12日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>〔意見〕 認証紛争解決手続の利用実績とはどういう意味合いの数字か。また、クオリティーがどの程度担保されているかという観点から、和解に至った割合を御教示願いたい。</p> <p>〔反映内容〕 認証紛争解決手続の利用実績とは、当該年度中に認証紛争解決事業者が認証紛争解決手続の申立てを受理した件数である。また、認証紛争解決手続のうち和解が成立した割合は、平成20年度以降、約40パーセント（相手方不応諾により終了した案件を除けば約50パーセント）で推移している。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
---------------------------	----

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>A D R法に関する検討会の終了に伴い、諸謝金を削減するとともに、執行実績を勘案し、委員等旅費等の削減を図った。</p>
----	--

担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	----------------	----------	---------

*1 「民間紛争解決手続」

民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

*2 「認証紛争解決事業者」

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）は、民間紛争解決手続の業務につき当該民間事業者から申請があった場合に、法定の基準・要件に適合するものを法務大臣が認証し、

認証を受けた紛争解決手続を利用した場合には時効中断効などが付与されるという認証制度を定めており、この認証を受けて認証紛争解決手続の業務を行う者を認証紛争解決事業者という。

*3 「司法制度改革審議会意見書（平成13年度6月12日司法制度改革審議会決定）」

Ⅱ－第1－8－(1) ADRの拡充・活性化の意義

裁判外の紛争解決手段（ADR）手続は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性を活かした解決（中略）を図ることなど、柔軟な対応も可能である。（中略）ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。

*4 「司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）」

Ⅱ－第1－8－(2)－イ

総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。（本部）

*5 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）」

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		法教育の推進		評価方式	実績	番号	5
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額	
予算 の 状 況	当初予算（千円）	8,859	8,323	6,168	15,677	13,888	
	補正予算（千円）	0	0	0	0		
	繰越し等（千円）	0	0	0			
	計（千円）	8,859	8,323	6,168			
		<8,859>	<8,323>	<6,168>			
執行額（千円）		5,419	6,331	5,311			
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>法教育の推進に関しては、司法制度改革推進計画において、「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、所要の措置を講ずる。」と明文で求められているほか、平成23年度から小学校において、同24年度から中学校において、法教育の内容の充実が図られた新学習指導要領が実施されており、同25年度から高等学校においても同様に実施される。また、消費者教育推進会議及び法制審議会において、成年年齢の引下げに関連して、消費者被害の拡大を防ぐための法教育充実の必要性が挙げられたり、市民団体による提言において、裁判員制度の見直しに関連して、法教育充実の必要性も挙げられている。</p> <p>これらのことから、引き続き、法律関係機関・団体、教育関係者等と連携を図りつつ、法教育の推進に向け、協議会等における協議、情報収集・発信や、法教育に関する広報活動、協力・支援等の施策を実施していく必要がある。</p>					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	法教育の推進					番号	5		(千円)	政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		25年度 当初予算額	26年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	法教育の推進に必要な経費	15,677	13,888		
	小計						15,677 の内数	13,888 の内数		
対応表において◆となっているもの										
	小計						の内数	の内数		
対応表において○となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
小計						の内数	の内数			
対応表において◇となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
小計						の内数	の内数			
合計						15,677 の内数	13,888 の内数			

平成25年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省25－（4））

施策名	法教育の推進
担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （I－2－（4））
達成すべき目標	法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 ^{*1} 及び法教育普及検討部会 ^{*2} （以下「協議会等」という。）を開催し、法教育に関する最新情報の共有を図り、協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。
目標設定の考え方・根拠	<p>近年、「事前規制・調整型社会」から「事後チェック・救済型社会」へ変化していることに伴い、国民が自由に活動できる範囲が広がる一方で、自由な活動から生じる様々な紛争を法に基づいて解決する必要が生じている。また、司法制度改革においても、法や司法制度は、本来、法律の専門家のみならず国民全体で支えるべきものとされている。これを受けて、司法を支える国民的基盤を確立するために、裁判員制度が開始されることとなり、国民が司法を支えるために能動的に参加することが求められている。</p> <p>このような状況にあっては、何よりもまず、国民一人ひとりが、自らの権利と責任を自覚し、国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識し、その上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行うことができる資質・能力を身に付ける必要がある。</p> <p>また、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけるとともに、自ら司法を支えるために能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある。そこで、法や司法に関する学習機会を充実させるなど法教育を推進する必要がある。</p>
政策評価実施予定時期	平成26年8月

測定指標	基準		25年度目標
	基準	基準年度	
1 協議会等の活動状況	－	－	<p>協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。</p> <p>なお、協議会等においては、小・中学校における法教育の実践状況調査^{*3}の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行</p>

			う。
--	--	--	----

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

法教育の推進のためには、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図り、協議・情報交換等を実施することや、学校における法教育の実践状況等を調査し、同協議会等において、既存の教材の改訂や新規教材の作成を行うことが有用であることから、協議・情報交換等を密接に行うことを目標とし、協議会等の活動状況を測定指標とした。なお、平成24年度に行った小学校における法教育の実践状況調査及び平成25年度に行うこととしている中学校における法教育の実践状況調査の結果を踏まえた活動状況となる。

参考指標	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
過去5年間の協議会等の開催実績（回） （*平成20年度は、教材作成のための部会を20回開催したことから、開催実績が突出している。また、平成23年度以降は、懸賞論文の審査等のための部会を開催したことから、回数が増加している。）	22	4	4	8	6

測定指標	基準		25年度目標
		基準年度	
2 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	-	-	法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援、懸賞論文の募集等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

法教育の推進のためには、具体的な法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識、関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要があることから、これらを積極的に実施することを目標とした。
そして、学生・生徒又は一般社会人等に対する法教育授業や教員に対する教員研修などの実施実績である法教育授業実施回数の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①法教育の推進 (- 年度)	8百万円 (6百万円)	6百万円 (5百万円)	16 百万円	1, 2
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
学校教育等における法や司法に関する学習機会を充実させるため、協議会等を開催し、法教育の推進を図るとともに、国民一般へ法教育の意義についての理解を広めるため、法教育についての広報活動を行うものである。			0009	

協議会等を開催し、また広報活動を行うことにより、法教育の推進を図ることができ る。	
--	--

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、さらに法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育普及検討部会」

法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行うことを通じて、法教育の普及方法を検討するほか、協議会での議論を踏まえた法教育の普及方法の在り方についての検討を行うため、法教育推進協議会のもとに設置された。

*3 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されていることから、平成24年度は小学校を対象に調査を行った。また、平成25年度は中学校を対象に調査を行うこととしている。

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24- (3))

<p>施策名</p>	<p>法教育の推進 (政策体系上の位置付け：I-2-(4)) (評価書19頁)</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。</p>					
<p>達成すべき目標</p>	<p>法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会^{*1}及び法教育普及検討部会^{*2}(以下「協議会等」という。)を開催し、法教育に関する最新の情報、協議の状況等を情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材作成等により、法教育の普及・推進を図る。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、広報活動、法教育に対する協力・支援等を行い、法教育の普及・推進を図る。</p>					
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	
	<p>予算の状況 (千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>8,859</p>	<p>8,323</p>	<p>6,168</p>	<p>15,677</p>
		<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>—</p>
		<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	
		<p>合計(a+b+c)</p>	<p>8,859</p>	<p>8,323</p>	<p>6,168</p>	
<p>執行額(千円)</p>	<p>5,419</p>	<p>6,331</p>	<p>5,311</p>			
<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>○司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日) 第4章-第2-2 司法教育の充実^{*3} ○司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定) 第4章-第2-2 司法教育の充実^{*4}</p>					
<p>測定指標</p>	<p>1 協議会等の活動状況</p>	<p>平成24年度目標</p>				
		<p>協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。 なお、協議会等においては、平成24年度実施の小学校における法教育の実践状況調査^{*5}の結果を踏まえた協議等を行い、小学生を対象とする法教育教材の作成等を行う。</p>				
		<p>施策の進捗状況(実績)</p>				
		<p>協議会等において、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育への取組等について報告がなされた。 各報告を受けて、法教育の推進に資する施策について協議し、各機関において、今後の実践に活用できるよう、具体的な授業例、教育現場との連携方法の在り方等の有用な</p>				

	<p>情報を共有し、発信した。</p> <p>また、平成23年度から小学校の新学習指導要領が全面実施されたことから、平成24年度は、協議会等において法教育の実践状況調査を実施し、同調査の結果を踏まえた教材作成の必要性等について、協議会等において検討を行った。</p>					
	参考指標		実績値			
	協議会等の開催実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	<p>※平成20年度は、法教育の教材作成のための「小学校教材作成部会」及び「私法分野教育検討部会」を開催（20回）したことから、開催実績が突出している。また、平成23年度は、懸賞論文の審査等のため部会を開催（3回）したことから、回数が増加している。</p>	22	4	4	8	6

測定指標	2 法教育に関する広報活動、説明・支援・助言等の実施状況	平成24年度目標				
		懸賞論文の募集、法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。				
		施策の進捗状況（実績）				
		<p>日本司法支援センター（以下、「法テラス」という。）と共催で法教育シンポジウムを開催し、法教育に係るパネルディスカッション等を行うことにより、法教育の意義について参加者の理解を深めることができた。</p> <p>また、法務省関係機関による法教育授業を多数実施した。その他、学校への法教育に関する支援・助言等を行った。</p>				
		参考指標		実績値		
	1 シンポジウム実施回数（回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		1	1	1	1	0 ^{*6}
	2 シンポジウム参加者のシンポジウムに対する満足度（％）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		81.0	67.9	80.4	85.4	—
	3 論文コンクール応募総数	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

	(通)			69	60	32
--	-----	--	--	----	----	----

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>協議会等において、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組状況について報告がなされ、法教育授業のノウハウ、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方、法教育の推進に資するための今後の展開等について協議、情報交換を行い、その結果⁷をホームページで公表することにより、その内容を広く一般に情報提供した。</p> <p>そして、今後も法教育の発展に向けた取組を一層充実させるため、協議会等で協議、情報交換された法教育の推進に資する有用な情報を共有し、今後の実践に活用していくこととした。</p> <p>小学校教材の作成については、協議会等において、全国の小学校を対象に法教育の実践状況調査を行い、その結果を踏まえ、教材作成の必要性及び教材の内容等について、検討作業を進めた。</p> <p>【指標2について】</p> <p>平成24年10月14日京都において、また、同年12月9日岐阜において、法テラスと共催という形で法教育シンポジウムを開催し、学校現場における法教育の取組状況の報告や、有識者による法教育に関するパネルディスカッションが行われ、法教育の意義について参加者の理解を深めることができた。</p> <p>さらに、法務局や保護観察所等の法務省関係機関において法教育授業を実施することにより、授業の告知及び実際の授業等を通じて、法教育に係る広報、支援及び助言を行った。</p> <p>以上のような取組を行った結果、法教育の普及・推進を図るという目標をおおむね達成できたといえる。</p>
	目標期間終了時点 の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>協議会等において、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について協議、情報交換を行い、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用したことから、効果的に協議会等を開催することができた。</p> <p>また、平成23年度から法教育の内容が充実した小学校の学習指導要領が実施されているが、学習指導要領はあくまでも基準であり、法教育授業の具体的な内容が提示されたものではない。各学校は学習指導要領を踏まえ、地域や学校の実態に応じて指導計画を策定し、それに基づき法教育授業を実践しており、これまで個々の取組はあったが、全体として統一的・計画的な法教育授業が実践されたきたわけではなかった。加えて、教員自身も体系的に法を学んできたわけではなく、法教育の実践に不安を覚える者も多いとの指摘もある。さらに、小学校における法教育授業の実践状況調査から、子どもに分かりやすい教材を求める意見もあった。そのため、教員が積極的に法教育を実践できるよう、法務省が小学校の教材を作成することは、法教育の普及・推進という目標の達成に向けて、必要かつ有効であると認められる。なお、教材は、平成25年度中に作成され、全国に配布される予定である。</p>

	<p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>法教育の推進に関しては、司法制度改革推進計画において、「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、所要の措置を講ずる。」と明文で求められているほか、平成23年度から小学校において、平成24年度から中学校において、平成25年度から高等学校において、法教育の内容の充実が図られた新学習指導要領が実施されており、更なる学校現場と連携した取組が必要である。</p> <p>また、成年年齢の引下げや、裁判員制度の見直しに関連して、法教育充実の必要性も挙げられていることから、引き続き、法教育の推進に向けた施策を実施していく必要がある。</p> <p>このように、今後も増大する法教育の必要性に鑑み、協議会等で得られた知見を活かし、また、現場の実践状況を把握し、必要とされる教材を作成するといった、必要性・有効性の高い施策を実施することで、法教育の普及・推進を図っていきたい。</p>
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 平成25年7月12日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>〔意見〕 懸賞論文コンクールについて、応募総数が2桁となっているが、人権作文コンテストに比べるとかなり少ない。何か方法を変えるか、又は、もうコンクールという形を止めて別の方向での法教育の拡大を目指してはどうか。</p> <p>〔反映内容〕 応募総数が減少傾向にあるということで、応募数増加のための工夫については検討しているところである。平成25年の募集に際しては、「私とみんなの法教育」をテーマに、法教育の授業例と当該授業を受けた児童・生徒の感想や発達の様子を踏まえた論文を募集し、どのような効果があるかを見ていきたいと考えている。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
---------------------------	----

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>法教育授業実施のための補助資料の配付対象先の減を反映させて、経費を削減した。</p>
----	--

担当部局名		政策評価実施時期	平成25年8月
-------	--	----------	---------

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、さらに法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育普及検討部会」

法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行うことを通じて、法教育の普及方法を検討するほか、協議会での議論を踏まえた法教育の普及方法のあり方についての検討を行うため、法教育推進協議会のもとに設置された。

*3 「司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）」

第4章－第2－2 司法教育の充実

学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる。

*4 「司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）」

第4章－第2－2 司法教育の充実

学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、所要の措置を講ずる。

*5 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されたことから、平成24年度は小学校を対象に調査を行う。

*6 平成24年度の法教育シンポジウム実施回数は0となっているが、法務省と法テラスの共催という形でシンポジウムを2回実施している。また、平成24年度からアンケートの集計項目が変更されたことから、シンポジウムに対する満足度は集計していない。

*7 法教育授業のノウハウ、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方、法教育の推進に資するための今後の展開等について協議、情報交換を行った結果について

法務省ホームページ〔<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>〕を参照

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		法務に関する調査研究			評価方式	事業	番号	6
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額		
予算 の 状 況	当初予算（千円）	40,118	34,280	30,834	32,657	35,294		
	補正予算（千円）	△ 3,594	0	0	0			
	繰越し等（千円）	△ 1,315	1,315	0				
	計（千円）	35,209	35,595	30,834				
		<35,209>	<35,595>	<30,834>				
執行額（千円）		25,460	32,693	28,625				
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>必要性、効率性、有効性のいずれの観点においても高い評価を得て目標を達成できたという結果を踏まえ、法務に関するテーマ別研究のための経費を平成26年度概算要求に計上することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窃盗事犯者に関する研究 要求額 567千円 ・高齢・障害犯罪者に関する総合的研究 要求額 838千円 ・性犯罪に関する総合的研究 要求額 2,754千円（25年度予算額 2,264千円） 						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		法務に関する調査研究				番号	6		(千円)		
	予 算 科 目								予 算 額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額				
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務総合研究所	法務調査研究費	法務に関する調査研究に必要な経費	32,657	35,294			
	●	2									
	●	3									
	●	4									
	小計							32,657 の内数	35,294 の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計							の内数	の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>	
	○	2					<	>	<	>	
	○	3					<	>	<	>	
	○	4					<	>	<	>	
	小計							の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>	
	◇	2					<	>	<	>	
	◇	3					<	>	<	>	
	◇	4					<	>	<	>	
	小計							の内数	の内数		
合計							32,657 の内数	35,294 の内数			

平成24年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成25年 8 月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

施 策 名	法務に関する調査研究（家庭内の重大犯罪に関する研究） （評価書30頁）		政策体系上の位置付け	I-3-(1)
事業の概要	家庭内の重大犯罪について、犯罪の動向、動機・原因、処遇の状況等について調査・分析することにより、その効果的な防止策及び処遇方策の検討のための基礎資料を提供する。			
予 算 額	平成21年度予算額：1,009千円 平成22年度予算額： 319千円	評 価 方 式	事業評価方式	
政策評価の結果の概要	<p>本研究は、家庭内の重大犯罪の効果的な防止策及び加害者の社会復帰に向けた処遇方策の検討のための基礎的な資料を提供することを目的とし、この目的の達成については、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受けた。</p> <p>家庭内の重大犯罪は、配偶者暴力・児童虐待等が増加傾向にある犯罪情勢下で、国民の関心も高く、刑事政策上の重要課題の一つであるところ、その防止策と加害者の処遇方策の検討に資する本研究は、法務省の重要施策に密接に関連する。また、本研究は、家庭内の重大犯罪を網羅的に対象とし、刑事事件記録等に基づく実証的な調査分析を内容とするものであることから、法務省以外での実施は著しく困難であり、現に他の研究機関では実施されていないなど、研究の必要性は非常に高かった。</p> <p>本研究では、成人・少年双方の事件を網羅し、成人については、家庭環境の時代的变化を踏まえ、異時比較のために異なる3つの期間における事件を対象とするとともに、法務省各部局が保有する刑事事件記録・少年鑑別所処遇記録等のデータを用いて、実務経験に基づいた多角的視点から分析し、費用対効果の点からも十分に合理性のある手法を採用しており、調査対象の設定、研究の手法・実施体制等も非常に適切であり効率的であった。</p> <p>家庭内の重大犯罪の実態等を初めて実証的に明らかにした本研究の成果は、法務総合研究所研究部報告として公刊され、法務省ホームページ上でも一般に公開されており、矯正施設・保護観察所において、これらの事犯者の処遇等に当たっての参考資料として利用されているほか、今後も大学等における利用が見込まれ、有効な研究であった。</p> <p>上記のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点から高く評価でき、研究評価検討委員会における評価において、同委員会が研究評価のために設定した評価基準による評点の合計は70点中67点であったことから、評価基準に基づき、「大いに効果があった」と認められ、家庭内の重大犯罪の効果的な防止策及び加害者の社会復帰に向けた処遇方策の検討のための基礎的な資料を提供するという目的を達成したと評価することができる。</p>			
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	
	-----	-----	-----	
	-----	-----	-----	

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		検察権の適正迅速な行使 (検察権行使を支える事務の適正な運営)			評価方式	実績	番号	7
		22年度	23年度	24年度				
予算 の 状 況	当初予算（千円）	3,153,692	2,717,136	3,674,363	3,742,653	3,796,611		
	補正予算（千円）	0	762,230	0	0			
	繰越し等（千円）		2,738	25,031				
	計（千円）	3,153,692	3,482,104	3,699,394				
		<3,153,692>	<3,482,104>	<3,699,394>				
執行額（千円）		2,912,762	3,060,714	3,552,370				
政策評価結果の概算要求への反映状況		評価結果を踏まえ、「捜査における通訳の適正な確保」、「犯罪被害者に対する対応の充実」及び「検察広報の積極的推進」等の事業を積極的に推進することとし、これに必要な経費を引き続き概算要求した。						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	検察権の適正迅速な行使 (検察権行使を支える事務の適正な運営)					番号	7		(千円)
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	予算額		政策評価結果の反映による見直し額(削減額)合計	
						25年度 当初予算額	26年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	基本法制整備費	基本法制の整備に必要な経費	13,491	8,179	
	●	2	一般	法務本省	検察企画調整費	検察の企画調整に必要な経費	44,376	41,079	
	●	3	一般	検察庁	検察運営費	検察運営に必要な経費	3,684,786	3,747,353	
	小計							3,742,653 <>の内数	3,796,611 <>の内数
対応表において◆となっているもの									
	小計								
対応表において○となっているもの							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
小計							の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
小計							の内数	の内数	
合計							3,742,653 の内数	3,796,611 の内数	

平成25年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省25－（6））

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営
担当部局名	刑事局総務課企画調査室
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたる改善及び検察機能のより一層の強化を図る。
政策体系上の位置付け	検察権の適正迅速な行使 （Ⅱ－４－（２））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪は増加傾向にあることなどから、コンピュータ・ネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し、的確な捜査手法を習得させ、また証拠の保全や解析に関する技術を向上させて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図る。 ・犯罪被害者等基本法及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 ・一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を周知し、捜査等における証拠収集活動への協力や、裁判員裁判への積極的な参加を促す。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ利用者の急速な増加とコンピュータ・ネットワークが世界的規模の不可欠な社会的基盤を形成していることに伴い、サイバー犯罪も年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある。捜査に当たる職員に対して、サイバー犯罪の特質の理解と専門的な知識・技術を習得させて、職員の捜査能力の向上を図る必要がある。 ・平成23年3月に第二次犯罪被害者等基本計画が策定され、犯罪被害者施策の一層の充実化が図られているところである。犯罪被害者に対しては、その立場や境遇に配慮した適切な保護・支援を充実させる必要があるところ、検察においても対応する職員の意識や技能の向上に取り組む必要がある。 ・刑事裁判は法と証拠に基づいて行われるものであるところ、証拠収集における一般市民の協力はなくてはならない。また、平成21年5月に始まった裁判員裁判は年々社会に浸透しつつあるとはいえ、国民にとっては一生に一度経験するかしないかの重大な社会活動である。そこで、広報の場を利用して、検察の機能や、刑事裁判における検察の役割について、検察官等から直接説明し、検察の立場を国民に正しく理解してもらうことが必要となる。
政策評価実施予定時期	平成26年8月

測定指標	基準		25年度目標
		基準年度	
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	－	－	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査能力の向上を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

・コンピュータ・ネットワークが世界的規模の不可欠な社会的基盤を形成していることに伴い、サイバー犯罪も年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある。そのような状況の中、東京地方検察庁及び大阪地方検察庁において、サイバー係検事を置くなどの対策を講じているところである。検察権行使を支える事務の適正な運営という観点からは、捜査に当たる職員に対し研修を実施することにより、コンピュータ・ネットワークの基礎的な仕組みとサイバー犯罪で利用される技術の手口を理解させるとともに、サイバー犯罪に対処する的確な捜査手法を習得させ、また証拠となる電磁的記録の保全や解析に関する技術を向上させて、より効果的な捜査を実現する必要がある。

・捜査に当たる職員が、サイバー犯罪に対処するための知識と技能を習得できる研修を全国規模で実施し、捜査能力の充実を図ることを目標とした。具体的には、デジタルフォレンジック研修（電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等に関する知識・技術を習得させる研修）や情報システム専門研修（サイバー犯罪で利用される技術的手口を理解し、ログ解析等に関する知識・技術を習得させる研修）の参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）を参考指標として、当該実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することとした。なお、情報システム専門研修参加者に対するアンケートは平成25年度から行う予定である。

参考指標	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
デジタルフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％）	—	—	—	—	82.8

測定指標	基準	基準年度	25年度目標
			2 被害者支援担当者の育成

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

・突然の犯罪により被害者となった方々の置かれた立場や環境は千差万別である。国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国均質である必要があり、また被害者の現状を把握した細やかな対応でなければならない。そのためには、被害者支援員及び被害者と接する機会が多い検察庁職員の対応能力を磨き、被害者支援の充実を図ることが必要である。

・被害者支援担当者に対し、被害者支援のための諸制度の理解を促して対応技能の習得ができるような研修を全国規模で開催し、能力を向上させることを目標とした。具体的には、被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）を参考指標として、当該実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

参考指標	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（％）	94.3	96.2	91.3	95.0	89.9

--	--	--	--	--	--

測定指標	基準	基準年度	25年度目標				
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	—	—	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。				
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠							
<ul style="list-style-type: none"> 国民の安全な生活を守るための適正・迅速な検察活動を行うためには、国民の理解と協力がなくてはならず、また、国民が参加する裁判員裁判の実施にも国民の理解と協力が必要である。そのためには、検察が行う捜査・公判活動等の意義・役割を国民に分かりやすく、かつ、正しく伝える広報活動が重要となる。 全都道府県に配置されている検察庁組織のメリットをいかし、一般市民から小・中・高校生に至るまで幅広い国民を対象に出前教室や移動教室を実施するなど、地域に密着した効果的な広報活動を実施することを目標とした。具体的には、広報活動の実施回数（回）を参考指標として、当該実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することとした。 							
参考指標			年度ごとの実績値				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
広報活動の実施回数（回）			828	1,087	1,339	1,278	1,187

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①検察庁における司法修習の実施 (平成4年度)	59百万円 (44百万円)	59百万円 (49百万円)	57 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
司法修習生に対し、事件の捜査等の検察庁における検察実務を体得させることを目的とし、全国50地検において、各年度毎の司法修習生を受け入れて実務修習を行う。司法修習生の増加や司法制度改革による法曹養成制度の見直しに伴う司法修習のカリキュラム変更に対応しながら、指導係検事により協議会を開催するなどしつつ、事件の捜査等の検察実務修習を実施している。			0014	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
②検察総合情報管理の運営 (平成15年度)	1,785百万円 (1,750百万円)	1,821百万円 (1,804百万円)	1,869 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
検察庁の規模及び繁忙度に応じて整備されていた東京地検検務電算システム、クライアント・サーバ方式による検務電算システム、犯歴システム及び検察庁情報ネットワークシステムについて、これらの機能を統合し、検察が有する各種情報を全国レベルで総合的に管理・共有できる検察総合情報管理システムを構築し全国の検察庁に整備したこ			0015	

とから、その安定的かつ効率的な運用・管理を行う。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
③各種犯罪への対応 (－年度)	1,586百万円 (1,217百万円)	750百万円 (715百万円)	881 百万円	2,3
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<ul style="list-style-type: none"> ・国際的組織犯罪、組織的薬物・暴力団犯罪及び国民に身近な重大犯罪の増加に対処し、迅速かつ的確な捜査を遂げるため、厳正な科刑を実現するとともに、被害者等支援を図る。 ・特捜・財政経済事犯についても迅速かつ的確な捜査を遂げ、厳正な科刑を実現することによって、社会経済システムの安定・活性化を図る。 ・国際犯罪や組織的犯罪、特捜・財政経済事犯の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備する。 ・犯罪被害者への対応を円滑かつ適正に行い、各種の犯罪に対する検察活動を充実強化するために必要な体制を整備するとともに、捜査方針の立案や関係機関等と調整を行う。 ・本施策を推進することにより、社会情勢の変化に的確に対応できる検察運営の改善や検察機能の一層の強化を図る。 			0016	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
④検察の再生に向けた取組の実施 (平成24年度)	－ (－)	956百万円 (916百万円)	835 百万円	1
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<p>いわゆる厚労省元局長無罪事件に関し、最高検察庁の検証結果報告で示された再発防止策、検察の在り方検討会議による改革策の提言及びこれを受けて法務大臣が示した検察の再生に向けての取組方針、そして内閣総理大臣から法務大臣に対して、検察改革に積極的に取り組むよう指示がなされたこと等を踏まえ、国民の信頼を回復し、検察改革を実現するために必要な体制を構築する。</p>			0018	

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24-5)

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-4-(2)) (評価書43頁)					
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたる改善及び検察機能のより一層の強化を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捜査に関与する通訳人を確保するとともに、通訳人に対して、我が国における基本的人権や適正な刑事手続に関する法制度についての理解を高め、国内における外国人犯罪に適正に対処する。 ・ 犯罪被害者等基本法及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 ・ 一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を周知し、捜査等における証拠収集活動への協力や、裁判員裁判への積極的な参加を促す。 					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	3,153,692	2,717,136	3,674,363	3,742,653
		補正予算(b)	0	762,230	0	-
		繰越し等(c)	0	2,738	25,031	/
		合計(a+b+c)	3,153,692	3,482,104	3,699,394	
執行額(千円)	2,912,762	3,060,714	3,552,370			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの)	○犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第19条 ¹ ○犯罪被害者等基本計画(平成17年12月27日閣議決定) Ⅴ-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等 ² ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定) 第3-4-⑤ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備 ³					

測定指標	1 検察庁における通訳人体制の充実・強化	平成24年度目標
		通訳人に対して、刑事司法手続についての知識や基礎的法律知識の習得につながる研修を実施することにより、能力の向上を図る。
		施策の進捗状況(実績)
		これまでの実施要領を大幅に見直し、通訳言語を特定の言語に限定し、参加人数を例年より絞った上で通訳人セミナーを実施した。 セミナーでは、同じ通訳言語を使用する通訳人同士の間

	<p>や検察官との間で、当該言語の通訳に関する諸問題や疑問等について、より深く活発な議論や意見交換を行った。このほか、刑事手続に関する近年の動向についての講義、ベテラン通訳人講師による捜査通訳上の参考事例の講義等を行った。</p>					
	参考指標	実績値				
	通訳人研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（％）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		95.4	92.0	95.7	100.0	100.0

測定指標	2 被害者支援担当者の育成	平成24年度目標				
		被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。				
		施策の進捗状況（実績）				
		<p>被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。</p> <p>研修では、専門家等による制度説明や支援等に関する講義を行ったほか、刑事局職員等と研修員との間で実情や問題点等についてフリーディスカッションを行った。</p>				
	参考指標	実績値				
	被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（％）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		94.3	96.2	91.3	95.0	88.8

測定指標	3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	平成24年度目標				
		国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。				
		施策の進捗状況（実績）				
		<p>検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動を積</p>				

	極的に行った。				
参考指標	実績値				
広報活動の実施回数（回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	1,087	1,339	1,287	1,187	1,135

<p>施策に関する 評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p>【指標 1 について】</p> <p>平成24年6月20日から6月21日までの2日間、中央研修として、全国の地方検察庁から推薦された通訳人38名が参加する通訳人セミナーを実施した。</p> <p>平成24年度のセミナーは、これまでの実施要領を大幅に見直し、通訳言語を特定の言語に限定し、参加人数を例年より絞った上で実施した。通訳言語を限定することにより同じ通訳言語を使用する通訳人同士の間で、当該通訳言語国の法制度や文化的・社会的な背景等も踏まえつつ、当該言語の通訳に関する諸問題についてより深く活発な議論が行われた。</p> <p>また、セミナー開催に当たっては、セミナーに対する要望や通訳上の問題点等を参加者から事前にアンケートを実施・集計し、より実効的な内容となるよう事前準備を行った。そして、セミナーでは、事前アンケートで要望のあった刑事手続に関する近年の動向についての講義を行ったほか、ベテラン通訳人を講師に招き、その豊富な経験から捜査通訳上参考となる事例を講義してもらうなど、より充実したプログラムを実施した。</p> <p>さらに、平成23年度に好評であった検察官との座談会（分科会）を引き続き開催し、同じ通訳言語を使用する通訳人と検察官とで、通訳を行う上で疑問に感じる点や要望等につき意見交換を行った。</p> <p>このように、特定の言語に限定した上、より少人数で行うプログラムを実施することで、より専門的な知識等の習得につながる研修となり、通訳能力の向上を図るという目標をおおむね達成し、国内における外国人犯罪への適正な対処に資することができたといえる。</p> <p>なお、セミナー終了後には、効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、セミナー参加者全員に対してアンケート調査を実施したところ、セミナーに参加した38名全員から回答を得ることができ、全員が、セミナーについて、「通訳人としての知識や能力の向上に役立った」旨回答した。このアンケート結果は、通訳人による主観的評価ではあるものの、通訳人がこれまで得ていなかった知識等をセミナーにより得ることができ、セミナーが参加通訳人の能力向上に役立ったと評価できる一要素であると考えられる。</p> <p>加えて、セミナーの成果を全国で共有するため、通訳人と検察官の座談会において出された意見も含めて、その概要を取りまとめて各庁に情報提供した。各庁においてこれらの概要を各庁に登録された通訳人にも情報提供することで、セミナーに参加しなかった通訳人の能力向上にも資すると考えられる。</p> <p>【指標 2 について】</p> <p>平成24年11月27日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者80名を対</p>
------------------------	----------------	---

象に、被害者支援担当者中央研修を実施した。

同研修では、被害者保護のための諸制度についての説明のほか、犯罪被害者等基本計画における検察庁関連の施策や関係機関・団体等と連携した被害者支援のモデルケースや民間支援センターで行う支援等に関する講義を行った。

また、刑事局職員等と研修員の間で、各庁における実情や問題点等について、フリーディスカッションを行った。

研修終了後には、効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、79名から回答を得ることができた。

その中で、71名（88.8パーセント）が、同研修について、「有意義である」と回答した。

以上から、同研修内容は、被害者支援担当者に必要な知識・技能を習得させるものとなり、被害者支援担当者の対応能力の向上という目標をおおむね達成し、被害者支援担当者の育成を行ったと評価できる。

【指標3について】

平成24年度は、検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットの内容を刷新して、全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした。また、平成23年度に引き続き、広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。

また、平成23年度から実施されている新しい学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場における法教育の重要性が高まっているところ、平成24年度においては、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。

広報活動の実施回数は1,135回であり、活動への参加人数は合計3万9,782人であった。

なお、広報活動終了後に参加者にアンケートを実施する場合もあり、その際出された意見や感想は、今後の広報活動をより充実したものとするための参考として活用している。

以上から、検察活動の意義・役割について、国民に正しく理解してもらうための地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標をおおむね達成し、一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を周知できたと評価できる。

目標期間終了時点
の総括

【目標の達成状況の分析】

検察庁における通訳人体制の充実・強化に取り組んだことにより、国内における外国人犯罪への適正な対処という目標の達成に寄与できた。特に、通訳人セミナーにおいては、実施要領の見直しにより、当該言語を母語とする被疑者の文化的特性や出身地域の特性など、従前に比べて、より専門的な知識の習得や情報の共有が可能となり、更に特化した通訳能力の向上を図ることができた。

また、被害者支援担当者の育成に取り組んだことにより、職員の意識や対応技能の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援の充実に資することができた。

これらの通訳人や被害者支援担当者の研修を中央で行うことにより、全国均一な能力向上及び統一的な情報の共有を図るとともに、より効

	<p>果的かつ効率的な研修を実施することができた。特に、通訳人セミナーにおいては、通訳回数の多い大規模庁（東京）の通訳人を講師に招いて、捜査通訳上の参考事例等の講義等を行うことができた。また、捜査経験豊富な大規模庁（東京）の検察官を、多忙な中でも意見交換会に参加させることができ、さらには全国から多数の通訳人が一同に介し研修を行うための場所も確保することができた。一方、被害者支援担当者中央研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点等を議論することができ、各庁間の情報共有が一層図られた。</p> <p>さらに、一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を周知し、捜査等への協力や裁判員裁判への参加促進といった検察権の適正・迅速な行使のために必要な国民の理解や協力が得られるよう努めた。</p> <p>平成24年度に刷新したパンフレットの内容は、従前のものに比べて、刑事事件の流れと検察庁の職員の関わりを詳細に説明しており、また、イラストの描き方や色合いなど細部にも工夫を凝らしたものであって、これを広報活動に利用したことにより、効果的かつ効率的に広報活動を実施することができた。</p> <p>こうした取組を通じて、外国人犯罪への対処や犯罪被害者の保護等を始めとする検察機能の強化を図ることができたといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>国際化の進展に伴い外国人が関与する事件への対応の重要性が依然として高い上、取調べの適正に対する社会の関心が高まっていることから、外国人が関与する事件を適正に処理するためには通訳の正確性・公平性が担保されることが不可欠であるため、引き続き、捜査手続における通訳の正確性・公平性を全国統一的に確保する方策が必要である。また、本年度の通訳人セミナーにおけるカリキュラムを大幅に変更して実施したように、その内容を必要に応じて検討・見直しながら、セミナーを継続していくことが必要である。</p> <p>被害者支援担当者中央研修については、研修実施後のアンケートの結果を見ても有効であると認められる。や被害者支援担当者の意識や対応能力の向上を目的として、引き続き同研修を実施する必要がある。</p> <p>検察の使命や検察活動の機能・役割に関する広報活動については、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広報活動の充実を図るほか、学校教育や市民教育等において、幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していくことが必要である。</p>
--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 平成25年7月12日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕 通訳人セミナーについて、アンケートで有意義であるという回答が多い中で、一つの講義だけが「どちらともいえない」という回答が多いが、この結果を受けて、講義内容</p>
------------------------	--

	<p>について改善をする必要があるのではないか。</p> <p>〔反映内容〕</p> <p>一部の通訳人にとっては、既に独学等で習得済みの知識に関するものも含まれており新しい情報がなかったという面も考えられるが、そのような知識がなかった通訳人の方が多数を占めており、全体としては意義があったものと考えている。</p> <p>もっとも、講義の要否やその内容の改定等については、今後も参加者からのアンケート結果等を踏まえ、より充実したものとなるよう努めていきたい。</p> <p>イ〔意見〕</p> <p>中国語、スペイン語、ポルトガル語の3つの言語のグループ構成について、3つのうち中国語だけが他の2つの言語と比べて法制度が相当かけ離れていると思うが、この3つの言語に絞った理由は何か。</p> <p>また、3つの言語ではなく、1つの言語に集中して、その言語の特性及びその国の特性を見据えたようなセミナーにした方がより効果的ではないか。</p> <p>〔反映内容〕</p> <p>対象となる通訳言語を上記の3つとした理由としては、通訳人セミナーの開催は年1回のみであり、一度に多数の言語を取り上げるのは現実的ではないことから、平成24年度から分科会を言語別に開催することとし、初年度となる平成24年度は通訳回数等の多い3言語を選んで実施したものであり、他言語についても今後随時実施していく予定である。</p> <p>また、通訳人セミナーでは、各言語に分けて、その言語の特性及びその国の特性を見据えた分科会を行っているほか、各言語に共通して認識する必要のある事柄もあるため、一部共通して行っている講義もある。したがって、各言語の相互の関係性は問題としないと考えているが、今後も上記アンケート結果等を踏まえながら、より効果的なセミナーになるよう努めていきたい。</p>
--	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通訳人セミナー全体及び各講義等に関するアンケート調査結果は、刑事局公安課において保管している。 ・被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果は、刑事局総務課において保管している。
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>災害時緊急連絡サービス等について執行実績を反映し、経費を削減したほか、旅費についても実績を反映し、経費を削減した。</p>
----	---

担当部局名	刑事局総務課企画調査室	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護，捜査，公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は，犯罪被害者等の保護，その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において，名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ，犯罪被害者等の負担が軽減されるよう，犯罪被害者等の心身の状況，その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発，専門的知識又は技能を有する職員の配置，必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*2 「犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）」

V－第2－3－（1）－イ 職員等に対する研修の充実等

法務省において，検察官，検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施，犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣，矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施，更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義，地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など，職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り，職員の対応の改善を進める。

*3 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3－4－⑤ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備

国際的な犯罪に的確に対処するため，通訳・翻訳担当職員の育成強化，有能な民間通訳人の確保等，国際組織犯罪対策の推進に必要な態勢を整備する。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備		評価方式	実績	番号	8
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額	
予算 の 状 況	当初予算（千円）	4,703,355	4,598,418	5,889,716	4,633,445	9,658,429	
	補正予算（千円）	0	1,895,655	1,950,792			
	繰越し等（千円）	△470	△1,198,120	△749,551			
	計（千円）	4,702,885	5,295,953	7,090,957			
		<4,702,885>	<5,295,953>	<7,090,957>			
執行額（千円）		4,566,549	5,041,482	6,622,250			
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>① 政策評価結果を踏まえ、少年院視察委員会・少年鑑別所視察委員会の開催に必要な経費を重点的に要求する一方、日韓矯正職員親善武道大会の開催方法等の変更を行うことで経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。</p> <p>② 政策評価結果を踏まえ、保安警備体制の整備に係る警備機器等の更新整備に必要な経費を重点的に要求する一方、矯正総合情報通信ネットワークシステム用サーバのリース契約の見直しを行うことで経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。</p>					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備					番号	8		(千円)
	予 算 科 目					予 算 額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	矯正企画調整費	矯正の企画調整に必要な経費	104,377	121,706	△ 1,887
	●	2	一般	矯正官署	矯正管理業務費	矯正管理体制の整備に必要な経費	4,529,068	9,536,723	△ 37,363
	●	3							
	●	4							
	小計						4,633,445 の内数	9,658,429 の内数	△ 39,250
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計						の内数	の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	
	○	2					<	>	
	○	3					<	>	
	○	4					<	>	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	
	◇	2					<	>	
	◇	3					<	>	
	◇	4					<	>	
	小計						の内数	の内数	
合計						4,633,445 の内数	9,658,429 の内数	△ 39,250	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備				番号	8	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			25年度当初予算額	26年度概算要求額	増減			
矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	●	1	104,377	121,706	17,329	△ 1,887	政策評価結果を踏まえ、少年院視察委員会・少年鑑別所視察委員会の開催に必要な経費を重点的に要求する一方、日韓矯正職員親善武道大会の開催方法等の変更を行うことで経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	●	2	4,529,068	9,536,723	5,007,655	△ 37,363	政策評価結果を踏まえ、保安警備体制の整備に係る警備機器等の更新整備に必要な経費を重点的に要求する一方、矯正総合情報通信ネットワークシステム用サーバのリース契約の見直しを行うことで経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
合計						△ 39,250		

平成25年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省25－（7））

施策名	矯正施設 ^{*1} の適正な保安警備及び処遇体制の整備
担当部局名	矯正局成人矯正課
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ－5－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設における非常事態（暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図る。 ・ 刑事施設^{*2}の総合警備システム^{*3}を更新整備する。
目標設定の考え方・根拠	<p>刑事施設に対しては、国の治安及び平穏な国民生活を確保する刑事司法の「最後の砦」として、保安警備力を強化し、矯正施設の規律秩序を適正に維持することが要請されている。このため、保安事故（逃走、自殺、人為的火災、職員殺傷、同衆殺傷等の事案）を未然に防止するとともに、地震、火災等の天災事変や保安事故発生時に迅速・的確に対応することが求められている。</p> <p>そこで、各刑事施設においては、法務省防災業務計画、法務省国民保護計画を踏まえ、矯正施設警備救援規程（平成14年法務省矯保訓第1459号大臣訓令）に基づき、警備及び災害復旧に関する計画を策定している。そして、各刑事施設においては、矯正施設に非常事態が発生した場合の警備活動及び災害復旧活動を行う、管区機動警備隊及び施設警備隊を編成し、有事の際には、必要に応じて管区機動警備隊員を該当矯正施設に派遣し、警備活動及び災害復旧活動に従事させている。また、医療、建築、電気等の専門技能を有する者の中から指名した災害救援隊を派遣して事態の収束に当たっている。</p> <p>さらに、保安事故の予防、早期発見及び事態収束のため、監視用カメラ装置や非常通報装置等の総合警備システムのほか、携帯用ビデオカメラ、警備用具（警棒、拘束衣等）、防災用機器（テント、浄水器等）を整備して有効活用している。</p> <p>このような矯正施設の規律秩序その他管理運営を適正に維持するという基礎があつて、初めて被収容者の処遇の充実という課題に目を向けられるものであつて、保安警備体制を充実させることは、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰並びに再犯防止という目的を達成するための処遇体制を充実させることにつながる。</p>
政策評価実施予定時期	平成26年8月

測定指標	基準		25年度目標
		基準年度	
1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	—	—	各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練、防災器具の使用訓練等）、管区機動警備隊集合訓練等を通じて、刑事施設職員の

			保安警備力の強化を図る。
--	--	--	--------------

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

刑事施設の規律秩序を適正に維持するためには、刑事施設の各種訓練等により日々の保安事故等の発生を未然に防止するとともに、保安事故等が発生した場合は、迅速・的確な対応を行うことが不可欠であるところ、こうした対応を確実なものとするためには、保安警備に関する訓練を通じ、対応する職員の職務執行力の向上を図る必要がある。

そこで、「刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況」を測定指標として、職員の職務執行力の向上について、管区機動警備隊集合訓練の訓練の実施回数、参加者数等の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

参考指標		年度ごとの実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
管区機動警備隊集合訓練の実施状況	実施回数（回）	8	7	8	7	8
	参加者数（人）	327	323	329	329	339
訓練参加者に対するアンケート（訓練を有意義とする回答）（％）		—	96.9	98.2	95.4	92.9

測定指標	基準値	基準年度	25年度目標値
	2 総合警備システムの更新整備施設	—	

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

矯正施設の規律秩序を適正に維持するためには、保安事故等の発生を未然に防止するとともに、保安事故等が発生した場合は、迅速・的確な対応を行うことが不可欠であるところ、こうした対応を確実なものとするためには、各種警備用機器のうち、特に異常事態の早期発見及び的確な緊急対応に有効な装備として刑事施設全庁に整備している総合警備システムの更新整備の推進及び警備用機器の効果的な活用を図る必要がある。

そこで測定指標については、「総合警備システムの更新整備施設数」とし、刑事施設188施設中23施設について更新整備することを目標値に設定した。

なお、総合警備システムの更新整備に当たっては、基準値、基準年度を示した上で目標値を設定しているのではなく、各年度ごとに前回更新年次、機器の不具合状況等、総合警備システムの現状を総合的に勘案した上で、更新整備する施設を選定しているところ、平成25年度においては23施設の更新整備を行うことを目標とした。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
総合警備システムの更新整備施設数（施設）	18	21	22	17	12 （速報値）

達成手段	補正後予算額（執行額）	25年度	関連
------	-------------	------	----

(開始年度)	補正後予算額 (執行額)		当初 予算額	する 指標
	23年度	24年度		
①受刑者就労支援体制等の充実 (一 年度)	596百万円 (568百万円)	661百万円 (652百万円)	585 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<ul style="list-style-type: none"> 被収容者に対して、就職に必要となる知識や技術、資格を付与するために各施設において職業訓練等を実施するとともに、出所後の生活に不安を抱く被収容者に対し、就労支援スタッフが公共職業安定所から必要な求人情報を適時に入手しつつ、就職意欲の向上を図るとともに具体的な求職活動の指導を行っている。 再入者に占める無職者の割合は年々増加しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要である。 			0019	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
②矯正施設の保安及び処遇体制の整備 (一 年度)	4,206百万円 (4,122百万円)	6,262百万円 (5,994百万円)	4,407 百万円	1,2
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<ul style="list-style-type: none"> 矯正施設は、被収容者の身柄を確保し、施設内の規律・秩序を維持しながら、再犯防止に向けた矯正処遇を実施するという一般行政官庁とは異なる官署であり、これらの矯正施設を維持・管理していく上で必要な①監視カメラ等の保安警備機器類の整備、②被収容者を処遇する上で必要な技術及び知識を付与するための職員研修等の実施、③矯正行政の業務効率化を図るために必要な機器等の整備などにより、再犯防止に向けた矯正処遇を実施するための基盤を整備する。 矯正施設における非常事態に迅速かつ適切に対応するため、非常事態発生時における警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図るとともに、保安事故の早期発見及び事態収束のため、刑事施設の総合警備システムを更新整備することを目標としている。 			0021	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
③矯正の企画調整の実施 (一 年度)	128百万円 (96百万円)	148百万円 (119百万円)	104 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<ul style="list-style-type: none"> 刑務所、少年刑務所、拘置所の各刑事施設には、刑事施設の運営の透明性を確保し、国民に理解され、支えられる刑事施設を維持することを目的として、地域住民や外部有識者等を構成員とする、刑事施設視察委員会が設置されている。 矯正施設の医師を確保することを目的として、「矯正医官修学資金貸与法」に基づき、大学卒業後に矯正施設の医療に従事する意思のある医学生に対する学費の補助を行って 			0023	

いる。
 ・ 刑事施設で実施しているPFI事業について、事業運営を行うことによって生じる事業者とのリスク分担などに関する諸問題を解決し、運営の適正化を図っている。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
④矯正施設の防災対策 (平成23年度)	2,062百万円 (1,666百万円)	989百万円 (840百万円)	1 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
矯正施設は、刑事司法の最後の砦であり、被収容者の拘禁を確保し、国の治安及び平穏な国民生活を維持する使命を負っているところ、警備機器や防災設備等を整備することにより、今後、東日本大震災のような災害が発生した場合に、矯正施設がその機能を維持・継続することができる体制を構築する。			0024	

*1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院を総称する名称

*2 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所を総称する名称

*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち、外堀・工場・廊下・居室・保護室の監視用カメラについて、操作卓モニターにて集中監視を行い、24時間自動録画を行うとともに、同操作卓周辺に、無線機基地局を始め、非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し、異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24-(6))

施策名	矯正施設 ^{*1} の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(1)) (評価書78頁)					
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。					
達成すべき目標	矯正施設における非常事態(暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態)に迅速かつ適切に対応するため、非常事態発生時における警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図るとともに、保安事故 ^{*2} の早期発見及び事態収束のため、刑事施設 ^{*3} の総合警備システム ^{*4} を更新整備する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	4,703,355	4,598,418	5,889,716	4,633,445
		補正予算(b)	0	1,895,655	1,950,792	—
		繰越し等(c)	△470	△1,198,120	△749,551	/
		合計(a+b+c)	4,702,885	5,295,953	7,090,957	
執行額(千円)	4,566,549	5,041,482	6,622,250			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第1条等^{*5} ○ 矯正施設警備救援規程(平成14年3月25日法務大臣訓令)第9条等^{*6} 					

測定指標	1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	平成24年度目標				
		各刑事施設において実施している各種訓練(警備用具の使用訓練、防災器具の使用訓練等)、管区機動警備隊集合訓練等を通じて、刑事施設職員の保安警備力の強化を図る。				
		施策の進捗状況(実績)				
	全国の刑事施設に勤務する管区機動警備隊員(刑務官)を全国8か所に集合させた上、保安事故等が発生した場合に迅速かつ確な対応ができるよう、様々な訓練を取り入れるとともに、外部機関の専門家を講師に迎えるなどして、実践的かつ実務的な保安警備訓練を行った。					
参考指標	年度ごとの実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	

	1 管区機動警備隊 集合訓練の実施 状況	実施 回数 (回)	8	7	8	7	8
		参加 者数 (人)	327	323	329	329	339
	2 訓練参加者に対するアンケート（訓練を有意義とする回答）（%）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
			—	96.9	98.2	95.4	92.9

測定指標	2 総合警備システムの更新 整備施設	平成24年度目標値				
		12施設				
		実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		18	21	22	17	11

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>札幌及び仙台矯正管区は、平成24年10月1日から5日間、東京矯正管区は同年11月5日から5日間、名古屋、広島及び福岡矯正管区は、同年11月26日から5日間、大阪及び高松矯正管区は、同年12月3日から5日間、全国の刑事施設に勤務する管区機動警備隊員（刑務官）計339名について、それぞれの矯正管区等が主体となり、大規模震災等の非常事態の発生、被収容者による暴動、騒じょう等を想定した上、非常時の訓練⁷を行った。あわせて、大型テント、浄水器、簡易トイレ、炊飯器等の防災用具の使用訓練も積極的に取り入れるなど、保安事故、激甚災害等に備えた実践的な訓練を行った。</p> <p>特に、東日本大震災が発生した際には、約9か月間にわたり約3,600名（延べ人員）の刑務官を被災地に派遣し、地元住民等への炊き出しなどの支援を行ったが、これまでこのような訓練を行っていなかったため、炊き出し方法が分からない隊員もいたことから、その教訓を活かし、炊き出し訓練等を積極的に行った。</p> <p>また、この訓練は、仮に刑事施設自体が被災した場合においても、被収容者への食事給与等は欠かせないものであることから、有事の際の保安警備の観点からも、非常に有意義な訓練であったと考える。</p> <p>さらに、消防訓練においては、消防士を、特別警備活動訓練においては、機動隊員である警察官をそれぞれ招へいするなど、実践的かつ実務的な訓練を実施した。</p> <p>管区機動警備隊集合訓練終了後の各隊員339名（ただし、訓練後に入院した隊員1名を除く。）に対するアンケートにおいても、「有意義で</p>
----------------	---------	---

	<p>あった」旨を回答した者が92.9パーセントであった。</p> <p>以上のことから、同訓練が刑務官に多種多様な技能を身に付けさせるに値し、職員の保安警備力が強化され、刑事施設の保安警備体制の強化につながったことは明らかであり、非常事態発生時における警備・救援活動に従事する職員の能力の向上に役立ったと評価できる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>保安事故の早期発見及び事態収束のため、刑事施設の総合警備システムを更新整備するとの目標において、本年度は、12施設について更新整備するところであったが、11施設の更新整備となった。</p> <p>これは1施設においては、建て替え工事が計画されていることから、急きょ、同システムを更新しなかったものであり、更新不要であった施設以外の更新は全て行っているため、目標を達成したと評価できる。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>保安警備に関する各種訓練において、危機場面における対策のほか、刑事施設における通常の勤務場面においても使用する警備用具等の使用方法をきめ細かく指導するなどしている。このため、同訓練終了後、現場施設で勤務する場面においても、同訓練で習得してきたことを、実践の場面で発揮することができるとともに、同訓練に参加できなかった刑務官にも伝達するなどして共有を図っている。これらのことから、非常事態に迅速かつ適切に対処するため、有効かつ効率的に刑事施設の保安警備体制の充実・強化を図っているといえる。</p> <p>さらに、同訓練における宿泊先は、刑事施設に付設される体育館や、冬期であるにもかかわらず、野外にテントを張り、いわゆる宿営地的な場所において、心身共に、非常に厳しい訓練を行っているとともに、専門家を招へいするなどし、短期かつ集中的に刑事施設の中核を担う刑務官に技能を付与している。</p> <p>刑事施設の総合警備システムの更新整備により監視カメラの性能が高まった結果、これまで得られなかった夜間の視認性が高くなったり、工場等における死角がなくなるなどした。これにより、多数の職員を配置して警備せずとも、外部侵入者の早期発見、被収容者による不適正行為の早期摘発を行うことが可能となり、保安事故の早期発見及び事態収束を有効かつ効率的に行えるようになった。</p> <p>以上から、いずれの取組内容についても、矯正施設の適正な管理運営の維持に資するものといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>刑事施設においては、「被収容者の身柄の確保」、「保安事故の防止」及び「規律秩序の維持」を目的として、国の治安及び平穏な国民生活を確保する最後の砦として、厳重な保安警備体制が要請されており、何よりも平穏な状態を維持することが重要である。仮に、保安事故が発生したとしても、いち早く、平時の状態に回復することが刑事施設あるいは勤務する刑務官に求められている。</p> <p>一度、大きな保安事故が発生すれば、国民生活に与える影響も甚大であることから、機械警備による保安警備体制の向上に努めるとともに、刑務官の職務執行力の向上を図るための各種訓練等を充実させ、あらゆる危機場면을想定して、物的人的の両面から刑事施設における</p>

	<p>保安警備体制の構築を図ることは重要な意義があるといえる。</p> <p>これらのことから、引き続き、保安警備体制の向上のため、あらゆる方策を導入して刑事施設の安定的な施設運営に資するよう施策を実施していく必要がある。</p>
--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 平成25年7月12日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア〔意見〕 平成24年度予算は、当初及び補正を合わせて約78億円であり、対前年度比で大幅増となっているが、訓練数が増えたわけではなく、総合警備システムの整備施設数も特に多くないが、大幅増になっているのはなぜか。</p> <p>〔反映内容〕 平成24年度補正予算で整備した総合警備システムについては、更新整備が完了するのが平成25年度にずれ込んでいたことから、実績値は平成24年度分ではなく、平成25年度分として計上されることになる。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>管区機動警備隊訓練に対する隊員のアンケートに関する調査結果は、矯正局成人矯正課において保管している。</p>
----------------------------------	---

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】 矯正総合情報通信ネットワークシステム用サーバの再リース契約の見直しを行い、経費削減を図った。</p>
-----------	---

<p>担当部局名</p>	<p>矯正局成人矯正課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年8月</p>
--------------	-----------------	-----------------	----------------

-
- *1 「矯正施設」
刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称する名称
 - *2 「保安事故」
逃走、自殺、火災、職員殺傷、同衆殺傷等の事案
 - *3 「刑事施設」
刑務所、少年刑務所、拘置所を総称する名称
 - *4 「総合警備システム」
警備用機器のうち、外堀・工場・廊下・居室・保護室の監視用カメラについて、操作卓モニターにて集中監視を行い、24時間自動録画を行うとともに、同操作卓周辺に、無線機基地局を始め、非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し、異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

*5 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

第1条 この法律は、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

*6 「矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）」

第9条 管区機動警備隊は、・・・非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には、当該矯正施設の警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

*7 「非常時の訓練」

非常動員赴援訓練、暴動・騒じょうに対する訓練、捕縄、手錠及び拘束衣の使用訓練、拳銃使用訓練、警備用具使用訓練（大型催涙弾発射機等）、消防訓練、救急法、総合防災訓練、特別警備活動訓練、研究討議（逃走事故発生時の初動体制等）

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施			評価方式	実績	番号	9
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額		
予算 の 状 況	当初予算（千円）	50,869,290	48,572,693	49,157,463	47,713,566	/		
	補正予算（千円）	△ 202583	1465082	△ 283684				
	繰越し等（千円）	△ 65618	65618	0				
	計（千円）	50,601,089	50,103,393	48,873,779				
		<50,601,089>	<50,103,393>	<48,873,779>				
執行額（千円）		49,891,312	49,195,554	48,267,301				
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>政策評価結果を踏まえ、再犯防止に向けた各種指導・支援の充実に必要な経費を重点的に要求する一方、社会の雇用ニーズ等に応じた職業訓練種目の見直し、収容人員見込み精査等を行うことで経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。</p>						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施				番号	9		(千円)
		予 算 科 目				予 算 額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	矯正官署	矯正収容費	矯正施設における収容の確保及び処遇等の実施に必要な経費	47,713,566	48,178,278	△ 1364773
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						47,713,566 の内数	48,178,278 の内数	△ 1364773
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計						の内数	の内数	
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
	小計						の内数	の内数	
合計						47,713,566 の内数	48,178,278 の内数	△ 1364773	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施				番号	9	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			25年度当初予算額	26年度概算要求額	増減			
矯正施設における収容確保の維持及び適正な処遇の実施	●	1	47,713,566	48,178,278	464,712	△ 1,364,773	政策評価結果を踏まえ、再犯防止に向けた各種指導・支援の充実に必要な経費を重点的に要求する一方、社会の雇用ニーズ等に応じた職業訓練種目の見直し、収容人員見込み精査等を行うことで経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
合計						△ 1,364,773		

平成25年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省25－（8））

施策名	矯正施設 ^{*1} における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
担当部局名	矯正局成人矯正課，少年矯正課
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ－5－（2））
達成すべき目標	刑事施設における職業訓練や少年院における職業補導，矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により，出所（院）後の就労の安定を図る。
目標設定の考え方・根拠	<p>再入者に占める無職者の割合は年々増加しており，就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは，再犯防止のために重要である。</p> <p>・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月犯罪対策閣僚会議）において，刑務所等の就労支援スタッフ等を活用し，入所中から就労意欲の喚起を促すとともに，雇用情勢に応じた職業訓練を実施することとされており，就労支援の充実を図る必要がある。</p> <p>・犯罪対策閣僚会議の下に設置された再犯防止対策ワーキングチームが策定した「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」（平成23年7月犯罪対策閣僚会議報告）においても，就労支援は，「帰住先・就労先確保のための仕組みの構築」として施策の柱の一つに位置付けられている。</p> <p>・上記「当面の取組」を踏まえ，犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）においても，「社会における「居場所」と「出番」を作る」ため，「就労の確保」を図ることが，再犯防止のための重点施策の一つとして位置付けられており，総合的な再犯防止対策を進めるに当たり，就労支援の充実を図る必要がある。</p>
政策評価実施予定時期	平成26年8月

測定指標	基準値	基準年度	25年度目標値
1 刑事施設 ^{*2} における職業訓練の充実度 （受講者数，受講率，修了者数，資格・免許等の取得者率）	下記 「23年度実績値」	23年度	対23年度増
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
<p>・職業訓練により知識や技術を習得し，資格や免許を取得することは，受刑者の出所後の就労を容易にし，再犯の防止に資すると考えられる。そこで，受刑者の円滑な社会復帰促進に向けた職業訓練の充実度を測定指標とした。</p>			

・ここ数年の職業訓練の実績を見ると、受刑者の収容人員が若干減少し、職業訓練に適した受刑者がPFI刑務所に多く収容されている影響などから、必ずしも前年より数値が増加しているとはいえない状況にあるが、出所後の就労の安定を図るためには、こうした状況下においても、より積極的に職業訓練を実施すべきと考えられることから、対23年度増とすることを目標とする。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
職業訓練受講者数（人）	3,030	2,917	2,745	2,616	3,101
職業訓練受講率（％）	4.30	4.30	4.10	4.10	5.00
職業訓練の修了者数（人）	2,635	2,513	2,343	2,248	2,647
資格・免許等の取得者率（％）	88.0	85.8	86.5	87.4	88.4

測定指標	基準値	基準年	25年度目標値
	2 刑事施設における就労支援実施人員の割合	10.9%	

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

・受刑者に対するキャリアコンサルティング、公共職業安定所や雇用主との連絡調整等を行うため、刑事施設に就労支援スタッフを配置し、就労支援希望者の9割以上の者に対して就労支援を実施しており、出所者に占める就労支援実施人員の割合は、刑事施設における就労支援の充実を示すと考えられることから、測定指標とした。

・平成23年において、就労支援実施人員の割合は10.9パーセントであったところ、受刑者の出所後の就労の安定を図るためには、受刑者の就労意欲の一層の喚起をはかり、より多くの受刑者に対して就労支援を実施することが重要と考えられることから、対同年増とすることを目標とする。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	19年	20年	21年	22年	23年
就労支援実施人員の割合（％）	4.0	5.0	6.9	9.2	10.9
就労支援実施人員（人）	1,267	1,576	2,093	2,720	3,128
刑事施設出所者数（人）	31,341	31,680	30,213	29,461	28,583

測定指標	基準値	基準年	25年度目標値
	3 少年院における就労支援実施人員の割合	15.4%	

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

・少年院においては就労支援対象者を指定するなどして重点的な就労支援対策を実施しており、少年院における就労支援実施人員の割合は、少年院における就労支援の充実を示すと考えられることから、測定指標とした。

・少年院出院者は大多数が保護観察に引き継がれており、保護観察中に就労が決まるケースが多いことを考慮する必要がある。平成23年において、少年院仮退院者の保護観察開始時における有職者の割合は16.7パーセント、保護観察終了時における有職者率は70.8パーセントであるところ（注）、保護観察期間まで一体として捉えた就労支援対策の効果を更に上げていくためには、出院時又は出院後できるだけ早い時点で、少年院出院者の就労が安定するよう引き続き少年院在院中における就労支援対策を重点的に実施することが有効である。平成23年において、少年院で就労支援を実施した者の割合は15.4パーセントであったところ、対同年増とすることを目標とする。

（注）保護観察開始時と終了時とでは、対象者が異なるので、厳密な意味での比較ではない。

※ 平成24年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）では、1年間の1日平均収容人員を基に測定指標を設定していたが、この施策の評価に当たっては、1年間に出院した者のうち就労支援を実施した者の割合を検証することが妥当であると考えたため、平成25年度から出院者数を用いて測定指標を設定することとした。

過去の実績	年ごとの実績値				
	19年	20年	21年	22年	23年
就労支援実施人員の割合（％）	14.2	17.9	19.7	19.0	15.4
就労支援実施人員（人）	689	795	841	812	614
少年院出院者数（人）	4,856	4,445	4,264	4,282	3,986
参考指標	年ごとの実績値				
	19年	20年	21年	22年	23年
少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の割合（％）	72.9	72.5	69.3	69.5	70.8

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①受刑者就労支援体制等の充実 (－年度)	596百万円 (568百万円)	661百万円 (652百万円)	585 百万円	1,2,3
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<ul style="list-style-type: none"> ・被収容者に対して、就職に必要となる知識や技術、資格を付与するために各施設において職業訓練等を実施するとともに、出所後の生活に不安を抱く被収容者に対し、就労支援スタッフが公共職業安定所から必要な求人情報を適時に入手しつつ、就職意欲の向上を図るとともに具体的な求職活動の指導を行っている。 ・再入者に占める無職者の割合は年々増加しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要である。 			0019	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		

②矯正施設の防災対策 (平成23年度)	2,062百万円 (1,666百万円)	989百万円 (840百万円)	1 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
矯正施設は、刑事司法の最後の砦であり、被収容者の拘禁を確保し、国の治安及び平穏な国民生活を維持する使命を負っているところ、警備機器や防災設備等を整備することにより、今後、東日本大震災のような災害が発生した場合に、矯正施設がその機能を維持・継続することができる体制を構築する。			0024	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
③地域生活定着支援の推進 (平成21年度)	336百万円 (335百万円)	394百万円 (385百万円)	387 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や身体等に障がい有する者が、矯正施設を出所(院)後、速やかに福祉の支援を受けられるようにするため、矯正施設に社会福祉士、精神保健福祉士を配置し、①支援が必要な対象者の選定、②当該対象者の福祉ニーズの把握、③当該対象者が行う福祉サービスの申請手続に対する支援等を行っている。 ・高齢者や身体等に障がい有する者は、出所(院)後、短期間のうちに生活苦に陥りやすく、再犯のおそれが高いため、こうした者に対する福祉的な支援は、再犯の防止に資するものである。 			0026	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
④被収容者生活関連業務の維持 (—年度)	26,422百万円 (26,217百万円)	26,144百万円 (25,871百万円)	26,368 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<p>法令に基づき、犯罪者や非行少年を収容する矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院)において、被収容者の身柄を確保するために必要な以下の物資等を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設の適正な維持・管理を図るための保守料や物品等 ・被収容者の公平・適正な矯正処遇を実施するために最低限必要な食糧、衣類、日常生活必需品等 ・矯正教育、矯正医療等を実施するための資材等 			0027	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		

⑤社会復帰に必要な刑務所作業の実施 (一年度)	4,690百万円 (4,623百万円)	4,471百万円 (4,355百万円)	4,459 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<p>刑事施設に収容された懲役受刑者は、刑法が定める「所定の作業」を行う義務を負っており、刑務作業は、規則正しい勤労生活の維持、規律ある生活態度及び勤労意欲の向上など、矯正処遇の根幹となる事業である上、民間企業からの受注によって得た作業収入は国庫に帰属される。</p>			0029	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑥留置施設の維持管理に係る実費償還 (一年度)	5,669百万円 (5,444百万円)	5,532百万円 (5,389百万円)	5,399 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<p>被疑者・被告人等は、本来、国の行政機関である拘置所等の刑事施設に勾留させるものであるが、都道府県の警察署の留置施設に勾留された場合には、「警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律」(明治35年2月27日法律第11号)に基づき、食糧費、生活必需品等の消耗品費、留置施設の維持管理経費などの勾留によって発生する経費を都道府県に償還することとされている。</p>			0031	

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称する言葉

*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称する言葉

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24- (7))

施策名	矯正施設 ¹⁾ における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(2)) (評価書84頁)					
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。					
達成すべき目標	刑事施設における職業訓練や少年院における職業補導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により、出所(院)後の就労の安定を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	50,869,290	48,572,693	49,157,463	47,713,566
		補正予算(b)	△202,583	1,465,082	△283,684	—
		繰越し等(c)	△65,618	65,618	0	
		合計(a+b+c)	50,601,089	50,103,393	48,873,779	
執行額(千円)	49,891,312	49,195,554	48,267,301			
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第84条等²⁾ ○少年院法(昭和23年法律第169号)第4条等³⁾ ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定)第2-2-⑤⁴⁾ ○子ども・若者ビジョン(平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定)第3-2(1)③⁵⁾ ○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組(平成23年7月再犯防止対策ワーキングチーム決定)2-(2)⁶⁾ ○再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定)第3-2-(2)就労の確保⁷⁾ 					

測定指標	1 刑事施設 ⁸⁾ における職業訓練の充実度(受講者数, 受講率, 修了者数, 資格・免許等の取得者率)	平成24年度目標値					
		対前年度増					
		基準値	実績値				
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		職業訓練受講者数(人)	3,101	2,917	2,745	2,616	3,101
職業訓練受講率(%)	5.00	4.30	4.10	4.10	5.00	5.50	

	職業訓練の修了者数 (人)	2,647	2,513	2,343	2,248	2,647	2,883
	資格・免許等の取得者 率(%)	88.4	85.8	86.5	87.4	88.4	87.1

測定指標	2 刑事施設における就労支援スタッフ ^{*9} 等による就労支援実施人員の割合(%)	平成24年度目標値					
		対前年増					
		基準値	実績値				
		23年	20年	21年	22年	23年	24年
		10.9	5.0	6.9	9.2	10.9	10.3
	参考指標	実績値					
	就労支援実施人員(人)	20年	21年	22年	23年	24年	
		1,576	2,093	2,720	3,128	2,829	

測定指標	3 少年院における就労支援実施人員の割合(%)	平成24年度目標値					
		対前年増					
		基準値	実績値				
		23年	20年	21年	22年	23年	24年
		19.2	22.9	23.5	23.8	19.2	19.9
	参考指標	実績値					
	1 就労支援スタッフによる面接等受講人数(延べ人員である。)(人)	20年	21年	22年	23年	24年	
		—	—	3,955	5,163	5,269	
	2 少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の割合(%)	20年	21年	22年	23年	24年	
		72.5	69.3	69.5	70.8	70.4 (速報値)	

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>PFI 刑務所を除く刑事施設において、積極的に職業訓練の充実を目標としてきたところ、平成24年度は前年度実績に対し、職業訓練受講者数で147人、受講率で0.5ポイント、修了者数で236人上回る結果と</p>
----------------	---------	---

なった。資格・免許等の取得者率は、1.3ポイント下回る結果となったが、職業訓練受講者数及び職業訓練受講率の増加に伴い、資格・免許取得者数は、前年度を上回る結果となっている。

なお、PFI刑務所は、その他の刑事施設と異なり、民間業者が職業訓練の実施主体であることから、両者を区別して取り扱っている。

【指標2について】

各刑事施設において、平成24年度も様々な就労支援策を実施してきたが、就労支援スタッフ等による就労支援実施人員の割合は、目標値とした前年実績である10.9パーセントを0.6ポイント下回る結果となった。

要因の一つとして考えられることは、平成23年度から取り組んでいる重点的な就労支援により、入所後早期から計画的に就労支援を受ける者が増え、一人当たりにかかる就労支援の時間数が増えている一方、支援に当たる職員数には限りがあるため、平成24年において就労支援をより必要とする者を優先して支援したことが挙げられる。非常勤職員である就労支援スタッフが支援できる時間は限られていることから、就労支援実施人員を増加させるには、刑事施設内の分類、教育、処遇等の各部署が連携し、効率的に就労支援を実施する必要があると考える。

【指標3について】

平成24年度においても各少年院で就労支援施策を実施したところ、目標値である19.2パーセントを、0.7ポイント上回る結果となった。

以上3つの指標のうち、一部指標については目標値を下回る結果となっており、今後も、当該指標に係る取組を中心に充実を図る必要があるものの、総合的に見て矯正施設の各種取組は出所（院）後の就労に資するものと言えることから、職業訓練、職業補導、就労支援等の充実により出所（院）後の就労の安定を図るという目標はおおむね達成できたと評価できる。

目標期間終了時点
の総括

【目標の達成状況の分析】

被収容者の出所後の就労に資するよう、刑事施設では、職業訓練、就労支援スタッフ等による就労支援等に取り組み、公共職業安定所及び保護観察所と連携した刑務所出所者等総合的就労支援対策を積極的に活用するとともに、「再犯防止に向けた総合対策」の一環として実施している全ての職業訓練のカリキュラムに社会常識等を付与する講義を盛り込んだ。

職業訓練については、平成24年度、精神等に障害を有する受刑者を対象とした窯業科を医療刑務所等に新規開設したほか、既存の農業園芸科を拡大するなど、職業訓練を受講する機会を増加させた。さらに、各種協議会等において、受刑者に対し、出所後の就労に資する作業としての職業訓練の有効性を説明するなどし、職業訓練の受講定員に対する受講者数の充足を図り、定員割を防止するよう刑事施設へ働きかけた。これらの取組により、職業訓練の拡充が図られたと考えられる。

就労支援については、全出所者に占める支援実施人員の割合が前年比減となっているものの、出所時期等を考慮した上で、就労支援を希望する者のほぼ全てに対して、就労支援スタッフ等による就職に関する相談や就職活動に必要なマナーやスキルの指導、履歴書の書き方の指導、求人情報の提供等の支援を実施しており、在所中又は出所後間

	<p>もなく就職先を確保できた事例が見られた。</p> <p>少年院における就労支援の実施人員の割合が、基準値を0.7ポイント上回った要因としては、ハローワークを始めとする関係機関との協働による就労支援の成功事例を全国の少年院に紹介し、就労支援の積極化を促した効果が現れたことが考えられる。成功事例には、在院者を外出させて就職面接を受けさせた事例や、ハローワークとの入念な調整により在院者の適性と希望に適した就労先を見付けることができた事例があった。</p> <p>以上から、職業訓練の拡充や、就労支援の充実等、就労に資する処遇を実施したことにより、被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰に寄与したと評価できる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>矯正施設における就労支援対策は、再犯率の増加とともに関心が高まっており、「再犯防止に向けた総合対策」にも掲げられているように重要な政策課題の一つでもあることから、今後もその拡充を図る必要がある。</p> <p>そこで、刑事施設における職業訓練においては、受講率が5.5パーセントにとどまっている現状を踏まえ、引き続き、職業訓練の拡大・拡充を図り、受講定員を引き上げ、受刑者の職業訓練受講の機会を増やすとともに、受刑者に対し、出所後の就労に資する作業として職業訓練の有用性を説明するなどして受講率の向上を図る。それにより、「再犯防止に向けた総合対策」として平成23年度実績に対して、平成34年度までに受講率を5パーセント向上させることを目標とする。</p> <p>就労支援については、平成25年度にキャリアコンサルタント等就労の専門家である就労支援スタッフの配置施設を増やし、支援体制の充実及び就労支援対象者の拡大を図っている。また、分類、教育、処遇等の各部署が連携して就労に役立つ訓練、指導等就労支援の内容を充実させ、引き続き支援対象者の拡大を図っていく。</p> <p>少年院においても、原則として全在院者を対象として、出院後の就労の安定、ひいては再犯・再非行防止のため就労支援に取り組んでおり、個別的な必要に応じて、職業相談、職業紹介や求人情報の提供を行っている。</p> <p>今後も在院者に対して入院早期から就労に向けた動機付けを高める指導を行うとともに、就労支援制度を活用した成功事例を在院者、保護者に紹介することにより、就労支援の積極的な活用を促す。</p>
--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 平成25年7月12日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア〔意見〕</p> <p>（法務省24-（8）の施策との比較において）職業訓練受講者数と資格・免許等の取得者数を比べた場合、資格・免許等の取得者数について、一般の刑務所では多く、PFI施設においては、少ないとの印象を受けるが、その違いは何か。</p> <p>〔反映内容〕</p>
------------------------	---

	<p>国が主体となって実施するものか、民間委託等を活用して実施するものかにより、その訓練内容は異なっている。</p> <p>一般の刑事施設においては、社会の雇用ニーズに即し、かつ出所後の就労に資する資格や技能等を取得できる訓練科目の拡充を図っており、職業訓練受講者数に対し、資格取得者数が上回っているのは、一人で複数の資格等を取得している者がいるためである。</p> <p>他方、PFI刑務所においては、資格・免許等の取得に直接つながらないものの、ビジネススキル等を付与する職業訓練を幅広く実施していることから、受講数と資格・免許等の取得者数を比較した際には、PFI刑務所が少ない印象を与えているものと思われる。</p>
--	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職業訓練実施報告」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成20年4月1日～平成24年3月31日) ・「受験結果報告書」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成20年4月1日～平成24年3月31日) ・「刑事施設における就労支援スタッフ等による就労支援の実施状況」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成22年1月1日～平成24年12月31日) ・「少年院における刑務所出所者等就労支援事業の実施状況」 (矯正局少年矯正課, 対象期間: 平成22年1月1日～平成24年12月31日) <p>○評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「成人矯正統計年報」※24年の数値は速報値 (法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html]) ・「少年矯正統計年報」※24年の数値は速報値 (法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.html])
---------------------------	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>受刑者就労支援体制等の充実については、職業訓練の効果の調査方法を検討するとともに、社会のニーズ等に応じた職業訓練種目の見直しを行い、経費削減を図った。</p>
----	---

担当部局名	矯正局成人矯正課, 矯正局少年矯正課	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	--------------------	----------	---------

*1 「矯正施設」

刑務所, 少年刑務所, 拘置所, 少年院, 少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)」

(矯正処遇)

第84条第1項 受刑者には、矯正処遇として、第92条(懲役受刑者の作業)又は第93条(禁錮受刑者等の作業)に規定する作業を行わせ、並びに第103号(改善指導)及び第104条(教科指導)に規定する指導を行う。

*3 「少年院法(昭和23年法律第169号)」

(矯正教育)

第4条 少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え規律ある生活のも

とに、左に掲げる教科並びに職業訓練の補導、適当な訓練及び医療を受けるものとする。

(以下略)

*4 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定）」

第2-2-⑤

刑務所等の就労支援スタッフ等を活用し、入所中から就労意欲の喚起を促すとともに、雇用情勢に応じた職業訓練を実施する。また、一般の職業訓練施設と連携するなどして、職業訓練を含めた刑務作業の質の向上を図る。さらに、刑務所、保護観察所等と公共職業安定所とが連携し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施、試行雇用制度の活用等の刑務所出所者等就労支援事業を推進する。

*5 「子ども・若者ビジョン（平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定）」

第3-2(1)③

(非行少年に対する就労支援等)

少年院・少年刑務所において、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起する指導等を充実するとともに、社会復帰に資する職業技能の習得や高等学校卒業程度認定試験の受験を奨励する。また、出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として、刑務所出所者等就労支援事業を推進する。

*6 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月再犯防止対策ワーキングチーム決定）」

2-(2)

矯正施設（刑務所・少年院）入所（院）中から出所（院）後の職場定着まで一貫したきめ細かい支援を行うため、平成23年度から実施している雇用主と刑務所出所者等双方のニーズを踏まえた就労の確保や、就労後のフォローアップによる職場定着支援などを行う取組（更生保護就労支援モデル事業）について、適切な効果検証を行い、効果的な就労支援対策を推進する。

また、法務省と厚生労働省とで連携して実施している刑務所出所者等就労支援事業の各種メニューを積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層推進していくことにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

さらに、矯正施設（刑務所・少年院）においては、PFI刑務所等において、民間のノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。刑務所出所者等の雇用に理解を示す企業との連携を強化し、矯正施設（刑務所・少年院）において当該企業が求める人材を育成して出所（院）後の就労に直接結び付ける取組につなげるなど、企業ニーズに沿った人材育成体制を構築する。

*7 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）」

第3-2-(2) 就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力で推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*8 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

*9 「就労支援スタッフ」

キャリアコンサルタント等専門的な立場から、受刑者に対するキャリアコンサルティング、公共職業安定所や雇用主との連絡調整等を行い、就労支援を行う者

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施			評価方式	実績	番号	10
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額		
予算 の 状 況	当初予算（千円）	14,666,946	15,355,682	15,704,682	15,685,604	/		
	補正予算（千円）	△ 159510	△ 180454	△ 116457				
	繰越し等（千円）	0	0	0				
	計（千円）	14,507,436	15,175,228	15,588,225				
		<14,507,436>	<15,175,228>	<15,588,225>				
執行額（千円）		14,380,153	15,083,970	15,497,223				
政策評価結果の概算要求への反映状況		政策評価結果を踏まえ、引き続き、事業の実施に係る所要の経費の要求を行った。						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施				番号	10		(千円)		
	予 算 科 目								予 算 額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額				
対応表において●となっているもの	●	1	一般	矯正官署	矯正施設民間開放推進費	矯正施設運営の民間開放の推進に必要な経費	15,685,604	15,680,419	—		
	●	2									
	●	3									
	●	4									
	小計							15,685,604 の内数	15,680,419 の内数	—	
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計							の内数	の内数		
対応表において○となっているもの	○	1									
	○	2									
	○	3									
	○	4									
	小計							の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1									
	◇	2									
	◇	3									
	◇	4									
	小計							の内数	の内数		
合計							15,685,604 の内数	15,680,419 の内数	—		

平成25年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省25－（9））

施策名	矯正施設 ^{*1} の適正な運営に必要な民間委託等 ^{*2} の実施
担当部局名	矯正局成人矯正課
施策の概要	高率収容等に伴う職員の業務負担を軽減するとともに、矯正処遇の充実を図り、矯正施設の適正な運営に資するため、民間委託等を実施する。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ－５－（３））
達成すべき目標	P F I手法を活用した民間委託や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく特定業務の民間委託を推進し、被収容者の特性等に留意しつつ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図る。
目標設定の考え方・根拠	平成24年7月20日の犯罪対策閣僚会議で決定された「再犯防止に向けた総合対策」において再犯防止のための重点施策として「就労の確保」が掲げられており、P F I 刑務所 ^{*3} 等においても、民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる指導を引き続き実施することが求められている。
政策評価実施予定時期	平成26年8月

測定指標	基準		25年度目標				
	基準	基準年度					
1 P F I 刑務所における職業訓練の充実	—	—	P F I 刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。				
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠							
<p>職業訓練により技術や知識を習得し、資格や免許を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資すると考えられる。特に、P F I 刑務所においては、改善更生の可能性が高い初犯の受刑者を対象に、民間のノウハウを活用して、雇用情勢に応じた質の高い職業訓練を積極的に実施することをその目的の一つとしていることから、職業訓練の受講者数、受講率、修了者数、資格・免許等の取得者数の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとした。</p>							
参考指標			年度ごとの実績値				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
職業訓練受講者数（人）			—	1,597	5,668	9,350	7,769
職業訓練受講率（％） ※職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100（％）			—	41	136	185	160

職業訓練修了者数（人）	—	1,630	5,099	9,637	7,357
資格・免許等の取得者数（人）	—	413	1,061	1,326	1,370

測定指標	基準	基準年度	25年度目標	
			2 職業フォーラム ⁴ の活用	—

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

出所者による再犯を防止するには、出所後の円滑な社会復帰に資するため、就労先を確保する仕組みを構築するなどの就労支援の充実・強化が求められる。公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所においては、民間のネットワークとノウハウを活用し、就労に係る出所後の社会生活上の不安感を軽減させ、円滑な社会復帰に寄与することを目的とする職業フォーラムを実施していることから、その実施回数、参加受刑者数、参加受刑者のアンケート調査結果（平成24年度から調査実施）の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証する。

参考指標	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実施回数（回）	—	—	—	—	3
参加受刑者数（人）	—	—	—	—	134

達成手段 （開始年度）	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
① 刑事施設の民間委託運営 （－年度）	4,263百万円 (4,172百万円)	4,170百万円 (4,130百万円)	4,267 百万円	2

達成手段の概要等

平成25年行政事業
レビュー事業番号

・ 刑事施設においては、平成12年以降の受刑者の急増、とりわけ、暴力団関係被収容者、薬物性精神疾患患者、高齢受刑者、外国人受刑者等の増加に伴い、刑務官等に過重な業務負担を強いる状況になり、刑務官の増員が不可欠となったところ、国家公務員の採用抑制に係る総人件費改革などの政府の方針もあって、必要な刑務官の増員が得られない状況にあった。そこで、刑事施設の非権力的業務を民間委託するとともに、平成22年度からは、刑事施設における公権力に関わる業務の一部についても公共サービス改革法を活用して刑事施設3庁において試行的に民間委託を行うことで、職員の負担軽減を図り、矯正施設の適正な運営を図るとともに矯正処遇の充実を図る。

・ 公共サービス改革法に基づく民間委託実施刑務所において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、就職意欲等を培うため、職業フォーラムを実施することを目標とし

0032

ている。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
② P F I 刑務所の運営 (平成19年度)	10,912百万円 (10,912百万円)	11,419百万円 (11,368百万円)	11,419 百万円	1
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<p>・施設の設計・建設・維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について、P F I手法を活用し、美祢社会復帰促進センター(平成19年4月運営開始、事業期間20年)、島根あさひ社会復帰促進センター(平成20年10月運営開始、事業期間20年)を整備し、また、国費をもって刑事施設の設計・建設を行った上、建設後の施設の維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について、P F I手法を活用し、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター(いずれも平成19年10月運営開始、事業期間15年)の運営を開始することで、職員の負担軽減を図り、矯正施設の適正な運営を図るとともに矯正処遇の充実を図る。</p> <p>・改善更生の可能性が高い初犯の受刑者を対象に、民間のノウハウを活用して、雇用情勢に応じた質の高い職業訓練を積極的に実施することをその目的の一つとしていることから、受刑者に対して幅広く職業訓練を実施することを目標としている。</p>			0033	

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「民間委託等」

刑事施設の運営に係る総務系業務の民間委託のほか、公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託及びP F I手法(公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。)を活用した民間委託をいう。

*3 「P F I 刑務所」

P F I手法を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、黒羽刑務所、播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

*4 「職業フォーラム」

公共サービス改革法に基づき委託された特定業務を実施する民間事業者の提案の一つ。就労を希望する受刑者と民間企業との対面方式による職業説明会を刑事施設内で実施するものであり、受刑者の社会復帰への不安感軽減や就労意欲の向上などを図るだけでなく、民間企業に出所受刑者の採用イメージを持ってもらうことで、出所受刑者の就労先確保を期待するもの

*5 「民間委託実施刑務所」

公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託を実施する黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所の総称。静岡刑務所及び笠松刑務所における総務・警備業務並びに静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所における作業・職業訓練・教育・分類業務について、民間委託を実施している。

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24- (8))

<p>施策名</p>	<p>矯正施設^{*1}の適正な運営に必要な民間委託等^{*2}の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(3)) (評価書91頁)</p>																																			
<p>施策の概要</p>	<p>高率収容等に伴う職員の業務負担を軽減するとともに、矯正処遇の充実を図り、矯正施設の適正な運営に資するため、民間委託等を実施する。</p>																																			
<p>達成すべき目標</p>	<p>P F I手法を活用した民間委託や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく特定業務の民間委託を推進し、被収容者の特性等に留意しつつ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図る。</p>																																			
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>14,666,946</td> <td>15,355,682</td> <td>15,704,682</td> <td>15,685,604</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>△159,510</td> <td>△180,454</td> <td>△116,457</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>14,507,436</td> <td>15,175,228</td> <td>15,588,225</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円)</td> <td>14,380,153</td> <td>15,083,970</td> <td>15,497,223</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	14,666,946	15,355,682	15,704,682	15,685,604	補正予算(b)	△159,510	△180,454	△116,457	—	繰越し等(c)	0	0	0		合計(a+b+c)	14,507,436	15,175,228	15,588,225		執行額(千円)	14,380,153	15,083,970	15,497,223					
区分	22年度	23年度	24年度	25年度																																
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	14,666,946	15,355,682	15,704,682	15,685,604																															
	補正予算(b)	△159,510	△180,454	△116,457	—																															
	繰越し等(c)	0	0	0																																
	合計(a+b+c)	14,507,436	15,175,228	15,588,225																																
執行額(千円)	14,380,153	15,083,970	15,497,223																																	
<p>施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説のうち主なもの）</p>	<p>○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）^{*3} ○構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）^{*4} ○構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）^{*5} ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）^{*6} ○公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定、平成24年7月20日改定）^{*7} ○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告） 2- (2) 【就労支援対策の充実強化】^{*8} ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定） 第3-2- (2) 就労の確保^{*9}</p>																																			
<p>測定指標</p>	<p>1 P F I 刑務所^{*10}における職業訓練の充実</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="702 1559 1398 1637"> <p>平成24年度目標</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="702 1637 1398 1794"> <p>P F I 刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="702 1794 1398 1872"> <p>施策の進捗状況（実績）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="702 1872 1398 2000"> <p>実施対象施設において、受刑者に対して職業訓練を実施し、様々な職業の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。</p> </td> </tr> </table>				<p>平成24年度目標</p>	<p>P F I 刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。</p>	<p>施策の進捗状況（実績）</p>	<p>実施対象施設において、受刑者に対して職業訓練を実施し、様々な職業の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。</p>																											
<p>平成24年度目標</p>																																				
<p>P F I 刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。</p>																																				
<p>施策の進捗状況（実績）</p>																																				
<p>実施対象施設において、受刑者に対して職業訓練を実施し、様々な職業の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。</p>																																				

参考指標	実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1 職業訓練受講者数（人）	1,597	5,668	9,350	7,769	11,430
2 職業訓練受講率（%） * 職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100（%）	41	136	185	160	217
3 職業訓練修了者数（人）	1,630	5,099	9,637	7,357	9,205
4 資格・免許等の取得者数（人）	413	1,061	1,326	1,370	1,287

測定指標	2 職業フォーラム ^{*1} の活用	平成24年度目標				
			公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所 ^{*12} において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、就職意欲等を培うため、職業フォーラムを実施する。			
		施策の進捗状況（実績）				
		実施対象施設において、実施内容を充実させるため、受刑者のニーズ等に合わせた形に実施方法を変更した上で職業フォーラムを実施した。具体的には、平成23年度においては、実施希望者に対して企業概要等の説明を実施していたところ、平成24年度においては、全受刑者を対象とし、企業概要等について映像視聴の方法により複数回説明を実施した。さらに、希望した者について、個別に各企業から直接の詳細説明及び質疑応答を実施した施設がある。				
参考指標		実績値				
1 実施回数（回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	—	—	—	3	3	
2 参加受刑者数（人） * 平成24年度の参加受刑者数は、個別説明に参加した	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	—	—	—	134	84	

	人数を計上している。				
--	------------	--	--	--	--

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>PFI手法を活用して職業訓練を実施している4施設において、比較的求人上位の11業種について職業訓練科目として設定し、約40種目の訓練科目について職業訓練を実施した。実施した職業訓練が該当すると想定される業種の新規求人数は、全新規求人数の73.0パーセントを占めている。</p> <p>職業訓練の実施状況について見ると、受講者数、受講率及び修了者数は前年度を上回り、職業訓練受講者数及び職業訓練受講率は過去5年間で最多となった。資格・免許等の取得者数は前年度を下回る結果となったが、資格・免許等の合格率は前年度85.0パーセントから88.2パーセントと3ポイント上がっている。</p> <p>また、受刑者の出所後の就労に資するべく、全受刑者を対象としたPC操作や簿記など職業人としての基礎的スキルの付与を目的とする訓練科目を7種目設け、計9,107名の受刑者に同訓練を実施した。</p> <p>このように、雇用情勢に応じた職業訓練を幅広く実施しており、様々な職業の技術や知識を受刑者に習得させることができた。</p> <p>【指標2について】</p> <p>職業フォーラムについて、平成23年度は、実施希望者に対して企業概要等の説明を実施していたが、より内容を充実させるため、平成24年度は、受刑者のニーズ等に合わせた形に変更し、全受刑者を対象として、企業概要等について映像視聴の方法により複数回説明を行った。</p> <p>また、職業フォーラム実施後に、効果測定を行うとともに、今後の実施方法の検討に資するため、平成24年度から個別説明に参加した84名全員にアンケート調査を実施した。その中で、64名（76.2パーセント）が、同フォーラムについて「大変よかった」、「よかった」と肯定的な回答をしていた。さらに、同フォーラムに参加して得られたことに関する質問に対しても、75名（89.3パーセント）が「受刑者であっても、出所後に雇用してくれる企業があることが分かり、社会復帰のため一生懸命頑張ろうと思った。」と回答していた。</p> <p>これらのことから、受刑者の就労に係る出所後の社会生活上の不安感の軽減を図り、就職意欲等を培うための職業フォーラムを実施したといえる。</p> <p>以上から、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図るという目標を達成できたと評価できる。</p>
	目標期間終了時点 の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>受刑者に資格・免許等を取得させることで出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資するため、刑事施設¹³において職業訓練を積極的に実施している。特にPFI刑務所においては、施設・設備や敷地等の制約を踏まえた上で、民間のノウハウやアイデアを活用し、職業人としての基礎的スキルの付与を目的とした訓練科目や、雇用情勢に応じた質の高い訓練科目を積極的に取り入れている。平成24年度における職業訓練受講者数等の数値が前年度を大きく上回り、うち2項目について過去5年間で最多となり、資格・免許等の合格率が上がったことは、</p>

	<p>官民間で調整を図り、被収容者の特性等に留意して職業訓練の充実・強化を図った成果であると評価できる。</p> <p>また、職業フォーラムは、黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所において、民間のネットワークとノウハウを活用し、平成23年度から実施している。開始したばかりの取組であり、実施しながらその方法を検証し、改良を加えている状況であるが、アンケート結果から、受刑者の社会復帰への不安感の軽減や就労意欲の喚起に少なからず一定の効果があったものといえる。そして、職業フォーラムを活用することにより、被収容者の特性等に留意した就労支援対策の充実・強化につながるものとする。</p> <p>以上のことから、民間委託等によるこれらの取組が、職員の業務負担の軽減はもとより、矯正処遇の充実、矯正施設の適正な運営に寄与したものといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告）において、取組の方向性の一つとして、「就労支援対策の充実・強化」が掲げられており、PFI刑務所等において、民間のノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施することが求められている。さらに、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）においても「就労の確保」として、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うこととされている。加えて、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化することとされている。</p> <p>そこで、PFI刑務所においては、民間事業者と協力し調整の上、民間のノウハウやアイデアを大いに活用し、雇用情勢に応じた幅広い職業訓練を引き続き実施することで、資格・免許等の取得割合の向上を図る必要がある。</p> <p>また、職業フォーラム実施後のアンケート結果によると、全体の75.0パーセントに当たる63名が、今後も「参加を希望する」と回答していることから、公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施施設においては、引き続き職業フォーラムの実施方法、内容等を深く検証し、就労支援スタッフ等との連携を図りつつ、同取組の更なる効果的な運用を促す。</p>
--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成25年7月12日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕 測定指標1において、受講者数や修了者数は増加しているが、資格・免許等の取得者数は増加していないことをどうとらえているか。 〔反映内容〕
------------------------	---

	<p>資格・免許等の合格率は、前年度に比べ上がったことで、平成24年度の取組に一定の効果があつたものと評価しているところ、御指摘の点は今後の検討課題としたい。</p> <p>イ〔意見〕</p> <p>（法務省24-（7）の施策との比較において）職業訓練受講者数と資格・免許等の取得者数を比べた場合、資格・免許等の取得者数について、一般の刑務所では多く、PFI施設においては、少ないとの印象を受けるが、その違いは何か。</p> <p>〔反映内容〕</p> <p>国が主体となって実施するものか、民間委託等を活用して実施するものかにより、その訓練内容は異なっている。</p> <p>一般の刑事施設においては、社会の雇用ニーズに即し、かつ出所後の就労に資する資格や技能等を取得できる訓練科目の拡充を図っており、職業訓練受講者数に対し、資格取得者数が上回っているのは、一人で複数の資格等を取得している者がいるためである。</p> <p>他方、PFI刑務所においては、資格・免許等の取得に直接つながらないものの、ビジネススキル等を付与する職業訓練を幅広く実施していることから、受講数と資格・免許等の取得者数を比較した際には、PFI刑務所が少ない印象を与えているものと思われる。</p> <p>なお、PFI刑務所においては、資格・免許等の合格率が昨年度から3ポイント上昇していることや施設数自体に比して職業訓練受講者数が多い点で平成24年度の取組に一定の効果があつたものと評価している。</p>
--	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職業訓練実施報告」 （矯正局成人矯正課、対象期間：平成20年4月1日～平成24年3月31日） ・職業フォーラムについてのアンケートに関する調査結果は、矯正局成人矯正課において保管している。 ・「一般職業紹介状況（平成25年2月分）」（厚生労働省ホームページ〔http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002y42w.html〕）
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>
----	--

担当部局名	矯正局成人矯正課	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	----------	----------	---------

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「民間委託等」

刑事施設の運営に係る総務系業務の民間委託のほか、公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託及びPFI手法（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託をいう。

*3 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービス

の提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律

*4 「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）」

地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする法律

*5 「構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）」

構造改革の推進等の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*6 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的とする法律

*7 「公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定、平成24年7月20日改定）」

競争の導入による公共サービスの改革の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*8 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告）」

2-（2）【就労支援対策の充実強化】

さらに、矯正施設（刑務所・少年院）においては、PFI刑務所等において、民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。

*9 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3-2-（2）就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に関わり合いながら実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*10 「PFI刑務所」

PFI手法を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、黒羽刑務所、播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

*11 「職業フォーラム」

公共サービス改革法に基づき委託された特定業務を実施する事業者の提案の一つ。就労を希望する受刑者と民間企業との対面方式による職業説明会を刑事施設内で実施するものであり、受刑者の社会復帰への不安感軽減や就労意欲の向上などを図るだけでなく、民間企業に出所受刑者の採用イメージを持ってもらうことで、出所受刑者の就労先確保を期待するもの

*12 「民間委託実施刑務所」

公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託を実施する黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所の総称。静岡刑務所及び笠松刑務所における総務・警備業務並びに静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所における作業・職業訓練・教育・分類業務について、民間委託を実施している。

*13 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		保護観察対象者等の改善更生等			評価方式	実績	番号	11
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額		
予算 の 状 況	当初予算（千円）	11,700,654	11,828,175	11,510,347	11,414,545	12,822,471		
	補正予算（千円）	0	247,124	△ 203,417	0			
	繰越し等（千円）	△ 13,796	△ 46,604	192,400				
	計（千円）	11,686,858	12,028,695	11,499,330				
		<11,686,858>	<12,028,695>	<11,499,330>				
執行額（千円）		10,353,988	11,021,208	11,005,197				
政策評価結果の概算要求への反映状況		保護観察対象者等の改善更生を促進し、再犯を防止して社会を保護することは、国民や社会のニーズに沿うものであることから、引き続き本施策を実施し、更なる改善更生の促進については再犯防止を図っていく必要があるため、本施策を継続して推進することとした。						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		保護観察対象者等の改善更生等				番号	11		(千円)
	整理番号	予 算 科 目				予 算 額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
		会計	組織／勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	● 1	一般	法務本省	更生保護企画調整推進費	保護観察等の企画調整及び推進に必要な経費	241,405	295,850		
	● 2	一般	更生保護官署	更生保護活動費	保護観察等に必要な経費	11,093,793	12,460,080		
	● 3	復興特別	復興庁	法務行政復興政策費	保護観察等に必要な経費	79,347	66,541		
	● 4								
	小計						11,414,545 の内数	12,822,471 の内数	0
対応表において◆となっているもの	◆ 1								
	◆ 2								
	◆ 3								
	◆ 4								
	小計						の内数	の内数	0
対応表において○となっているもの	○ 1					<	>		
	○ 2					<	>		
	○ 3					<	>		
	○ 4					<	>		
	小計						<0> の内数	<0> の内数	
対応表において◇となっているもの	◇ 1					<	>		
	◇ 2					<	>		
	◇ 3					<	>		
	◇ 4					<	>		
	小計						<0> の内数	<0> の内数	
合計						11,414,545 <0> の内数	12,822,471 <0> の内数	0	

平成25年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省25－（10））

施策名	保護観察対象者等 ¹ の改善更生等
担当部局名	保護局更生保護振興課，観察課
施策の概要	保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。
政策体系上の位置付け	更生保護活動の適切な実施 （Ⅱ－6－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を効果的に実施することによって，保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る。 ・保護観察対象者等の就労支援を強化することによって，保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る。 ・更生保護施設等を活用した自立支援を積極的に実施することによって，行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し，その自立更生を図る。 ・保護観察対象者等の改善更生や犯罪予防に関する国民の理解と協力を求めるとともに，犯罪予防活動への民間の参画を促す。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪者等反復性のある犯罪的傾向を有する者に対しては，認知行動療法等の専門的な知見に基づく処遇を行い，犯罪的傾向の除去・緩和を図ることが，保護観察対象者の改善更生や再犯防止のためには必要であることから，保護観察所で実施している専門的処遇プログラムを効果的に運用する必要がある。 ・就労は，安定した社会生活のために必要不可欠であり，無職の保護観察対象者の再犯率が有職者に比べて高水準になっているところ，保護観察対象者は前歴のために就労が困難であることが多い上，近年の経済雇用情勢の悪化を背景に，保護観察対象者等の就労が一層困難になっている状況にあることにも鑑みると，就労先の確保を始めとした就労支援を強化する必要がある。 ・保護観察対象者等が自立更生を果たすためには，住居を含めた生活基盤を確保し，自立に向けた働きかけをする必要がある。刑事施設等を出所しても行き場がなく，自力では改善更生が困難な者が高水準で推移しているため，更生保護施設等を積極的に活用する必要がある。 ・保護観察対象者等の改善更生を図り，犯罪や非行のない社会を作るためには，地域社会の理解と協力が不可欠であることから，国民の理解と協力を求めるとともに，民間の参画を促すことで，地域社会における犯罪予防活動を推進する必要がある。 ・「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）においても，再犯の現状と課題として，性犯罪を対象とした「再犯リスクに応じた専門的処遇プログラムを実施する」こと，「他業種にわたる新たな雇用先の創出や開拓に取り組む」こと，「更生保護施設を始めとする社会内における多様な帰宅先の確保・開拓に努めるとともに，それぞれの機能や特性に応じた確実な受入れを促進し，刑務所出所者等の社会復帰につなげていく」ことの必要性が指摘されている。また，再犯を防止するための重点施策として，対象者の特性に応じた指導及び支援を強化するため性犯罪者処遇プログラムにより効果的な指導・支援を実施すること，社会における「居場所」と「出番」を作るため刑務所出所

	者等が健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう「住居の確保」と「就労の確保」を行うこと、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現することが求められている。
政策評価実施 予定時期	平成26年8月

測定指標	基準値		25年度目標値
	基準年度		
1 性犯罪者処遇プログラム ^{*2} 受講者において、受講後、問題性の程度が低下したと認められる者の割合	91.0%	21年度	91.0%以上

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

- ・性犯罪者処遇プログラムの効果は、プログラム実施前後における保護観察対象者の認知や行動に関する評価によって測定できる。同プログラムでは開始時及び終了時に、性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足、他人への共感性の不足などの項目を評価し、同プログラム受講者の抱える問題性^{*3}がどのように変化（低下）したかを評点（問題性の程度）の比較によって把握し、その効果を測定している。したがって、評点が低下した者は、問題性が改善されたと認められ、プログラムの効果があったといえるため 評点が低下した者の割合を測定指標とした。
- ・また、平成20年度以降の実績値をみると、平成21年度の「91.3%」が最も高いことから、「91.0%」を基準値として設定し、基準値以上を目標値として設定した。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
性犯罪者処遇プログラム受講者において、受講後、問題性の程度が低下したと認められる者の割合（%）	—	86.9	91.3	90.2	89.9

測定指標	基準値		25年度目標値
	基準年		
2 保護観察終了者に占める無職者の割合（※年ごとの指標）	24.1%	23年	23年割合からの減少

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

- ・保護観察対象者等に対する就労支援の効果を、保護観察終了時の就労状況によって測定することとし、保護観察終了者に占める無職者の比率を測定指標とした。
- ・本指標は、雇用情勢等の外的な影響を受けやすいため、長期の目標を設定することが困難であることから、対前年減として目標を設定した。
- ・保護観察対象者等の就労を確保するためには、協力雇用主の拡大を図ることが不可欠であることから、協力雇用主^{*4}の数を参考指標とした。
- ・保護観察対象者等の就労状況とも関連することから、雇用情勢を示す指標として、完全失業率^{*5}を参考指標とした。

過去の実績	年ごとの実績値				
	19年	20年	21年	22年	23年
保護観察終了者に占める無職者の割合（％）	20.0	19.8	23.7	24.2	24.1
参考指標	年ごとの実績値				
	20年	21年	22年	23年	24年
協力雇用主の数（※前年度の実績を反映するため、各年4月1日現在の状況を調査しているもの）	6,556	7,749	8,549	9,346	9,953
完全失業率（％）（※年平均）	19年	20年	21年	22年	23年
	3.9	4.0	5.1	5.0	4.5

測定指標	基準	基準年度	25年度目標

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

社会内において、行き場のない保護観察対象者等に適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、個々の問題や必要に応じ、様々な指導及び支援を受けることができる多様な方法及び機会を確保することが重要であることから、「行き場のない保護観察対象者等の受入状況」を測定指標として設定した。具体的には、社会における多様な生活基盤の確保という観点から、全更生保護施設における年間収容保護人員のほか、平成23年度から実施している緊急的住居確保・自立支援対策（自立準備ホーム⁶）の登録事業者数及び全自立準備ホームにおける年間収容保護人員を参考指標として、その活用状況等を分析することにより、行き場のない保護観察対象者等の生活基盤の確保の進み具合を総合的に評価する。

参考指標	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
全更生保護施設における年間収容保護人員（人）	9,563	9,708	9,668	9,991	10,538
自立準備ホームの登録事業者数	—	—	—	—	166
全自立準備ホームにおける年間収容保護人員（人）	—	—	—	—	799

測定指標	基準値	基準年度	25年度目標値

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪や非行のない地域社会作りを促進するためには、学校において犯罪予防活動に関する教育を行ったり、地域の関係機関・団体に広く犯罪予防活動への参画を求めることなどが重要であることから、「犯罪予防活動の推進状況」を測定目標として設定した。

具体的には、犯罪予防をテーマとした作文コンテストの参加学校数や応募作品数のほか、中央、都道府県及び市区町村等単位の“社会を明るくする運動”推進委員会の構成機関・団体数を参考指標として、その状況を分析することにより、犯罪予防活動の推進状況を総合的に評価する。

参考指標	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
作文コンテスト参加学校数	6,709	6,901	7,842	7,837	8,580
作文コンテスト応募作品数	175,143	188,993	204,493	225,092	249,552
“社会を明るくする運動”推進委員会の構成機関・団体数 ※中央、都道府県及び市区町村等単位の合計	30,368	31,097	30,142	30,554	30,109

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①更生保護施設整備事業 ⁷ への補助 (平成6年度)	275百万円 (275百万円)	327百万円 (327百万円)	193 百万円	3
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
更生保護施設整備事業は、更生保護法人が設置する更生保護施設（全国に約100施設）について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の2分の1を交付限度として補助するものである。同事業により、将来的に機能不全となるおそれの高い建物の改築・補修等を行うことで、更生保護施設の機能を維持することを目的としており、これは行き場のない保護観察対象者等に対して「更生保護施設等を活用した自立支援を積極的に実施する」という目標に資するものである。			0034	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
②就労支援事業への補助 (平成18年度)	35百万円 (35百万円)	35百万円 (31百万円)	31 百万円	2
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
・身元保証が得られないため就労が確保できない保護観察対象者等について、身元保証事業者から身元保証を得るために必要な経費を、国が2分の1を交付限度として補助するものである。 ・就労の困難な保護観察対象者等の就労を促進して、その再犯防止・改善更生の実現を			0035	

図るものである。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
③保護観察の実施 (一 年度)	10,305百万円 (9,529百万円)	9,853百万円 (9,546百万円)	9,938 百万円	1
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設に収容された者の釈放後の生活環境を調整し、その円滑な社会復帰を図るとともに、保護観察対象者が社会の中で改善更生できるよう、国の責任において指導監督及び補導援護による保護観察を実施する。また、保護観察対象者や更生緊急保護の対象となる者に対し保護や支援が必要な場合の応急の救護等及び更生緊急保護、恩赦の上申等を実施する。 ・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施することによって、保護観察対象者の改善更生を促進するものである。 			0036	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
④犯罪予防活動の促進 (一 年度)	598百万円 (544百万円)	604百万円 (550百万円)	593 百万円	4
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪をした者及び非行のある少年の再犯・再非行の防止と改善更生を目的とした保護司による地域活動や、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会づくりのために法務省等の行政機関、地域住民、自治体、企業等が協力して実施する犯罪の予防に資する各種取組を推進する。 ・犯罪予防活動を推進する手段として、毎年、法務省主唱の“社会を明るくする運動”において、運動の趣旨に賛同した官民の様々な機関・団体により構成される推進委員会（中央、都道府県及び市区町村等を単位として組織される）によって、小中学生を対象とした犯罪予防をテーマとする「作文コンテスト」などの地域密着型の広報啓発活動及び更生保護への協力を求める活動等を実施している。 			0038	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑤仮釈放等の審査決定 (一 年度)	77百万円 (65百万円)	71百万円 (50百万円)	68 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<p>地方更生保護委員会が、矯正施設被収容者について、仮釈放等審理（以下「審理」という。）を適正に実施して収容期間満了前に仮釈放等を許すことにより、これらの者の</p>			0039	

<p>再犯を防止又は非行をなくし、円滑な社会復帰と改善更生を促進するもの（仮釈放等の期間中は保護観察に付される。）である。</p> <p>なお、審理において必要があると認めるときは、地方更生保護委員会委員又は同委員会事務局保護観察官は、審理対象者との面接を行い、同委員をもって構成する合議体による審理において、仮釈放等を許す旨の決定等がなされている。</p>

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑥自立更生促進センターの運営 (平成19年度)	163百万円 (109百万円)	155百万円 (104百万円)	126 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<p>親族や民間の更生保護施設では受入困難な刑務所出所者等に対し、宿泊場所（保護観察所に併設）を提供して、保護観察官による濃密な指導監督や手厚い就労支援等を実施する。</p> <p>具体的には、特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する「自立更生促進センター」を福島県及び福岡県に、また、主として農業の職業訓練を行う「就業支援センター」を北海道及び茨城県に設置している。これらは「保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る」、「保護観察対象者等の就労を促進して生活や心身の安定を図る」、「行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し、その自立更生を図る」という目標に資するものである。</p>			0040	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑦犯罪被害者等の支援 (平成19年度)	103百万円 (86百万円)	94百万円 (81百万円)	90 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<p>犯罪被害者等基本計画に基づき、更生保護官署において、犯罪被害者等（犯罪被害者及び被害者が死亡や心身に重大な被害を受けた場合における一定の近親者を指す。以下同じ。）の希望に応じて、(i) 仮釈放等審理における犯罪被害者等の意見等の聴取、(ii) 犯罪被害者等の心情等の保護観察対象者への伝達、(iii) 加害者の処遇状況等に関する情報の犯罪被害者等への伝達及び(iv) 犯罪被害者等に対する相談・支援を行う。</p> <p>これらの施策は、犯罪被害者等に十分に配慮し、その負担の軽減を図るとともに、犯罪被害者等の置かれた状況や心情を踏まえた上で仮釈放等審理及び保護観察処遇を実施することで、加害者に対する処遇のより一層の適正化に資するものである。</p>			0041	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑧更生保護情報トータルネットワークシステムの運用	394百万円 (322百万円)	281百万円 (252百万円)	297 百万円	—

(昭和62年度)			
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号
<p>円滑かつ適切な更生保護行政の運営を確保するとともに、保護観察処遇等の効率化を図るため、仮釈放審理情報、保護観察情報、生活環境調整情報、犯罪被害者に関する情報、協力雇用主に関する情報及び医療観察に関する情報等をコンピューターシステムで管理・処理することを目的として、「更生保護情報トータルネットワークシステム」の運用を行っている。</p> <p>現在は、同システムを全国の地方更生保護委員会や保護観察所で運用しつつ、業務改善効果を期待して計画的にシステムの最適化を図ることとしており、平成25年度は、一定の機器の集約化を行うこととしている。</p>			0042

*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者，更生緊急保護対象者

*2 「性犯罪者処遇プログラム」

自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、上記傾向を改善するプログラム（参照：http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/52/nfm/n_52_2_6_4_4_2.html）

*3 「プログラム受講者の問題性（評点）」

性犯罪に結び付く問題性（性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足、他人への共感性の不足等）を、保護観察官がプログラムの受講前後に点数化して評価するものであり、問題性が大きいほど高得点となる。

*4 「協力雇用主」

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等をその事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

*5 「完全失業率」

総務省統計局が行っている労働力調査であり、労働力人口に占める完全失業者（①仕事がなく調査週間に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）、②仕事があればすぐに就くことができる、③調査週間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）の三つの条件を満たす者）の割合を指す。平成22年及び平成23年の結果については、東日本大震災の影響により、調査困難となった岩手県、宮城県、福島県を除く全国の結果を示している。

*6 「自立準備ホーム」

保護観察所があらかじめ登録したNPO法人等に対して宿泊や食事の提供等を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」における同法人等が管理する宿泊場所

*7 「更生保護施設整備事業」

更生保護法人が設置する更生保護施設について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の2分の1を交付限度として補助するもの。平成23年度は、3件に対し補助を行った。

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24-9)

<p>施策名</p>	<p>保護観察対象者等^{*1}の改善更生等 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-6-(1)) (評価書100頁)</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。</p>					
<p>達成すべき目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を効果的に実施することによって、保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る。 ・ 保護観察対象者の就労支援を強化することによって、保護観察対象者の就労を促進して生活や心情の安定を図る。 ・ 更生保護施設等を活用した自立支援を積極的に実施することによって、自立が困難な刑務所出所者等を保護し、その自立更生を促進する。 ・ 民間の犯罪予防活動を推進することによって、犯罪をした人や非行のある少年の地域での立ち直りを支え、犯罪や非行のない地域社会作りを促進する。 					
<p>施策の予算額・執行額等</p>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	<p>予算の状況 (千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	11,700,654	11,828,175	11,510,347	11,414,545
		<p>補正予算(b)</p>	0	247,124	△203,417	-
		<p>繰越し等(c)</p>	△13,796	△46,604	192,400	/
		<p>合計(a+b+c)</p>	11,686,858	12,028,695	11,499,330	
<p>執行額(千円)</p>	10,353,988	11,021,208	11,005,197			
<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>○更生保護法(平成19年法律第88号)^{*2} ○更生保護事業法(平成7年法律第86号)^{*3} ○犯罪から子どもを守るための対策(平成22年12月14日犯罪対策閣僚会議報告)^{*4} ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)^{*5}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2-2-④刑務所出所者等の就労先の確保 ・ 第2-2-⑧保護観察における処遇の充実強化 					
	<p>○再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)^{*6}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3-2社会における「居場所」と「出番」を作る ・ 第3-2-(1)住居の確保 ・ 第3-2-(2)就労の確保 ・ 第3-4広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する 					
<p>測定指標</p>	<p>1 性犯罪者処遇プログラム^{*7}受講者において、受講後、問題性^{*8}の程度が低下したと認められる者の割合(%)</p>	平成24年度目標値				
		91.0%				
		基準値	実績値			

	21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	91.3	86.9	91.3	90.2	89.9	90.6

測定指標	2 保護観察終了者に占める 無職者の割合	平成24年度目標値						
		対前年減						
		基準値	実績値					
		23年	20年	21年	22年	23年	24年	
		無職者の割合 (%)	24.1	19.8	23.7	24.2	24.1	24.0
		(無職者数) (人)	8,926	8,104	9,319	9,110	8,926	8,873
	参考指標		実績値					
	協力雇用主 ^{*9} の数 (※前年度の実績を反映するため、各年4月1日現在の状況を調査しているもの)		21年	22年	23年	24年	25年	
			7,749	8,546	9,346	9,953	11,044	
	完全失業率 ^{*10} (%) (※年平均)		20年	21年	22年	23年	24年	
		4.0	5.1	5.1	4.6	4.3		

	3 行き場のない保護観察対象者等の受入状況	平成24年度目標				
		行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設等において積極的に受入れを図ることにより、その生活基盤を確保する。				
		施策の進捗状況 (実績)				
		更生保護施設における薬物事犯者を含む保護観察対象者等の受入れを促進した。 自立準備ホーム ^{*11} の登録事業者を拡充した。				
	参考指標		実績値			
	全更生保護施設における年間収容保護人員 (人)		20年度	21年度	22年度	23年度
		9,708	9,668	9,991	10,538	10,587 (速報値)

自立準備ホームの登録事業者数（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	—	—	—	166	236
全自立準備ホームにおける年間収容保護人員（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	—	—	—	799	1,181

測定指標	4 犯罪予防活動への協力（犯罪予防をテーマとした作文コンテストへの応募）学校数（校）	平成24年度目標値					
		8,000校以上					
		基準値	実績値				
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		7,837	6,709	7,081	7,842	7,837	8,580

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>性犯罪者処遇プログラム（以下「プログラム」という。）では、性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足、他人への共感性の不足など、プログラム実施対象者の問題性の程度を点数化している。プログラム受講前後の評点を比較して、評点が低下し問題性が改善していると見なされた者の割合が、平成20年度以降で最も高い平成21年度（91.3パーセント）を参考に、全体の91パーセントとなることを目標値としているところ、平成24年度は90.6パーセントであり、目標値を下回る結果となった。</p> <p>しかし、約9割の者が受講後に評点が低下していることから、認知行動療法の技法等を取り入れたプログラムは、その受講者の問題性の改善や再犯防止に一定の効果を上げており、プログラムを効果的に実施するという目標を達成したと評価できる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>保護観察終了者に占める無職者の割合については、雇用情勢等の外的な影響を受けやすいため、長期の目標値を設定することが困難であることから、対前年減として目標値を設定しているところ、全体で対前年比0.1ポイント減となり目標値を上回った。</p> <p>社会全体の雇用情勢が依然として不透明であることに加え、保護観察対象者の中には、その前歴等のため就職が困難な者が多いという状況において目標値を上回ったことは、保護観察対象者に対する就労支援対策が一定の効果を上げているものと評価でき、保護観察対象者の就労支援を強化するという目標を達成したと評価できる。</p> <p>【指標3について】</p> <p>行き場のない保護観察対象者等について、応急の救護又は更生緊急保護として、宿泊場所の供与等を委託するに当たり、薬物事犯者を始めとする自立困難者を更生保護施設が受け入れた場合における委託費</p>
------------	---------	---

への加算措置を導入し、これらの者の受入れを促進した結果、全更生保護施設及び全自立準備ホームにおける年間収容保護人員は、それぞれ合計で10,587人、1,181人であり、いずれも対前年度増となっている。

また、自立準備ホームについては、各保護観察所において、保護観察や生活環境の調整を実施するに当たって連携した実績のある事業者や、関係機関を通じて情報提供を受けた事業者に対して登録を働きかけるなどの方法により、登録事業者の拡充を進めたことで、登録事業者数は236人となり、対前年度増となっている。

これらのことから、行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設等において積極的に受入れを図り、その生活基盤を確保したといえ、更生保護施設等を活用した自立支援を積極的に実施するという目標を達成したと評価できる。

【指標4について】

犯罪予防活動への協力（犯罪予防をテーマとした作文コンテストへの応募）学校数については、引き続き増加を目指す趣旨で8,000校以上を目標値としているところ、平成24年度は8,580校となり目標値を上回った。

犯罪予防をテーマとした作文コンテストは、学校における犯罪予防活動に関する教育に資するものであり、その応募を通じて、保護観察所や保護司と学校との連携を図り、更生保護活動への理解を働きかけるものである。

本指標が目標値を上回り、平成23年度と比較して743校増加したことにより、学校との連携や更生保護活動への理解を促進したといえるから、民間の犯罪予防活動を推進するという目標を達成したと評価できる。

目標期間終了時点
の総括

【目標の達成状況の分析】

プログラムは、その受講者の問題性の改善や再犯防止に一定の効果を挙げていると評価できるものの、2年連続で目標値の91パーセントに達していないことから、受講前後における評点の変化を更に分析した。その結果、対人関係スキルなどについて改善の効果が低いという傾向が見られたので、今後、こうした問題性の改善に有効な方策等について検討する。

また、法務省が厚生労働省との連携の下で実施している就労支援に加え、平成23年度からは一部の保護観察所において、就労確保から職場定着に至るまでの継続的かつきめ細かな支援を実施した結果、保護観察終了者に占める無職者の割合が減少した。昨今の経済社会情勢の影響から、保護観察対象者の就労にも厳しい状況が続いている中でのこの結果は、就労支援対策が一定の効果を挙げているものと評価できる。

次に、更生保護施設及び自立準備ホームに対して、行き場のない刑務所出所者等への宿泊場所の供与等を積極的に委託し、一時的な住居を提供するとともに、職業補導や退所先の調整等、自立に向けた支援を行うことによって、これらの者の再犯防止及び改善更生を図った。特に、更生保護施設については、更生保護施設整備事業補助^{*12}を適切に実施した結果、収容定員の増加、居室の個室化、建物のバリアフリー化等、施設の機能が維持・強化され、目標を達成することができたものと考えている。また、自立準備ホームについては、登録事業者の

	<p>拡充を進めたことにより、ホームレス支援を行う事業者や、薬物依存症リハビリテーション施設等を新たに登録し、行き場のない保護観察対象者等の多様な受入先を確保した。</p> <p>さらに、犯罪予防をテーマとした作文コンテストについて、応募作品数が平成24年度は249,552件で平成23年度と比較して24,460件増加している。また、本コンテストを通じて学校と保護司等との連携が進んだ結果、児童生徒に対して保護司が行う薬物乱用防止・非行防止教室の実施回数が平成24年度は1,282件となり、平成23年度から53件増加している。</p> <p>上記のことから、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇の実施、就労支援の強化、更生保護施設等を活用した自立支援の実施等を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図るとともに、民間の犯罪予防活動を推進することによって、犯罪や非行のない地域社会作りを促進したといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>プログラム終了後においても、保護観察官や保護司による指導監督・補導援護が引き続き行われるところ、評点の結果を踏まえて処遇を実施するなど、保護観察処遇の充実を今後も推進する。</p> <p>次に、昨今の厳しい経済雇用情勢のため刑務所出所者等の就労が困難であることなどから、依然として保護観察終了者に占める無職者の割合が高水準で推移しており、就労支援及び就労先の確保の重要性が高い状況にある。そのため、法務省と厚生労働省との連携による就労支援対策を推進するとともに、矯正施設収容中から就労後の職場定着に至るまでの継続的かつきめ細かな支援を実施する事業を引き続き実施し、就労支援に係る対策を充実させる。また、民間の事業主である協力雇用主を積極的に開拓するとともに、ソーシャル・ファーム^{*13}による刑務所出所者等の継続雇用・職場定着を促進し、無職の保護観察対象者等の社会的受け皿を拡大する。</p> <p>併せて、刑事施設等を出所した後の生活基盤がなく、自力では改善更生が困難な者の数は依然として高水準で推移していることから、引き続き更生保護施設等における受入れを積極化するとともに、自立準備ホームの拡充を図り、行き場のない保護観察対象者等の多様な受入先を確保する。</p> <p>さらに、犯罪や非行のない地域社会作りには、学校と連携した非行防止活動が有効であることを踏まえ、保護司がさらに効果的な連携活動を展開できるよう保護司活動に対する支援を行うことで、引き続き協力学校数の拡大を図っていく。</p>
--	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成25年7月12日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 保護観察終了者に占める無職者の割合について、0.1ポイント減となり目標値を上回ったということから目標を達成したと評価しているが、その結果のみで評価してい
------------------------	---

	<p>いのか。</p> <p>〔反映内容〕</p> <p>評価の理由を追記した。</p>
--	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「性犯罪者処遇プログラム受講前と受講後の評点の状況に関する調査」 (保護局観察課, 対象期間: 平成24年4月～平成25年3月) ・「更生保護法人等事業成績等報告書」 (保護局更生保護振興課, 対象期間: 平成20年4月1日～平成24年3月31日) ・「“社会を明るくする運動”作文コンテストの実施結果」 (保護局更生保護振興課, 平成24年1月1日～平成24年11月30日)
----------------------------------	---

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>職員の出張頻度や物品の調達数量等について、執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費を削減した。</p> <p>なお、平成24年度公開プロセスの結果等を踏まえ、効果的な活動の在り方について見直しを図っている。</p>
-----------	---

<p>担当部局名</p>	<p>更生保護振興課, 観察課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年8月</p>
--------------	---------------------	-----------------	----------------

*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者, 更生緊急保護対象者

*2 「更生保護法(平成19年法律第88号)」

本法は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としている(第1条参照)。

*3 「更生保護事業法(平成7年法律第86号)」

本法は、更生保護事業に関する基本事項を定めることにより、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るとともに、更生保護法(平成19年法律第88号)その他更生保護に関する法律とあいまって、犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としている(第1条参照)。

*4 「犯罪から子どもを守るための対策(平成22年12月14日犯罪対策閣僚会議報告)」

保護観察所においては、平成18年度から導入した性犯罪をした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対する処遇プログラムの充実を図るなど、性犯罪者に対する保護観察を充実強化している。

*5 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)」

- ・第2-2-④刑務所出所者等の就労先の確保

地域全体で協力雇用主の拡大を推進する都道府県刑務所出所者等就労支援推進協議会の設置・活用により、地域の経済団体等と連携して刑務所出所者等を雇用する企業を支援する仕組みを整備するなど、製造業や商業に加え、農業等も含めた幅広い産業分野における就労先の確保と円滑な雇用を促進する。

- ・第2-2-⑧保護観察における処遇の充実強化

処遇に特段の配慮を要する保護観察対象者に対する保護観察官の直接処遇の実施や直接的関与の強化及び保護観察における特定の犯罪的傾向の改善を目的とする各種処遇プログラムの充実により、再犯防止対

策を推進する。

*6 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

・第3-2 社会における「居場所」と「出番」を作る

誰もが「居場所」と「出番」のある社会において、刑務所出所者等が、健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう、適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、対象者やその家族等が、個々の問題や必要に応じた指導及び支援を受けることができる多様な機会を確保することによって、対象者の社会復帰を促進し、孤立化や社会不適応に起因する再犯を防止する。

・第3-2-(1)住居の確保

行き場のない者の住居を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の入居機能の強化、民間の自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保に努める。

・第3-2-(2)就労の確保

就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。さらに、刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する。

・第3-4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する

再犯防止は、一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり、社会的に孤立させたりすることなく、長期にわたり見守り、支えていくことが必要であること、また、社会の多様な分野において、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要であることから、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する。

*7 「性犯罪者処遇プログラム」

自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、上記傾向を改善するプログラム

法務省ホームページ〔http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/52/nfm/n_52_2_6_4_4_2.html〕を参照

*8 「(性犯罪者処遇プログラム受講者の)問題性(評点)」

性犯罪に結び付く問題性(性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足、他人への共感性の不足等)を、保護観察官がプログラムの受講前後に点数化して評価するものであり、問題性が大きいほど高得点となる。

*9 「協力雇用主」

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等をその事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

*10 「完全失業率」

総務省統計局が行っている労働力調査によるものであり、労働力人口に占める完全失業者(①仕事がなく調査週間中に少しも仕事をしなかった(就業者ではない)、②仕事があればすぐ就くことができる、③調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた(過去の求職活動の結果を待っている場合を含む)の三つの条件を満たす者)の割合を指す。

*11 「自立準備ホーム」

保護観察所があらかじめ登録したNPO法人等に対して宿泊や食事の提供等を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」における同法人等が管理する宿泊場所

*12 「更生保護施設整備事業補助」

更生保護法人が設置する更生保護施設について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の2分の1を交付限度として補助するもの。平成24年度は、5件に対し補助を行った。

*13 「ソーシャル・ファーム」

労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業や団体等

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		医療観察対象者の社会復帰			評価方式	実績	番号	12
		22年度	23年度	24年度				
予算 の 状 況	当初予算（千円）	246,095	260,383	270,912	262,876	255,576		
	補正予算（千円）	0	0	0	0			
	繰越し等（千円）	△ 2,575	2,575	0				
	計（千円）	243,520	262,958	270,912				
		<243,520>	<262,958>	<270,912>				
執行額（千円）		197,306	194,067	213,776				
政策評価結果の概算要求への反映状況		医療観察対象者の社会復帰を促進し、重大な他害行為の再発の防止を図ることは、国民や社会のニーズに沿うものであることから、引き続き本施策を推進することとした。						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		医療観察対象者の社会復帰				番号	12		(千円)		
	予 算 科 目								予 算 額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額				
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	更生保護企画調整推進費	医療観察の企画調整に必要な経費	1,017	1,513			
	●	2	一般	更生保護官署	更生保護活動費	医療観察に必要な経費	261,859	254,063			
	●	3									
	●	4									
	小計							262,876 の内数	255,576 の内数	0	
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計							の内数	の内数	0	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>	
	○	2					<	>	<	>	
	○	3					<	>	<	>	
	○	4					<	>	<	>	
	小計							<0> の内数	<0> の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>	
	◇	2					<	>	<	>	
	◇	3					<	>	<	>	
	◇	4					<	>	<	>	
	小計							<0> の内数	<0> の内数		
合計							262,876 <0> の内数	255,576 <0> の内数	0		

平成25年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省25－（11））

施策名	医療観察対象者 ^{*1} の社会復帰
担当部局名	保護局総務課
施策の概要	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。
政策体系上の位置付け	更生保護活動の適切な実施 （Ⅱ－6－（2））
達成すべき目標	地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保するため、関係機関の協力体制を整備するとともに、精神保健観察を適正に実施するなどして、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図る。
目標設定の考え方・根拠	<p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律^{*2}（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）は、医療観察対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もって、その社会復帰を促進することを目的としている。</p> <p>医療観察対象者の円滑な社会復帰を促すためには、地域社会における処遇において、「指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療」、「継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察」、「医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助」を、関係機関が適正かつ円滑に実施する必要がある。そのため、保護観察所は、関係機関と協議して医療観察対象者ごとに処遇の実施計画を定め、各関係機関は、この実施計画に基づいて処遇を実施している。また、保護観察所は、関係機関との協力体制を整備し、医療観察対象者に係る情報の共有や処遇方針の統一を図ることなどを目的としたケア会議^{*3}を実施して、関係機関相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、精神保健観察を適正に実施して、適切な時期に一般精神科医療等への移行を図ることとしている。</p>
政策評価実施予定時期	平成26年8月

測定指標	基準値		25年度目標値
	基準値	基準年度	
1 精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定（医療観察法第56条第1項第2号に係る決定に限る。）を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合	13.1%	20年度	19.0%以上

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

保護観察所の長は、社会復帰の準備が整った者について、医療観察法による医療の必要性を慎重に検討し、その必要性があると認めができなくなった場合は、速やかに処遇終了の申立てを行う必要がある。

また、期間満了により精神保健観察を終了した者は、医療観察法による処遇終了後も継続的に必要な医療、精神保健福祉サービス等が確保され、医療観察法による医療の必要性が認められなくなった者である。

これらの者はいずれも一般精神科医療等への移行が円滑になされ、社会復帰を実現した者と評価できる。よって、保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定⁴（医療観察法第56条第1項第2号にかかる決定に限る。以下同じ。）を受けた者の数及び期間満了者数の合計が精神保健観察事件年間取扱件数に占める割合を測定指標とした。

基準年度は、医療観察制度施行初年度（平成17年度）に精神保健観察を開始した者が期間満了を迎える平成20年度に設定した。また、目標値は、平成20、21、22、23年度の実績値の平均値である19.0パーセント以上とした。これは、本制度が法施行後7年しか経過しておらず、精神保健観察事件年間取扱件数等の値が大きく変動する可能性があることから、前年度の実績値を次年度の目標値として設定することは適当でないため、期間満了者が発生した平成20年度以降の実績値の平均値を平成25年度の目標値として設定したものである。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合(%)	7.9	13.1	18.4	20.5	21.9
(保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数)(人)	25	40	50	56	50
(期間満了により精神保健観察を終了した者の数)(人)	0	21	62	87	109
(精神保健観察事件年間取扱件数)(件)	315	466	608	699	725
参考指標	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
ケア会議の開催回数(回)	—	—	1,978	2,178	2,505

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①医療観察の実施 (平成17年度)	263百万円 (194百万円)	271百万円 (214百万円)	263 百万円	1
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
保護観察所が、医療観察対象者の生活環境の調査、生活環境の調整及び精神保健観察を適正かつ円滑に実施するとともに、ケア会議を積極的に開催することによって関係機関相互間の連携の確保等を行うことで、その社会復帰を促進している。			0045	

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

*2 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする。（第1条第1項）

*3 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

*4 「保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所の長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めることができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており、同申立てについて裁判所がその旨の決定をしたもの。（医療観察法第56条第1項第2号）

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24-(10))

施策名	医療観察対象者 ^{*1} の社会復帰 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-6-(2)) (評価書108頁)					
施策の概要	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。					
達成すべき目標	地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保するため、関係機関の協力体制を整備するとともに、精神保健観察を適正に実施するなどして、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	246,095	260,383	270,912	262,876
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	△2,575	2,575	0	
		合計(a+b+c)	243,520	262,958	270,912	
執行額(千円)	197,306	194,067	213,776			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。) ^{*2}					

測定指標	精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定 ^{*3} (医療観察法第56条第1項第2号に係る決定に限る。以下同じ。)を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者(以下「期間満了者」という。)の数の割合(%)	平成24年度目標値					
		19.0%以上					
		基準値	実績値				
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		13.1	13.1	18.4	20.5	21.9	26.3
		(保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数)(人)	40	50	56	50	57
(期間満了者数)(人)	21	62	87	109	141		
(精神保健観察事件年間取扱件数)(件)	466	608	699	725	754		

参考指標	実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
地域社会における処遇に携わる関係機関による会議（ケア会議 ^{*4} ）の開催回数（回）	—	1,978	2,178	2,505	2,673

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了者数の割合を測定指標とし、基準年度は、医療観察法施行初年度（平成17年度）に精神保健観察を開始した者が期間満了を迎える平成20年度に設定している。</p> <p>また、本制度が医療観察法施行後7年しか経過しておらず、精神保健観察事件年間取扱件数等の値が今後大きく変動することがあり得るため、基準年度から前年度までの4年間（平成20年度から平成23年度まで）の実績値の平均値である19.0パーセント以上を平成24年度の目標値とした。</p> <p>平成24年度の実績値は26.3パーセントと目標値を超えており、参考指標であるケア会議の開催回数も増加している。</p> <p>社会復帰の準備が整ったと認められる医療観察対象者について、保護観察所の長は医療観察法による医療の必要性を慎重に検討し、その必要性がないと認められるときは、裁判所に対し速やかに処遇終了の申立てを行い、処遇終了決定を受けるに至っている。</p> <p>また、期間満了者は、精神保健観察中に保護観察所や関係機関から必要な支援等を受けたことにより、期間を延長して医療観察法による医療を行う必要が認められなくなった者である。</p> <p>このような処遇終了決定を受けた者及び期間満了者の割合が増加したことから、関係機関の緊密な連携の下、医療観察対象者について、精神保健観察を適正に実施するなどして、一般精神科医療等への移行を図るという目標を達成できたといえる。</p>
	目標期間終了時点 の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>医療観察対象者の円滑な社会復帰を促進するため、地域社会において、「①指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療」、「②継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察」及び「③医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助」に取り組んでいる。</p> <p>これを関係機関が適正かつ円滑に実施していくために、保護観察所の長は、地方公共団体や医療機関等の関係機関と協議して医療観察対象者ごとに処遇の実施計画を定めており、各機関は、この計画に基づいて処遇を実施している。さらに、保護観察所の長は、精神保健観察を実施するとともに、ケア会議を実施して、医療観察対象者に関する情報の共有や処遇方針の統一を図り、関係機関の緊密な連携の確保に努めている。</p> <p>処遇終了決定を受けた者及び期間満了者の割合が増加しているとおり、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図ったことにより、地域社会における処遇が適正かつ円滑に実施されたということができ</p>

	<p>る。</p> <p>また、ケア会議の開催回数が毎年度増加しているとおり、関係機関の緊密な連携の確保が図られており、関係機関の協力体制の整備が進んでいると考えられ、地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施の確保に寄与したと評価できる。</p> <p>したがって、本取組内容は、施策の目標である医療観察対象者の社会復帰の促進に有効であり、かつ、着実にその成果が現れているといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>施策の基本目標は着実に達成されているものと考えられることから、今後更に関係機関の連携を確保する方策について検討するなどし、地域社会における処遇の充実強化を図る。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成25年7月12日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
--------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了者数の割合に関するデータは、保護局総務課において保管している。 ・地域社会における処遇に携わる関係機関による会議（ケア会議）の開催回数に関するデータは、保護局総務課において保管している。
---------------------------	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>物品の調達数量等について、執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費を削減した。</p>
----	--

担当部局名	保護局総務課	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	--------	----------	---------

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

*2 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする（第1条第1項）。

*3 「保護観察所長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために心神喪失者等医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めことができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており、同申立てについて裁判所がその決定をしたもの。

*4 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施			評価方式	実績	番号	13
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額		
予算の状況	当初予算（千円）	2,322,901	2,152,183	2,101,300	2,092,976			
	補正予算（千円）	0	13,612	0				
	繰越し等（千円）	0	0	0				
	計（千円）	2,322,901	2,165,795	2,101,300				
		<2,322,901>	<2,165,795>	<2,101,300>				
執行額（千円）		2,297,468	2,150,191	2,092,931				
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>オウム真理教（以下「教団」という。）は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。また、平成24年度は、法務大臣や公安調査庁長官等に対して、1団体（オウム真理教対策関係市町村連絡会）及び1地方公共団体から、教団に対する活動の規制強化等を求める要望書等が提出されるなどした。教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する不安感・恐怖感を抱いており、今後もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、関係地方公共団体からの調査結果に対する提供請求に迅速に対応していく必要があることから、これらを実施するための経費として、48,231千円（対前年度9,542千円増）を要求した。</p> <p>さらに、国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める必要があることから、2,372,052千円（対前年度317,765千円増）の予算要求とともに、公安調査体制の充実強化のための増員要求を行った（増員要求30人）。</p>						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施				番号	13		(千円)
	予 算 科 目					予 算 額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	13	一般	公安調査庁	破壊的団体等調査費	破壊的団体等の調査に必要な経費	2,092,976	2,420,283	
	●								
	●								
	●								
	小計						2,092,976 の内数	2,420,283 の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計						の内数	の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	
	○	2					<	>	
	○	3					<	>	
	○	4					<	>	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	
	◇	2					<	>	
	◇	3					<	>	
	◇	4					<	>	
	小計						の内数	の内数	
合計						2,092,976	2,420,283		

平成25年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省25－（12））

施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
担当部局名	公安調査庁総務部総務課
施策の概要	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。
政策体系上の位置付け	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 （Ⅱ－7－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況¹を明らかにし、教団に対する観察処分²を適正かつ厳格に実施する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。また、教団に対しては、教団施設が存する地域の住民等が依然として恐怖感・不安感を抱いており、その恐怖感・不安感を払拭する必要がある。ついては、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）の規定に基づき教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することを目標とした。 ・北朝鮮や国際テロの動向、大量破壊兵器拡散の問題など、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在することから、国内外の情報の収集・分析に注力した上で、情勢の変化に応じて柔軟に対応し、その時々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供する必要がある。ついては、公共の安全の確保に寄与するため、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）等に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するとともに、情報収集及び分析・評価能力を向上させることを目標とした。
政策評価実施 予定時期	平成26年8月

測定指標	基準		25年度目標
	基準	基準年度	
1 教団の活動状況及び危険性の 解明	－	－	教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠			

教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施できたかどうかについては、教団の活動状況や危険性についてどの程度解明したか、立入検査をどの程度実施したか等について総合的に分析することが適当である。そこで、測定指標として「教団の活動状況及び危険性の解明」を設定した。具体的には、立入検査の実施回数、施設数、動員した公安調査官数、立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）の解明の度合いを評価する。

参考指標	年度ごとの実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
立入検査の実施回数等	実施回数（回）	18	19	23	15	16
	施設数	41	36	35	50	61
	動員数（人）	683	628	682	705	940

測定指標	基準値		25年度目標値
		基準年度	
2 教団に関する関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況(平均所要日数)	—	—	33.2日より短縮

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

教団に関する関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対して、当庁が可能な限り迅速に対応することは、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資すると考えられる。そこで、測定指標として「教団に関する関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応（平均所要日数）」を設定し、請求から提供までの所要日数を、過去5年間（平成19年度～23年度）の平均所要日数（33.2日）より短縮することを目標とした。

なお、提供状況の取りまとめに要する日数等は、請求の内容及び提供量によって異なり、平均所要日数が大幅に増加した年もあったことから、前年度（単年度）との比較ではなく、複数年度の平均値との比較がより適切な基準になると考えられる。そのため、目標値を前年度ではなく、過去5年間（平成19年度～23年度）の平均所要日数より短縮することとした。

過去の実績	年度ごとの実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
過去5年間における関係地方公共団体からの調査結果提供請求に対する対応状況	請求を行った関係地方公共団体数	17	22	18	19	18
	提供回数（回）	46	53	49	58	50
	平均所要日数（日）	56.1	38.8	30.1	20.1	21.0

測定指標	基準		25年度目標
		基準年度	

3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	—	—	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。
--	---	---	--

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の公共安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在する状況の中、その時々
の情報ニーズに応じた情報を正確性、適時性、迅速性をもって関係機関及び国民に対し提供できたかどうか
を測ることが適当である。そこで、測定指標として「破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の
向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施」を設定した。具体的には、情報収集及び分析・評価
能力の向上のための取組並びに関係機関及び国民に対する情報提供の実施実績等を分析し、提供情報の正確
性、適時性、迅速性の度合いを評価する。

参考指標	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
ホームページへのアクセス件数（件） ※平成23年度のアクセス件数については、法務省ホームページ の改訂作業中に当庁ホームページのアクセスカウンターに不具 合が生じ、測定不能であった。	155,752	105,507	133,722	165,357	—

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①破壊的団体等の規制に関する調査等を通 じた公共安全の確保を図るための業務の 実施 (昭和27年度)	477百万円 (469百万円)	414百万円 (384百万円)	418 百万円	3
達成手段の概要等			平成25年行政評価 レビュー事業番号	
破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに団 体規制法の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求 及び規制措置を行う。また、団体規制に関する調査において収集、分析した内外情勢に関す る情報については、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要施策の推進に貢献 するため、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。			0046	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
②オウム真理教に対する観察処分の実施 (平成11年度)	15百万円 (15百万円)	11百万円 (11百万円)	14 百万円	1, 2
達成手段の概要等			平成25年行政評価 レビュー事業番号	

<p>団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。具体的には、教団に対する調査を、全国的かつ組織的に展開するほか、特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行う。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対しては、迅速かつ適切に対応する。</p>	0047
---	------

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
③公安情報電算機処理システムの整備・運用 (昭和62年度)	103百万円 (96百万円)	121百万円 (144百万円)	124 百万円	1, 2, 3
達成手段の概要等			平成25年行政評価 レビュー事業番号	
<p>・当該システムは、本庁と地方支分部局間のオンライン化により、調査によって収集した情報を迅速に集約するとともに、データベース化して共有するものであり、当庁の基幹システムとしての役割を担っている。</p> <p>・調査対象団体に関する各種情報をリアルタイムで集約し、一元的・総合的に管理することで、調査・分析業務の迅速化、合理化及び効率化を図り、確度の高い情報を関係機関等に適時・適切に提供する。</p>			0048	

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」(http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html)を参照

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分(団体規制法第5条第1項)で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること(報告徴取, 団体規制法第5条第2項, 第3項及び第5項), ②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること(任意調査, 団体規制法第7条第1項), ③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること(立入検査, 団体規制法第7条第2項)。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる(団体規制法第32条)。

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24- (11))

<p>施策名</p>	<p>破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-7-(1)) (評価書113頁)</p>																																			
<p>施策の概要</p>	<p>公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。</p>																																			
<p>達成すべき目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況¹を明らかにし、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため、教団に対する観察処分²を適正かつ厳格に実施する。 ・ 公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。 																																			
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>2,322,901</td> <td>2,152,183</td> <td>2,101,300</td> <td>2,092,976</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>0</td> <td>13,612</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>2,322,901</td> <td>2,165,795</td> <td>2,101,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円)</td> <td>2,297,468</td> <td>2,150,191</td> <td>2,092,931</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,322,901	2,152,183	2,101,300	2,092,976	補正予算(b)	0	13,612	0	—	繰越し等(c)	0	0	0		合計(a+b+c)	2,322,901	2,165,795	2,101,300		執行額(千円)	2,297,468	2,150,191	2,092,931					
区分	22年度	23年度	24年度	25年度																																
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,322,901	2,152,183	2,101,300	2,092,976																															
	補正予算(b)	0	13,612	0	—																															
	繰越し等(c)	0	0	0																																
	合計(a+b+c)	2,322,901	2,165,795	2,101,300																																
執行額(千円)	2,297,468	2,150,191	2,092,931																																	
<p>施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条³ ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条⁴ ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）（以下「団体規制法」という。）第5条、第7条、第29条⁵ ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） <ul style="list-style-type: none"> 第3-6-⑩ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等 ○カウンターインテリジェンス⁶機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）⁷ ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）⁸ <ul style="list-style-type: none"> ・ 2-(2)-① 対外的情報収集機能の強化 ・ 2-(2)-② その他の情報収集機能の強化 ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第6 テロの脅威等への対処 <ul style="list-style-type: none"> 4-① テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化 4-② カウンターインテリジェンス機能の強化 6-① サイバーテロ・サイバーインテリジェンス⁹に関する対策の強化 7-① 大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止に向けた体制の強化等 8-② 拉致容疑事案等への対応強化のための情報収集・分析機能の強化 ○情報セキュリティ2012（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・ IV-2 大規模サイバー攻撃事態に対する対処態勢の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ア 対処態勢の整備 (オ) サイバー攻撃の予兆の早期把握と情報収集・分析の強化（警察庁及び法務省） 																																			

エ サイバー攻撃への対処に係る国際連携の強化
 (7) 諸外国の関係機関等とのサイバー攻撃に係る情報の共有体制の強化と対処能力の向上（内閣官房及び関係府省庁）
 (ウ) サイバーテロに関する諸外国関係機関との連携の強化（警察庁及び法務省）
 ○第183回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成25年2月28日）^{*10}

測定指標	1 教団の活動状況及び危険性の解明	平成24年度目標					
		教団施設等に対する立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。					
		施策の進捗状況（実績）					
		観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。					
	参考指標	実績値					
	立入検査の実施回数等		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		実施回数	19	23	15	16	17
		施設数	36	35	50	61	47
		動員数	628	682	705	940	677

測定指標	2 関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況（所要日数）	平成24年度目標値						
		33.2日より短縮						
		基準値	実績値					
		一年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		提供を行った地方公共団体数	—	22	18	19	18	18
	提供回数	—	53	49	58	50	54	
	平均所要日数	—	38.8	30.1	20.1	21.0	20.9	

測定指標	3 破壊的団体等に関する情報の取	平成24年度目標					
------	------------------	----------	--	--	--	--	--

	集，関係機関等に対する情報提供の状況	公共の安全の確保に寄与するため，破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を，必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。					
		施策の進捗状況（実績）					
		収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。					
	参考指標	実績値					
	ホームページへのアクセス件数 ※平成23年度のアクセス件数については，法務省ホームページの機材更新に伴い当庁ホームページのアクセスカウンターに不具合が生じ，測定不能である。	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		105,507	133,722	165,357	－	170,139	
	参考指標	年度ごとの実績値					
		回答区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果（％）	意識が向上した	95	97	－	－	
		意識は変わらなかった	5	3	－	－	
		研修内容の有効性ある	－	－	62.4	55.7	62.8
		研修内容の有効性比較的ある	－	－	33.4	39.5	36.2
		研修内容の有効性どちらともいえない	－	－	3.5	3.8	1.0
		研修内容の有効性比較的ない	－	－	0.2	0.7	0
		研修内容の有効性ない	－	－	0.2	0.2	0

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>平成24年度は，団体規制法に基づき，教団に対する観察処分の実施として，教団施設に対する立入検査を合計17回，延べ47施設，公安調査官延べ677人を動員して行った。また，教団から4回にわたり報告を徴取し，教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の</p>
------------	---------	--

影響力、危険な教義の保持等)を明らかにした。以上のとおり、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証したことで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したと評価できる。

【指標2について】

平成24年度は、18関係地方公共団体の長から延べ49回にわたり調査結果の提供の請求を受け、延べ54回にわたり提供を行ったが、請求から提供までの平均所要日数は20.9日と、過去5年間の所要日数の平均である33.2日を下回った。以上のとおり、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対し、当庁が可能な限り迅速に対応したと評価できる。

【指標3について】

平成24年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」^{*11}、「内外情勢の回顧と展望」^{*12}等を掲載したほか、「国際テロリズム要覧」の作成に取り組んでおり(発表は平成25年4月)、ホームページのアクセス件数は上昇している。以上のとおり、その時々々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したと評価できる。

目標期間終了時点
の総括

【目標の達成状況の分析】

教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したことにより、教団の活動状況及び危険性を明らかにすることができた。また、教団に関する調査結果について、関係地方公共団体の長からの請求に対し、迅速に提供したことにより、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に努めた。さらに、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られた情報をホームページを活用するなどして適時適切に関係機関及び国民に提供した。

これらはいずれも目標を達成するために有効かつ適切で、効率的な施策であり、公共の安全の確保に資するものである。

このほか、破壊的団体等の情報収集及び分析・評価能力の向上のため、外部有識者等との意見交換や外国関係機関等との更なる関係強化を図るなどしたことにより、公共の安全の確保を図るという基本目標については、おおむね達成したと考える。

【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】

教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。

また、平成24年度は、法務大臣や公安調査庁長官等に対して、1団体(オウム真理教対策関係市町村連絡会)及び1地方公共団体から、教団に対する活動の規制強化等を求める要望書等が提出されるなどした。教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する不安感・恐怖感を抱いており、今後もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、関

	<p>係地方公共団体からの調査結果に対する提供請求に迅速に対応していく必要がある。</p> <p>さらに、国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める必要がある。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 平成25年7月12日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 なし</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <p>・「カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果」は、公安調査庁総務部総務課において保管している。</p> <p>(公安調査庁総務部総務課、平成25年5月作成、対象期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日)</p>
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	公安調査庁総務部総務課	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望（平成25年1月）」公安調査庁ホームページ [http://www.moj.go.jp/psia/naigai25_1.html] を参照。

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取、団体規制法第5条第2項、第3項及び第5項）、②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査、団体規制法第7条第1項）、③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査、団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*3 「公安調査庁設置法(昭和27年法律第241号)」

(任務)

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)」

(公安調査官の調査権)

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条(規制の基準)に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)」

(観察処分)

第5条 *2参照

(観察処分の実施)

第7条 *2参照

(公安調査官の調査権)

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条(規制の基準)に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*6 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*7 カウンターインテリジェンス⁶機能の強化に関する基本方針(概要)(平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定)

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*8 官邸における情報機能の強化の方針(平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定)

・ 2-(2)-① 対外的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・ 2-(2)-② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。(公安調査庁)

*9 「サイバーインテリジェンス」

サイバー空間における諜報活動

*10 「第183回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日)」

・ 遠くアルジェリアの砂漠で働いていた方々が、犠牲となりました。彼らに非業の死を遂げさせたテロリストたちの卑劣と非道を、我が国は決して許しません。テロの犠牲を繰り返さないため、何を為さねばならないかを検証し、具体的な対策を進めます。

・ 治安に対する信頼も欠かせません。ネット社会の脅威であるサイバー犯罪・サイバー攻撃や、平穏な暮らしを脅かす暴力団やテロリストなどへの対策・取締りを徹底します。

・ 拉致問題については、全ての拉致被害者の御家族が御自身の手で肉親を抱きしめる日が訪れるまで、私の使命は終わりません。北朝鮮に「対話と圧力」の方針を貫き、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡し の三点に向けて、全力を尽くします。拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動を取るよう、北朝鮮に強く求めます。

・ 我が国の領土・領海・領空や主権に対する挑発が続いており、我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しております。(中略)国民の生命・財産、我が国の領土・領海・領空を断固として守り抜く決意であります。

*11 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ[http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html]を参照。

*12 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ〔http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html〕を参照。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		登記事務の適正円滑な処理			評価方式	実績	番号	14
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額		
予算 の 状 況	当初予算（千円）	61,194,354	52,509,902	48,504,721	49,935,973	/		
	補正予算（千円）	△ 797974	1594782	△ 206542				
	繰越し等（千円）	△ 42795	△ 956711	467660				
	計（千円）	60,353,585	53,147,973	48,765,839				
		<60,353,585>	<53,147,973>	<48,765,839>				
執行額（千円）		56,015,571	50,578,212	47,304,984				
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>登記所備付地図を整備することは、不動産取引の安全と円滑化や都市再生のための各種施策の円滑な遂行へと直結し、ひいては国民の財産の保全となる。したがって、平成25年度以降においても、引き続き、「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」に基づき、都市部の地図混乱地域における登記所備付地図の整備を重点的かつ緊急的に推進していく必要があることから、平成26年度についても引き続き所要経費を予算要求している。</p> <p>オンラインによる登記関係手続の利用促進については、新たなIT戦略として平成25年6月14日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」において、国民利用者の視点に立った電子行政サービスの実現が引き続き取り組むべき課題とされているところ、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた取組を推進するとともに、引き続き適正・迅速にサービスを提供するために必要な経費を予算要求している。</p> <p>なお、「登記情報システム業務・システム最適化計画」に従って、新システムへの切替えを行った結果、平成23年度における登記情報システムの運用経費の削減について、目標を達成したところであり、引き続き効率的なシステム運用を推進する。</p>						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	登記事務の適正円滑な処理					番号	14		(千円)
	予 算 科 目					予 算 額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務局	登記事務処理費	登記事務処理に必要な経費	47,321,270	48,355,067	0
	●	2	復興特会	復興庁	法務行政復興政策費	登記事務処理に必要な経費	2,614,703	1,554,297	0
	●	3							
	●	4							
	小計							49,935,973 の内数	49,909,364 の内数
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計							の内数	の内数
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<
	○	2					<	>	<
	○	3					<	>	<
	○	4					<	>	<
	小計							の内数	の内数
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<
	◇	2					<	>	<
	◇	3					<	>	<
	◇	4					<	>	<
	小計							の内数	の内数
合計							49,935,973 の内数	49,909,364 の内数	0

平成25年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省25－（13））

施策名	登記事務の適正円滑な処理
担当部局名	民事局総務課，民事第二課，商事課
施策の概要	不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるため，登記事務を適正・円滑に処理する。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－9－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・登記所備付地図の整備を地図混乱地域[※]を対象として重点的かつ緊急的に推進する。 ・オンラインによる登記関係手続の利用を促進する。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・登記所備付地図は，法務局（登記所）が，不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の規定により登記所に備え付けるものとされている土地の位置及び境界を特定することのできる地図である。登記所備付地図の整備については，都市部の整備が遅れていたことが土地取引の促進や都市再生のための各種施策の円滑な遂行を妨げる要因の一つとなっていたことから，政府の基本方針等においても「都市部における地籍整備の推進」が盛り込まれているところであり，国民の財産の保全を図るため，同地図の整備を重点的かつ緊急的に推進していく必要がある。 ・不動産登記及び商業・法人登記等の申請や登記事項証明書の交付請求等の登記関係手続については，登記・供託オンライン申請システムにより，インターネットを利用したオンラインによる申請（請求）を行うことが可能である。登記に関する国民の利便性を高めるためには，「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月3日IT戦略本部決定）に基づき，国民の視点に立って，オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善を行い，これらオンライン手続の利用の促進を図る必要がある。
政策評価実施 予定時期	平成26年8月

測定指標	基準値		25年度目標値
		基準年度	
1 登記所備付地図作成作業における作業実施面積	－	－	17平方キロメートル

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

登記所備付地図の整備については，平成16年度からの10か年で，都市部の地図混乱地域について，100平方キロメートルの地図を作成することとし，順次作業を実施していたところ，国土交通省が実施した「都市再生街区基本調査」の結果を踏まえて，新たに「登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定し，平成21年度からの10か年で，都市部の地図混乱地域のうち，130平方キロメートルの登記所備付地図を作成することとした。さらに，各界からの強い要望等を受けて，平成22年度から同計画を8か年で実施することとする「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」を策定して前倒しで実施している。

そこで、登記所備付地図作成作業における作業実施面積を測定指標として、登記所備付地図作成作業改・新8か年計画に基づいて定められている平成25年度の作業実施予定面積である17平方キロメートルを目標値とした。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
登記所備付地図作成作業における作業実施面積（平方キロメートル）	10	10	12	15	15

測定指標	基準		25年度目標
	基準	基準年度	
2 オンラインによる登記関係手続の利用促進	—	—	オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善を行い、国民の利便性の向上を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「新たなオンライン利用に関する計画」においては、国民・企業等が広く利用するオンライン化された手続のうち、利用頻度が高い手続を重点手続と位置付けている。登記関係手続については、①不動産登記の申請、②不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、③商業登記（株式会社）の申請、④商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、⑤成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求の5手続が、オンライン利用の促進に努める重点手続として掲げられている。

この重点5手続については、同計画に基づき、国民の視点に立って、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善を行うことにより、オンラインによる登記関係手続の利用を促進させ、国民の利便性の向上を図る必要がある。

そこで、この重点5手続に係るオンライン利用率を参考指標として、オンラインによる登記関係手続の利用促進の度合いを測ることとした。

参考指標	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
重点5手続に係るオンライン利用率（％）	—	47.19	54.84	61.66	67.69

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①登記所備付地図整備の推進 (平成16年度)	2,242百万円 (2,032百万円)	2,322百万円 (2,117百万円)	2,323 百万円	1
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
法務局（登記所）が、登記所備付地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の規定により登記所に備え付けられるものとされている土地の位置及び境界を特定できる地図）の整備を重点的かつ緊急的に推進することにより、都市再生の円滑な推進に寄与する。			0049	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
②登記事項証明書の交付事務等の委託 (平成20年度)	7,805百万円 (7,253百万円)	7,284百万円 (7,103百万円)	7,489 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務 (乙号事務)について、民間競争入札の対象とし、当該事務を包括的に民間委託すること とし、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現することを目的とする。			0050	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
③登記情報システムの維持管理 (平成18年度)	22,076百万円 (22,010百万円)	22,527百万円 (22,267百万円)	21,815 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
不動産登記、商業・法人登記等に関する事務を処理する上で不可欠な登記情報システ ムの安定的な運用を図ることにより、登記所における業務の適正かつ効率的な遂行を可 能とするとともに、インターネットを利用した登記情報の提供や、最寄りの登記所から 全国の登記事項証明書等の取得を可能とするなど、社会のニーズに対応した行政サービ スを提供する。			0051	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
④オンライン登記申請システムの維持管理 (平成16年度)	2,998百万円 (2,544百万円)	2,890百万円 (2,596百万円)	2,653 百万円	2
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
不動産登記、商業・法人登記等の登記申請や証明書発行請求機等の登記関係手続につ いて、インターネットを利用したオンラインによる申請(請求)を行うことを可能とし、 国民サービスの向上を図る。			0052	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑤地図情報システムの維持管理 (平成18年度)	10,531百万円 (10,193百万円)	5,893百万円 (5,793百万円)	7,223 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	

<p>登記所に備え付けられている地図及び地図に準ずる図面（以下「地図等」という。）並びに土地所在図等の各種図面を電子化し、コンピュータシステム（地図情報システム）を用いて処理するに当たり、登記記録を処理する登記情報システムと連携することで、登記所事務の効率化を図りつつ、インターネットを利用した地図及び各種図面に係る情報の提供や、最寄りの登記所から全国の地図等及び各種図面の証明書の取得を可能にするなど、国民サービスの向上を図る。</p>	0053
---	------

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑥電子認証システムの維持管理 (平成12年度)	297百万円 (290百万円)	290百万円 (284百万円)	303 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
電子認証システムの安定的な運用を図るとともに、電子認証登記所が発行する電子証明書の利用を更に促進し、国・地方公共団体等へのオンライン申請及び電子商取引の拡大を図る。			0054	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑦登記情報提供システムの維持管理 (平成12年度)	1,088百万円 (1,014百万円)	1,040百万円 (1,020百万円)	1,265 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
不動産取引・企業取引等の安全と円滑に資するため、登記情報をより簡易かつ迅速に利用することができるよう、インターネットにより、登記情報を閲覧することを可能とするサービスを提供しており、これに必要な登記情報提供システムの運用・管理を行う。			0055	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑧債権・動産譲渡登記事務の運営 (平成10年度)	305百万円 (276百万円)	287百万円 (285百万円)	356 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
法人がする動産及び債権の譲渡に係る動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務並びにこれらの登記に係る情報を開示するための登記事項証明書等の交付に関する事務を、法務局（動産譲渡登記所及び債権譲渡登記所）において行うものである。また、これらの登記申請及び登記事項証明書等の交付申請に係る事務を円滑かつ効率的に処理するためのシステムである動産譲渡登記システム及び債権譲渡登記システムの運用を行う。			0056	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑨成年後見登記事務の運営 (平成12年度)	385百万円 (373百万円)	286百万円 (285百万円)	305 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<p>成年後見制度は、急速に高齢化が進む我が国の社会において、知的障害や精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護・支援する制度であり、成年後見等の登記は、家庭裁判所がした成年後見開始の審判等の事実を登録・公示し、取引の安全等に資することを目的とし、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって登記するとともに、登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）を発行することにより、取引の安全等に重要な役割を果たすことを目的とする。</p>			0057	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑩登記事務の運営 (一 年度)	3,662百万円 (3,366百万円)	3,763百万円 (3,626百万円)	3,591 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<p>不動産登記制度及び商業・法人登記制度を適正に運営することにより、不動産取引の安全と円滑及び会社・法人等に係る信用の維持を図り、もって、国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支えることを目的とする。</p>			0058	

*1 「地図混乱地域」

地図と現況とが著しく相違し、登記記録上の土地を現地で特定することができない地域

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24- (12))

施策名	登記事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-9-(1)) (評価書122頁)					
施策の概要	不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるため，登記事務を適正・円滑に処理する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・登記所備付地図の整備を地図混乱地域^{*1}を対象として重点的かつ緊急的に推進する。 ・オンラインによる登記関係手続の利用を促進させ，国民の利便性の向上を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	61,194,354	52,509,902	48,504,721	47,321,270
		補正予算(b)	△797,974	1,594,782	△206,542	—
		繰越し等(c)	△42,795	△956,711	467,660	
		合計(a+b+c)	60,353,585	53,147,973	48,765,839	
執行額(千円)	56,015,571	50,578,212	47,304,984			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○民活と各省連携による地籍整備の推進(平成15年6月26日都市再生本部方針)^{*2} ○地理空間情報活用推進基本計画(平成24年3月27日閣議決定)^{*3} ○都市再生基本方針(平成24年8月10日閣議決定)^{*4} ○「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進本部(以下、「IT戦略本部」という。)決定) Ⅲ-1-(1) ii 行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定^{*5} ○「電子行政推進に関する基本方針」(平成23年8月3日IT戦略本部決定) 第3-1-(1) 行政サービスの利便性の向上^{*6} ○「新たなオンライン利用に関する計画」(平成23年8月3日IT戦略本部決定) IV 業務プロセス改革^{*7} 					

測定指標	1 登記所備付地図作成作業における作業実施面積	平成24年度目標値					
		17平方キロメートル					
		基準値	実績値				
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	10	12	15	15	17

測定指標	2 オンラインによる登記関係手続の利用促進	平成24年度目標				
		オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を				

	置いた業務・システムの改善を行い、国民の利便性の向上を図る。				
	施策の進捗状況（実績）				
	申請に必要な書類の削減・簡素化、申請システムの使い勝手の向上、オンライン申請を行った場合における登録免許税の軽減措置などの経済的インセンティブの向上等に関する各種取組の実施により、業務・システムの改善を行い、国民の利便性の向上を図ることができた。				
	参考指標	実績値			
重点5手続 ^{*8} に係るオンライン利用率（%）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	47.19	54.84	61.66	67.69	72.77

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>登記所備付地図の整備は大幅に遅れている状況にあり、土地取引の促進や都市再生のための各種施策の円滑な遂行の阻害要因となっている。</p> <p>このことから、平成15年6月、内閣の都市再生本部における「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針を皮切りに、地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）、都市再生基本方針（平成24年8月10日閣議決定）において、都市部における地籍整備の推進、登記所備付地図作成作業の推進が決定されている。</p> <p>現在、「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」^{*9}に基づき登記所備付地図作業を実施しているところ、平成24年度においては、同計画どおり17平方キロメートルを実施しており、地図混乱地域を対象として重点的かつ緊急的に推進したと評価することができる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>平成24年度においては、申請システムの使い勝手の向上に関する取組として、①登記・供託オンライン申請システム及び登記情報提供システムの業務代行システムの構築に向けた設計・開発、②登記情報提供サービスの利用時間の拡大、③登記・供託オンライン申請システムの申請用総合ソフトについての機能改善、④オンラインによる各種検索サービスについての機能改善、⑤主たるユーザーたる資格者団体との間における定期的な協議等を実施した。</p> <p>また、経済的インセンティブの向上等に関する取組として、不動産登記及び商業登記について、オンライン申請を行った場合における登録免許税の軽減措置を引き続き講じた。</p> <p>これらの取組により、業務・システムの改善を実現することができ、平成24年度のオンライン利用率は前年度から約5パーセント上昇した。</p> <p>以上のことから、本施策によりオンラインによる登記関係手続の利用を促進させ、国民の利便性の向上に寄与することができたと評価することができる。</p>
----------------	---------	---

目標期間終了時点
の総括

【目標の達成状況の分析】

登記所備付地図については、全国における配備状況が約54パーセント（残りは公図等）であり、そのうち都市部における整備が特に遅延している（東京：約18パーセント、大阪：約11パーセント、名古屋：約21パーセント）。これは、都市部においては、土地が細分化していること、地価が高く、所有者の権利意識も強いこと、地域社会における人的つながりが希薄化し、人証が少なく筆界を確認することが困難であるためである。

登記所備付地図が整備されないことにより、①不動産取引の流動化の阻害、②道路拡幅工事、下水道工事等の公共事業の円滑な実施の阻害、③適正な課税の困難化、④境界紛争の惹起及び⑤転売や担保権設定の困難化という問題が生じている。登記所備付地図が整備されることにより、これらの問題が解消される効果をもたらすことができるため、登記所備付地図作成作業に対する国民や社会のニーズは高い。

都市部における地図作成は困難なものであるが、取り分け、その都市部の中でも、地図混乱地域は、特に筆界の認定や表示に関する登記の専門的な知識・経験がなければ、土地の所有者の筆界に関する了解を得ることができないため、筆界についての専門的な知見を有する国の機関である登記官が主体となって、実施する必要がある。

また、緊急性については、平成15年6月の「民活と各省連携による地籍整備の推進」、平成16年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」から平成20年6月の「経済財政改革の基本方針2008」、平成21年6月の「経済財政改革の基本方針2009」、平成22年5月の「国土調査事業十箇年計画」、平成24年3月の「地理空間情報活用推進基本計画」、平成24年8月の「都市再生基本方針」など毎年のように政府方針が示され、一部の閣議決定の文言にも示されているように登記所備付地図の整備の緊急性は高い。

さらに、登記所備付地図作成作業の実施に当たっては、1年目作業¹⁰及び2年目作業¹¹を一括して行う2年間の国庫債務負担行為により、対象地区の登記所備付地図作成作業を実施し、その実施計画を効果的に推進させた。あわせて、その調達に当たっては、随意契約から一般競争入札への移行等の調達方法の見直しを実施しており、コストの削減を実現していることから、目的を達成するための手段として妥当である。

その結果、平成16年度以降平成24年度までに105平方キロメートルを実施しており、毎年度、計画的に目標を達成している。

以上のとおり、地図整備を促進したことにより、不動産取引の安全と円滑のほか、上記①～⑤の問題の解消に効果をもたらし、都市再生のための各種施策の円滑な遂行に寄与していると考えられる。

オンラインによる登記関係手続については、従前、利用率が低調であったところ、IT戦略本部において決定された「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）により、平成22年度までにオンラインによる利用率を50パーセント以上とする目標が掲げられた。そのほか、「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月12日IT戦略本部決定）において「登記」が重点手続として指定された経緯から、政府の方針に基づき、利用率の向上のための取組を推進してきたところである。

また、平成22年にIT戦略本部において決定された「新たな情報通

	<p>信技術戦略」においても、引き続きオンラインの利用促進に係る取組を行うことが求められている。そのほか、平成23年に同本部において決定された「新たなオンライン利用に関する計画」においては、利用率の向上だけでなく、国民の視点に立って、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた取組を行うこととされている。</p> <p>平成24年度におけるオンライン利用促進に係る取組の実施の効果は、オンライン利用率に顕著に表れており、平成23年度において67.68パーセントであった利用率が平成24年度においては72.77パーセントに上昇していることから、施策として有効なものであったと評価することができる。</p> <p>このように、登記事務の適正円滑な処理の推進に当たっては、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善を行い、国民の利便性の向上を図る必要があるところ、本施策により、オンライン利用率も向上しており、国民の利便性の向上に寄与することができたと評価することができる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>登記所備付地図を整備することは、不動産取引の安全と円滑化や都市再生のための各種施策の円滑な遂行へと直結し、ひいては国民の財産の保全となる。したがって、平成25年度以降においても、引き続き、「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」に基づき、都市部の地図混乱地域における登記所備付地図の整備を重点的かつ緊急的に推進していく必要がある。</p> <p>また、新たなIT戦略として平成25年6月14日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」においては、利用者の視点に立った電子行政サービスの実現が、引き続き取り組むべき課題とされている。したがって、オンラインによる登記関係手続の利用促進に当たっては、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた取組を推進し、国民の利便性の向上に努めていく必要がある。</p>
--	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成25年7月12日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>なし</p>
----------------------------------	-----------

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】 委員等旅費について執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の縮減を図った。 機器借料について、調達結果を反映させるとともに、再リースを用いた機器の効率的な</p>
-----------	---

	利用により経費の縮減を図った。なお、調達に当たっては、引き続き競争原理が働くよう工夫することとし、更新後のシステムに対しては、更なる運用経費の削減のための検討を行う。
--	---

担当部局名	民事局総務課，民事第二課，商事課	政策評価実施時期	平成25年 8 月
-------	------------------	----------	-----------

-
- *1 「地図混乱地域」
地図と現況とが著しく相違し、登記記録上の土地を現地で特定することができない地域
 - *2 「民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）」
国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を協力を推進する。
 - *3 「地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）」
登記所備付地図の整備を推進するとともに、都市部の地図混乱地域を中心に登記所備付地図製作作業を一層促進する。
 - *4 「都市再生基本方針（平成24年8月10日閣議決定）」
都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。
 - *5 「新たな情報通信技術戦略（平成22年5月11日IT戦略本部決定）」
Ⅲ－１－(1) ii 行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定
行政サービスのオンライン利用については、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を2010年度中にとりまとめる。
 - *6 「電子行政推進に関する基本方針」（平成23年8月3日IT戦略本部決定）
第3－１－(1) 行政サービスの利便性の向上
情報通信技術を活用した電子行政サービスの提供によって、国民・企業等に対する行政サービスの質や利便性の飛躍的な向上を実現する。
 - *7 「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月3日IT戦略本部決定）
Ⅳ 業務プロセス改革
国民の視点に立って、オンライン利用率のみならず、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善及び行政運営の効率化を実現するため（中略）、業務プロセス改革を行う。
 - *8 「重点5手続」
「新たなオンライン利用に関する計画」において国民・企業等が広く利用するオンライン化された手続のうち、利用頻度が高い手続とされた登記関係手続の5つ。①不動産登記の申請、②不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、③商業登記（株式会社）の申請、④商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、⑤成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求が重点手続として掲げられている。
 - *9 「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」
登記所備付地図の整備については、平成16年度から10か年で、都市部の地図混乱地域のうち、100平方キロメートルの登記所備付地図を作成することとし、順次作業を実施していたところ、国土交通省が実施した「都市再生街区基本調査」の結果を踏まえて、新たに「登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定し、平成21年度から10か年で130平方キロメートルの登記所備付地図を作成することとした。さらに、各界からの強い要望等を受けて、平成22年度から同計画を8か年とする「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」を策定して前倒しで実施している。
 - *10 1年目作業
1年目作業の概要は、以下のとおりである。

- ・都市部（D I D（Densely Inhabited District：人口集中地区））の地図混乱地域において、実態を把握するため、その発生原因及び実態を分析・調査する。
- ・測量の基礎となる基準点を設置する。
- ・都市再生本部の方針を踏まえ、緊急性及び必要性の高い地域を計画的に実施する。

*11 2年目作業

2年目作業は、1年目作業の成果を踏まえ、現地に筆界を正確に復元することができる地図を作成し、登記所に備え付ける作業である。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理			評価方式	実績	番号	15
		22年度	23年度	24年度				
予算 の 状 況	当初予算（千円）	1,141,625	991,480	2,006,925	1,824,714	/	/	
	補正予算（千円）	0	6460	△ 293021				
	繰越し等（千円）	△ 58	58	0				
	計（千円）	1,141,567	997,998	1,713,904				
		<1,141,567>	<997,998>	<1,713,904>				
執行額（千円）		1,116,145	965,222	1,571,382				
		<p>日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正かつ厳格に処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく必要がある。</p> <p>戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意志を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。</p> <p>供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請と異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく必要がある。</p> <p>そこで、これらの事務を引き続き適正・迅速に行うことが、我が国における身分関係の安定及び法秩序の維持・安定を図るものであることから、今後とも、関係法令の規定に従い、効率的で質の高い事務処理体制を維持するために必要な経費を予算要求している。</p>						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理				番号	15		(千円)
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	予算額		政策評価結果の反映による見直し額(削減額)合計	
						25年度当初予算額	26年度概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務局	国籍等事務処理費	国籍等事務処理に必要な経費	1,824,714	1,853,206	0
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						の内数	の内数	0
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計						の内数	の内数	0
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	
	○	2					<	>	
	○	3					<	>	
	○	4					<	>	
	小計						の内数	の内数	<>
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	
	◇	2					<	>	
	◇	3					<	>	
	◇	4					<	>	
	小計						の内数	の内数	<>
合計						の内数	の内数	0	

平成25年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省25－（14））

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理
担当部局名	民事局民事第一課，民事局商事課
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため，国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し，これを適正・円滑に運営する。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－9－（2））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務¹を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務²である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに，供託所職員の業務処理の適正化を図るため，オンラインによる供託手続を推進する。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍は，我が国の構成員としての資格であるとともに，我が国において基本的人権の保障，公的資格の付与，公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は，当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから，できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図るとともに，平成21年1月1日の改正国籍法³施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため，関係機関との相互協力を緊密にして，適正かつ厳格に処理する必要がある。 ・戸籍は，国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり，その事務を適正に処理することにより，国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に，平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は，戸籍公開制度の厳格化，戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり，また，昨今の社会的課題への対応として，縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように，戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し，引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性を確保されるよう，市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。 ・供託は，金銭，有価証券などを国家機関である供託所に提出して，その管理を委ね，最終的には供託所がその財産をある人に取得させることによって，一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度であり，国民の権利保全等のため重要な役割を果たす制度である。そこで，供託申請者である国民の利便性を向上させるとともに，業務処理の適正化を図るため，オンラインによる供託手続を推進していく必要がある。
政策評価実施予定時期	平成26年8月

測定指標	基準		25年度目標
	基準	基準年度	
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	－	－	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正

・厳格に行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

帰化許可申請に対する許可及び不許可の処分は、それにより申請者の国籍が変動し、個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから、帰化許可申請に対する許可及び不許可の判断を適正かつ早期にする必要がある。

また、国籍取得に対する受理及び不受理の処分は、それにより申請者の国籍が変動し、個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから、国籍取得届に対する受理及び不受理の判断を適正かつ早期にする必要がある。特に、平成21年1月1日の改正国籍法の施行に伴い、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために整備した国籍法施行規則や通達の趣旨にのっとり、届出の審査を慎重かつ適正に行うほか、警察等関係機関との相互協力を緊密に行うなどして、適切な運用をすることが必要不可欠である。

そこで、帰化許可申請者に対する許可・不許可の人数及び改正国籍法施行後の国籍取得者数に係る数値を参考指標として、帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理を指標とすることとした。

参考指標	年ごとの実績値				
	20年	21年	22年	23年	24年
帰化許可申請数（人）	15,440	14,878	13,391	11,008	9,940
帰化許可者数（人）	13,218	14,784	13,072	10,359	10,622
帰化不許可者数（人）	269	202	234	279	457
改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の国籍取得者数（人）	—	1,572	1,396	1,207	1,137

測定指標	基準		25年度目標
	基準	基準年度	
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応	—	—	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であることから、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要があるとともに、近年、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう、法務局・地方法務局から市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。

また、戸籍事務を適正・円滑に処理するためには、法務局・地方法務局が主体となって市区町村で戸籍事務に従事している職員一人ひとりに戸籍法に関する必要な知識を習得させ、正しく理解させることが必要不可欠であり、これにより国民からの戸籍届出等に対して適正に処理をすることができることになると考えられる。

そこで、市区町村からの受理又は不受理の照会件数、法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修の実施状況、現地指導実施回数⁴、現地指導実施率⁵に係る数値を参考指標として、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対して適正かつ迅速に対応し、

戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証することを目標として掲げることとした。

参考指標	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	4,389	3,810	3,387	3,205	3,011
市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ実施日数（日）	598	588	584	602	604
市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	10,960	10,432	10,119	10,416	9,856
現地指導実施回数（回）	1,907	1,865	1,887	1,846	1,828
現地指導実施率（％）	97	95	98	97	97

測定指標	基準値		25年度目標値
	基準値	基準年度	
3 供託手続のオンライン利用率の向上	8.9%	23年度	23年度利用率以上

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

供託申請者等の利便性の向上を図るために、①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正を行った（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）。また、オンラインによる供託手続の申請等を行うシステムが法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへ切り替えられ、システム処理性能、信頼性及び拡張性が向上し、供託申請者のオンライン申請の使い勝手も向上したところである。

加えて、オンライン申請の場合は、書面申請と異なり、供託書のスキャナ読み取り作業もなく、供託書正本を作成する上で、読み取り誤りによる供託金額の誤りもないことから、業務処理の適正化を図ることができる。

これらのことを踏まえ、供託手続のオンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができ、業務処理の適正化を図ることができることから、測定指標として、供託手続におけるオンライン利用率の向上^{*6}を設定し、平成25年度のオンライン利用率について、平成23年度実績より向上させることを目標とした。

なお、25年度の目標値である供託手続におけるオンライン利用率の算出に当たっては、大量供託事件^{*7}の状況等によって、その申請率の変動が著しく大きいことから、これら大量供託事件を除外した上、この修正による平成23年度のオンライン申請率の実績より向上させることとした。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率（％）	2.7	4.4	5.6	7.4	8.9

参考指標	年度ごとの実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度

大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数	19,671	29,970	39,152	50,757	61,387
--------------------------	--------	--------	--------	--------	--------

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①国籍・戸籍事務等の運営 (一年度)	294百万円 (284百万円)	818百万円 (706百万円)	941 百万円	1,2
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
国籍法及び戸籍法に基づく事務を適正・円滑に行うことにより、我が国における身分関係の安定及び国民の権利保全を図ることを目的とするものである。			0060	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
②供託事務の運営 (明治24年度)	704百万円 (682百万円)	896百万円 (866百万円)	884 百万円	3
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
供託事務は、供託申請が受理されることにより、債務の弁済、裁判上の保証、営業の保証など一定の法律上の目的を達成させようとするものであり、債務の消滅など債権債務関係の基本を確定する効果をもたらす制度として、私人間の取引や各種事業者の経済活動あるいは裁判・執行手続や税の徴収手続、選挙手続等、国の基本政策にも密接に関係して幅広く活用され、その事件数や取扱金額も高い水準を維持しており、法秩序の維持・安定に寄与している。			0061	

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「改正国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法第3条の国籍取得届）について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*4 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*5 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*6 「供託手続におけるオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）

*7 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託事務に基づき大量にオンライン申請をする供託事件及びその事件に関してするオンラインによる払渡請求事件をいう。

平成22年度においては、著作権法に基づく大量供託が66,302件、平成23年度においては、著作権法に基づく大量供託が59,277件及び株式併合に伴う全国的な大量供託が80,073件あった。

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24- (13))

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-9-(2)) (評価書128頁)					
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務^{*1}を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務^{*2}である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・オンラインによる供託手続を推進することによって、供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,141,625	991,480	2,006,925	1,824,714
		補正予算(b)	0	6,460	△293,021	—
		繰越し等(c)	△58	58	0	
		合計(a+b+c)	1,141,567	997,998	1,713,904	
執行額(千円)	1,116,145	965,222	1,571,382			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○電子政府推進計画(平成18年8月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) ^{*3}					

測定指標	1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	平成24年度目標				
		帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。				
		施策の進捗状況(実績)				
	帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正国籍法 ^{*4} 及び国籍法施行規則 ^{*5} の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。					
	参考指標	実績値				
	1 帰化許可申請者数(人)	20年	21年	22年	23年	24年

		15,440	14,878	13,391	11,008	9,940
2	帰化許可者数（人）	20年	21年	22年	23年	24年
		13,218	14,785	13,072	10,359	10,622
3	帰化不許可者数（人）	20年	21年	22年	23年	24年
		269	202	234	279	457
4	改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の国籍取得者数（人）	20年	21年	22年	23年	24年
		—	1,572	1,396	1,207	1,137

測定指標	2 市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応	平成24年度目標				
		市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証する。				
		施策の進捗状況（実績）				
	市区町村からの受理又は不受理の照会2,677件について対応した。 また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する現地指導や研修を行った。					
	参考指標	実績値				
	1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	3,810	3,387	3,205	3,011	2,677	
2 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ実施日数（日）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	588	584	602	604	524	
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	10,432	10,119	10,416	9,856	10,119	
4 現地指導実施回数 ^{※6} （回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	1,865	1,887	1,846	1,828	1,819	

5	現地指導実施率 ^{*7} (%)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		95	98	97	97	96

測定指標	3 供託手続におけるオンライン利用率 ^{*8} (%) (大量供託事件 ^{*9} を除外)	平成24年度目標値					
		対前年度増					
		基準値	実績値				
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		8.9	4.4	5.6	7.4	8.9	12.3
	参考指標	実績値					
供託手続におけるオンライン件数 (大量供託事件を除外)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	29,970	39,152	50,757	61,387	70,560		

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>帰化許可申請者数は減少傾向にあるものの、平成24年は前年と比べて帰化許可者数及び帰化不許可者数が増加する中、帰化申請者に仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くした上で、許可・不許可の判断を行い、適正かつ厳格な処理を行った。</p> <p>国籍取得届の審査についても、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり、慎重に行ったほか、適正かつ厳格な事務処理に資するため国籍事務担当者打合せ会を開催し、国籍事務に係る問題点等を協議した。また、警察等関係機関との相互協力を緊密に行いながら、適正かつ円滑に審査した。</p> <p>以上から、国籍事務の適正かつ厳格な処理を図ったといえる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数（以下、「受理照会件数」という。）は、平成24年度は、2,677件であり、前年度と比較すると334件減少した。このうち、渉外事件^{*10}に係るものは、1,305件（前年度は1,457件）である。</p> <p>本年度の法務局・地方法務局における受理照会事件数は、前年度から減少しているものの、複雑・困難な渉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。</p> <p>市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については、平成24年度における延べ実施日数が524日であり、前年度と比較すると、80日減少したものの、延べ受講者数は10,119人と前年度より263人増加しており、</p>
----------------	---------	--

	<p>より多くの職員に対し職務の遂行に必要な知識及び技能の習得を図ったといえる。</p> <p>市区町村に対する現地指導は、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、適正な処理について直接指導を行うものである。平成24年度においても高い現地指導実施率であったことから、戸籍事務の適正な処理が図られたと評価できる。</p> <p>以上のような取組を行った結果、市区町村に対して適切な指導・助言をし、戸籍事務の法令適合性及び全国統一性の確保を図ったといえる。</p> <p>【指標3について】</p> <p>平成24年度の供託手続におけるオンライン利用率は、12.4%であり、平成23年度の同利用率8.9%から3.5%向上しており、目標値を達成したことから、オンラインによる供託手続を推進したと評価できる。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>近年の帰化許可申請事件は、在日韓国・朝鮮人の世代交代に伴う帰化に対する意識の変化、中国・東南アジア諸国、中南米からの近時渡来者の増加、その他我が国の国際化に伴う外国人の増加等を背景として、複雑化、多様化している。その対策として、帰化許可申請が集中する大都市及び周辺部の法務局（若しくは地方法務局又はそれらの支局）に国籍相談員を配備するなど、帰化許可申請の処理が円滑に進むよう体制を整えた。</p> <p>また、仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある帰化申請者について、より慎重な調査をし、帰化許可申請の適正・厳格な処理に寄与したといえる。</p> <p>加えて、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。</p> <p>以上のことから、受理照会や現地指導、研修等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものとする。</p> <p>供託手続については、オンラインによる供託手続の推進に係る取組として、①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムを法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへ切替えを行った。その結果、オンライン利用率が向上していることから、システム処理性能や供託申請者等にとって使い勝手が向上し、供託申請者等の利便性が向上したといえる。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、オンラインによる供託の推進により供</p>

	<p>託職員の業務処理の適正化に資するものとなっており、非常に有効な取組であったと評価できる。</p> <p>以上の目標の達成状況等から、本施策目的である我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全が図られたといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正かつ厳格に処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく必要がある。</p> <p>戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。</p> <p>供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請と異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく必要がある。</p>
--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成25年7月12日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 帰化許可申請について、前年からの審査の持ち越し件数や、詳細な審査が必要となる件数の割合、審査に要する時間など、より実態が分かるような数字を示すことはできないか。 〔反映内容〕 全体像が分かりづらいという点については、指摘のとおりであるが、統計的なデータを取っていないため、参考指標に掲げた数値以外の数値を示すことはできない。
------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
---------------------------	----

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>システム機器借料について、再リース等を用いた機器の効率的な利用を行い、機器借料等の経費の縮減を図った。また、システム機器借料等について、執行実績を反映し、経費の縮減を図った。さらに、戸籍関係用紙の購入見直しを行い、経費の縮減を図った。</p> <p>警備搬送委託費及び消耗品について、執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の縮減を図った。</p>
----	--

担当部局名	民事局民事第一課，商事課	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	--------------	----------	---------

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務，届出による日本国籍取得に関する事務，日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務，重国籍者の国籍選択に関する事務，国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県，市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち，国が本来果たすべき役割に係るものであって，国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については，戸籍法第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「電子政府推進計画（2006年（平成18年）8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」
第2-Ⅱ-1 利用者視点に立ったオンライン利用促進

関係府省は、「オンライン利用促進のための行動計画」に定めた措置をできる限り早期に実施に移すこととされた。

なお，供託手続は、「新たなオンライン利用に関する計画（平成23年8月3日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）」の「重点手続」とはされていないが，同計画においては，重点手続以外の手続についても，重点手続における取組に準じて，オンライン利用に関するサービスの品質の向上等を図るものとするとしている。

*4 「改正国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法第3条の国籍取得届）について，改正前の国籍法では，日本人の父から認知されていることに加え，父母の婚姻が要件とされていたが，平成21年1月1日施行の改正国籍法では，父母の婚姻の要件が削除され，認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*5 「国籍法施行規則の一部を改正する省令」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては，虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために，実親子関係を認めるに足る書類（認知に至った経緯等を記載した

父母の申述書，子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など，審査が厳格化された。

*6 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き，直接事務指導を行った回数をいう。

*7 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*8 「供託手続におけるオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）。

*9 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託事務に基づき大量にオンライン申請をする供託事件及びその事件に関してするオンラインによる払渡請求事件をいう。

平成22年度においては，著作権法に基づく大量供託が66,302件，平成23年度においては，著作権法に基づく大量供託が59,277件及び株式併合に伴う全国的な大量供託が80,073件あった。

*10 「涉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		債権管理回収業の審査監督			評価方式	実績	番号	16
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額		
予算 の 状 況	当初予算（千円）	10,913	10,014	10,017	9,348	/		
	補正予算（千円）	0	0	0	0			
	繰越し等（千円）	0	0	0				
	計（千円）	10,913	10,014	10,017				
		<10,913>	<10,014>	<10,017>				
執行額（千円）		9,655	9,452	7,724				
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>債権回収会社に対する立入検査を行うことは、債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握することができる最も有効な手段であることから、今後も、より効率的な検査態勢をとることに留意し、さらに、債権回収会社の指摘事項に対する改善状況についても、適切な指導監督を行うことで、成果目標の達成度をより一層向上させるよう、引き続き本施策を実施していく。</p>						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	債権管理回収業の審査監督					番号	16		(千円)
	予 算 科 目					予 算 額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	債権管理回収業審査監督費	債権管理回収業の審査監督に必要な経費	9,348	9,510	
	小計						9,348 の内数	9,510 の内数	
対応表において◆となっているもの									
	小計						の内数	の内数	
対応表において○となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計						の内数	の内数	
合計						9,348 の内数	9,510 の内数		

平成25年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省25－（15））

施策名	債権管理回収業の審査監督
担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課
施策の概要	暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－9－（3））
達成すべき目標	債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為によって、債務者等に被害を与えることなどがなく、法令遵守態勢、業務運営態勢及び内部統制態勢の整備について、適時適切な監督を行い、上記態勢の不備等が認められる場合は、その是正を図る。
目標設定の考え方・根拠	<p>債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「サービサー法」という。）第22条は、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社への立入検査を実施することができる旨を規定している。</p> <p>債権回収会社への立入検査を実施することは、業務運営の状況を確認するために不可欠な手段といえるので、適時適切に立入検査を実施する必要がある。</p> <p>立入検査において問題点が認められた場合には、当該債権回収会社に対し、問題点の指摘を行い、当該問題点（指摘事項）について自主的かつ有効な改善措置を求めた上で、次の立入検査において指摘事項の改善の有無を検査することにより、業務の適正な運営の確保を図る必要がある。</p>
政策評価実施予定時期	平成26年8月

測定指標	基準値		25年度目標値
		基準年度	
1 債権回収会社に対する立入検査事業所数	52か所 （予定）	24年度	対前年度増
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
<p>債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するためには、債権回収会社に対する立入検査を実施する必要がある。特に、当該会社の本店の立入検査において問題があった場合には、当該会社の支店等においても同様の問題点があることが予想され、当該会社の支店等を含めた業務運営状況全般を把握する必要があることから、複数の支店等に対して立入検査を実施することがある。</p> <p>そこで、測定指標としては、立入検査を実施した債権回収会社数よりも、実際に立入検査を実施した事業所数の方が、効果的な立入検査を実施していることを示す指標として適当であると考えられることから、これを選定した。</p> <p>債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するためには、より積極的に立入検査を実施すべきと考えられることから、対前年度増とすることを目標とする。</p>			

もつとも、立入検査は、数多くの債権回収会社に対して実施する必要もある。そこで、債権回収会社に対する立入検査の実施率（実施会社数÷営業会社数×100）を参考指標とした。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
債権回収会社に対する立入検査事業所数（か所）	55	47	50	51	52
参考指標	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
債権回収会社に対する立入検査実施率（％）	35.6	41.6	43.3	41.3	41.7

測定指標	基準値	基準年度	25年度目標値

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

監督官庁である法務省が、債権回収会社に対し、必要に応じてサービサー法に規定する業務改善命令等の行政処分を発出し、その業務の適正化を強力に推進することが必要であるが、他方、債権回収会社が自主的に適正な業務の確保に向けた取組を行うことを促進することも、監督行政として重要である。

そこで、適正な業務の確保に向けた債権回収会社による自主的な取組を促進することを目的として、前回立入検査における指摘事項につき、債権回収会社が自主的に有効な改善措置を講じた率（自主改善率＝対象改善事項数÷前回立入検査対象指摘事項数×100）を指標とした。

自主改善率の更なる向上は、債権管理回収業における業務の適正な運営の確保を図ることにつながるものであると考えることから、対前年度増とすることを目標とする。

また、債権回収会社に対する適正な監督の実施を評価する観点から、立入検査における指摘事項数及び債権回収会社に対する行政処分件数を参考指標とした。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況（％）	57.5	73.9	78.1	90.5	87.0
参考指標	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
債権回収会社に対する立入検査における全指摘事項の改善状況（％）	42.5	54.8	67.0	83.2	78.3
債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数(件)	119	136	79	46	58

債権回収会社に対する行政処分件数（件）	1	6	2	0	1
---------------------	---	---	---	---	---

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①債権管理回収業の審査監督 (平成11年度)	10百万円 (9百万円)	10百万円 (8百万円)	9 百万円	1, 2
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<p>暴力団等の反社会的勢力の参入の排除等の観点から、債権管理回収業の許可に関する審査事務を行っている。また、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るため、すべての債権回収会社に対して定期的な立入検査を実施するなどし、法令遵守態勢、業務運営態勢及び内部統制態勢の整備についての指導を行い、自主的な業務改善が見込めない場合には業務改善命令を発するなどの監督事務を行っている。</p> <p>債権回収会社に対する立入検査に関しては、支店等を含め、可能な限り数多くの事業所への立入を行うことにより、効果的な立入検査の遂行に努めている。</p> <p>また、立入検査指摘事項に対し、当該会社が策定した改善措置について、その有効性などを詳細に精査し、十分でない認められる場合などは更に指導を行うことで、業務の適正な運営の確保に向けた取組を促進させている。</p>			0062	

*1 「対象指摘事項」

債権回収会社に対する立入検査における指摘事項は、①業務規制に関する指摘事項（サービサー法第17条から19条関係）、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項（同法第2条関係）、③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項（同法第12条関係）、④法定帳簿に関する指摘事項（同法第20条関係）、⑤受取証書等に関する指摘事項（同法第15、16条関係）、⑥他法令の遵守に関する指摘事項の6種類に類型化することができる。上記6類型のうち、①から③までは、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者等に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項であることから、これらを対象指摘事項とした。

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24- (14))

施策名	債権管理回収業の審査監督 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-9-(3)) (評価書135頁)					
施策の概要	暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。					
達成すべき目標	債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為を行い、債務者に対して被害を与えることなどがないうよう、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行い、その業務の適正な運営の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	10,913	10,014	10,017	9,348
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	10,913	10,014	10,017	
執行額(千円)	9,655	9,452	7,724			
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号) ^{*1}					

測定指標	1 債権回収会社に対する立入検査事業所数	平成24年度目標値					
		対前年度増					
		基準値	実績値				
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		51	55	47	50	51	52
	参考指標	実績値					
債権回収会社に対する立入検査実施率(%)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	35.6	41.6	43.3	41.3	41.7		

測定指標	2 債権回収会社に対する立	平成24年度目標値
------	---------------	-----------

入検査における対象指摘事項 ² の改善状況 (%)	対前年度増					
	基準値	実績値				
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	90.5	57.5	73.9	78.1	90.5	87.0
参考指標	実績値					
1 債権回収会社に対する立入検査における全指摘事項の改善状況 (%)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	42.5	54.8	67.0	83.2	78.3	
2 債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数 (件)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	119	136	79	46	58	
3 債権回収会社に対する行政処分件数 (件)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	1	6	2	0	1	

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>平成24年度における「債権回収会社に対する立入検査事業所数」は52か所であり、前年度が51か所であったことから、目標値である対前年度増を達成している。</p> <p>【指標2について】</p> <p>平成24年度における「債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況」は、前年度の90.5パーセントから87.0パーセントと若干減少しており、目標値である対前年度増は達成されなかった。</p> <p>改善が認められなかった原因としては、いずれも従業員等の理解不足、認識不足を補う体制が不十分であったことなどが挙げられる。したがって、債権回収会社に対しては、従業員等に対する教育研修を実施し、特に不備を繰り返した従業員や新しい従業員等には重点的に行うなど、内部統制体制のより一層の強化を立入検査等の際に要請している。</p> <p>以上のような取組から、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るという目標をおおむね達成できたといえる。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>債権回収会社の業務運営の状況を網羅的かつ的確に把握するためには、債権回収会社に対して実施する立入検査が最も有効な方法である。</p> <p>債権回収会社に対する立入検査事業所数について、債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するため、より多くの債権回収会社に対して立入検査を実施するという観点とともに、検査対象会社の業務運営状況全般を把握する必要性により、支店等に対しても積極的に立入</p>

検査を実施すべきとの観点から、綿密な検査計画を立てた上で立入検査を実施し、目標を達成することができた。

債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況について、参考指標3の「債権回収会社に対する行政処分件数」のとおり、平成21年度に行政処分が頻発して以降、法務省では、債権回収会社に対し、立入検査において指摘した事項について、徹底的な原因究明及び実効性のある改善措置を策定させるなど、立入検査後の指導をより強化することで、適正な業務運営を確保させることに努めている。また、債権回収業界においても、一般社団法人全国サービサー協会において、自主規制規則等の制定や各種研修を開催するなど、業界全体として自主的な取組を促進している。

これらの取組が功を奏し、改善状況については平成20年度の57.5パーセントから年々上昇していたが、平成24年度は平成23年度を若干下回る結果となった。ここでいう改善状況とは、立入検査において、債権回収会社による自主的な改善が認められた率（以下「自主的改善率」という。）のことを指すが、平成24年度に「自主的改善率」が減少したのは、計算上の分母となる「前回立入検査対象指摘事項数」が減少したためであり、平成24年度と平成23年度の「自主的改善率」に実質的な差はあまりないものと考えている。一方で、立入検査において対象指摘事項の改善が認められず、再度の指摘に至った件数の総数については、平成23年度が4件であったところ、平成24年度は3件であり、1件減少していることから、立入検査において指摘した事項については、より改善が図られたといえる。

したがって、立入検査において指摘した事項についてはおおむね改善され、債権回収会社各社において、適正な業務運営を行っているものと認められる。

以上のことから、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行うことは、その業務の適正な運営の確保に必要なかつ有効な取組であり、これらの取組から施策の基本目標をおおむね達成できているものと考えている。

【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】

債権回収会社に対する立入検査は、問題の早期発見と適正な業務運営の確保を図る上で根幹になるものと考えている。

サービサー制度が確立されて15年目を迎えるが、今後、更に効率的効果的な立入検査の実施に努めていくとともに、債権回収会社が自主的かつ実効性のある改善を図ることができるよう指導することにより、債権回収会社の業務の適正な運営を確保していく必要がある。

なお、債権回収会社各社が、改善に向けた真摯な取組を行っていることは、立入検査等においても認められるものの、不備の再発には過失的要素もあり、100パーセント改善が達成されるというのが、現実的に困難な面もあると考えているところではあるが、監督官庁としては、不備の再発を1件でも多く減少させるというスタンスで引き続き取り組んでいく必要がある。

学識経験を有する者の知見

1 実施時期
平成25年7月12日

の活用	<p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>〔意見〕 測定指標 2 については、本来、100パーセント、再指摘件数 0 件を目指すべきではないか。</p> <p>〔反映内容〕 債権回収会社各社が、改善に向けた真摯な取組を行っていることは、立入検査等において認められるものの、不備の再発には過失的要素もあり、100パーセント改善が達成されるというのが、現実的に困難な面もあるところではあるが、監督官庁としては、不備の再発を 1 件でも多く減少させるというスタンスで引き続き取り組んでまいりたい。</p>
-----	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「債権回収会社に対する立入検査実施状況に関する調査」 (大臣官房司法法制部審査監督課, 平成25年5月作成, 対象期間: 平成20年4月1日～平成25年3月31日) ・「債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項に関する調査」 (大臣官房司法法制部審査監督課, 平成25年5月作成, 対象期間: 平成20年4月1日～平成25年3月31日) ・「債権回収会社に対する行政処分に関する調査」 (大臣官房司法法制部審査監督課, 平成25年5月作成, 対象期間: 平成20年4月1日～平成25年3月31日)
---------------------------	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】 図書等の必要性を考慮し、数量等を見直したことにより、経費の削減を図った。</p>
----	---

担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課	政策評価実施時期	平成25年 8 月
-------	----------------	----------	-----------

*1 「債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）」

（目的）

第一条 この法律は、特定金銭債権の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、許可制度を実施することにより弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

*2 「対象指摘事項」

債権回収会社に対する立入検査における指摘事項は、①業務規制に関する指摘事項（サービサー法第17条から19条関係）、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項（同法第2条関係）、③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項（同法第12条関係）、④法定帳簿に関する指摘事項（同法第20条関係）、⑤受取証書に関する指摘事項（同法第15条関係）、⑥他法令の遵守に関する指摘事項の6種類に類型化することができる。

上記6類型のうち、①から③までは、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者等に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項であるこ

とから、これらを対象指摘事項とした。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		人権の擁護		評価方式	総合	番号	17
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額	
予算の 状況	当初予算（千円）	3,506,976	3,204,581	3,243,604	3,195,780	3,309,057	
	補正予算（千円）	0	5,549	△ 132	-		
	繰越し等（千円）	0	0	0			
	計（千円）	3,506,976	3,210,130	3,243,472			
		<3,506,976>	<3,210,130>	<3,243,472>			
執行額（千円）		3,461,521	3,192,765	3,227,595			
政策評価結果の概算要求への反映状況		評価結果を踏まえ、人権相談・調査救済体制の整備等を引き続き推進することとし、これに必要な経費を概算要求に計上した。					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	人権の擁護					番号	17		(千円)
	予 算 科 目						予算額		
整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	人権擁護推進費	人権擁護の推進に必要な経費	1,558,467	1,545,137	
	●	2	一般	法務局	人権擁護活動費	人権擁護活動に必要な経費	1,637,313	1,763,920	
	小計					3,195,780 の内数	3,309,057 の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
小計									
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
小計									
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
小計									
合計					3,195,780 の内数	3,309,057 の内数			

平成25年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省25－（16））

施策名	人権の擁護
担当部局名	人権擁護局総務課，調査救済課，人権啓発課
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため，人権尊重思想の普及高揚や人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど，人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。
政策体系上の位置付け	人権の擁護 （Ⅲ－10－（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより，国民一人一人の人権意識を高め，人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・人権相談体制の整備を通じて，気軽に相談できる機会を広く提供し，人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか，調査救済体制の整備を通じて，人権侵害事案について迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより，被害の救済及び予防を図る。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・今日においても，子ども・高齢者・障害のある人への虐待，配偶者・パートナーからの暴力，自殺に至るような深刻な「いじめ」など，人権が侵害される事案は後を絶たない。また，最近では，インターネットを利用した人権侵害も増加しており，これらの人権問題は大きな社会問題となっている。このような現状において，全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。 ・こうした社会の実現のために，まず国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であることから，こうした理解を深めるため，国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発を行い，人権尊重思想の普及高揚を図っていくことを目標とした。 ・上記のような社会の実現のためには，人権侵害事案が発生した場合に被害の救済及び予防を図ることが重要であることから，人権相談体制の整備を通じて，人権侵害に関わる問題を幅広く把握し，これに適切に対応することを目標とした。また，同様の観点から，人権侵害事案について，調査救済体制の整備を通じて，迅速的確な調査を行うとともに，適切な救済措置を講ずることを目標とした。
政策評価実施予定時期	平成26年8月

測定指標	基準		25年度目標
	基準	基準年度	
1 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況	－	－	国民の幅広い層に対して，人権に関心をもってもらう参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現するためには，国民一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要である。このような理解を深めるには，国民一人一人の人権に関する理解

・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことが有効であると考えられる。そこで、測定指標として、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るための「国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況」を設定した。具体的には、人権教室¹、人権の花運動²、全国中学生人権作文コンテスト³、スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動、シンポジウム及びマスメディア等を活用した人権啓発活動の実施状況（実施回数、参加者数等）を分析し、有効な人権啓発活動を行うことができたかどうかを評価する。

参考指標	年度ごとの実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
人権教室の実施状況	実施回数 (回)	11,353	12,493	12,595	13,123	15,863
	参加者数 (人)	437,640	472,552	453,435	506,802	630,879
人権の花運動の実施状況	参加学校 (団体)数	3,161	3,397	3,574	3,661	3,844
	参加者数 (人)	531,969	529,427	498,983	513,878	518,530
全国中学生人権作文コンテストの実施状況	応募校数 (校)	6,593	6,624	6,311	6,682	6,819
	応募者数 (人)	866,269	883,746	887,012	893,258	937,287
スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道府県数	26	30	21	29	35
ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況	参加者数 (人)	700	840	600	1,100	920
人権シンポジウムの実施状況（平成22年度までは人権啓発フェスティバルの一部であったため、人権啓発フェスティバルの参加者数）	参加者数 (人)	89,580	63,600	82,430	544	964
新聞掲載回数		5,662	5,656	5,539	5,478	5,698
テレビ・ラジオ放送回数		57,347	96,185	53,442	101,813	23,823 (※)
ポスター配布枚数		187,513	194,802	213,272	221,875	189,152

(※) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、ケーブルテレビ会社が実施していたテロップ放送の無料サービスが終了したことによる。

測定指標	基準		25年度目標
		基準年度	
2 人権相談・調査救済体制の整備	—	—	<p>法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。</p> <p>また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。</p>

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

人権相談は、国民からアクセスしやすい体制を構築するという観点から、様々な手段によっていつでも気軽に相談ができる環境を整えることが重要である。そのためには、人権相談や他省庁の各取組結果等により人権侵害等の状況を把握し、国民や社会のニーズが高い人権課題について実効的な人権相談体制を整備する必要がある。

また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合に、速やかに調査救済手続に移行の上、個々の事案に応じて関係機関と連携するなどして、迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図ることが重要である。そのためには、実効的な調査救済体制を整備する必要がある。

そこで、「人権相談・調査救済体制の整備」を測定指標とした。

具体的には、人権相談の種別ごとの件数、人権侵害事件の対応件数等を分析し、様々なニーズに応じた人権相談・調査救済体制が整備されているかを評価する。

参考指標	年ごとの実績値				
	20年	21年	22年	23年	24年
人権相談件数（全体）（件）	261,634	257,275	280,977	266,665	266,489
「子どもの人権110番 ⁴ 」における相談件数（件）	21,353	22,847	27,710	25,914	28,384
「女性の人権ホットライン ⁵ 」における相談件数（件）	23,997	23,426	23,289	22,008	21,720
児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレター ⁶ の通数（通）	14,255	14,552	22,593	22,329	20,144
社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	708	695	650	513	606
インターネットによる相談件数（件）	2,124	4,039	5,044	5,500	7,384
人権侵害事件の対応件数（件）	21,298	21,309	21,500	22,072	22,694

達成手段	補正後予算額（執行額）	25年度当初	関連する

(開始年度)	23年度	24年度	予算額	指標
①人権侵害による被害者救済活動の実施 (昭和23年度)	125百万円 (116百万円)	115百万円 (115百万円)	146 百万円	2
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
全国各地で生起する様々な人権問題に広く対応するため、全国の法務局・地方法務局では、面接による相談のほか、電話やインターネット等により人権に関する相談を受け付けるなど様々な取組を実施している。人権相談を通じ、被害者等からの被害の救済に関する申告等があった場合、人権侵害事件として速やかに救済手続を開始し、被害者の視点に立った各種の救済措置を講じている。			0063	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
②人権擁護委員活動の実施 (昭和23年度)	993百万円 (993百万円)	1,071百万円 (1,069百万円)	1,140 百万円	1,2
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
人権擁護委員制度は、昭和23年、憲法の中核をなす基本的人権の保障をより十全なものとするには官民一体となって人権擁護を推進することが望ましいとの観点から発足したものであり、人権擁護行政の重要な一翼を担っている。現在、法務大臣から委嘱された約1万4000人の人権擁護委員が全国の市区町村にあまねく配置され、地域住民を対象とした人権啓発活動や人権相談活動を中心にその役割を果たしている。			0064	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
③全国的視点に立った人権啓発活動の実施 (昭和23年度)	310百万円 (304百万円)	364百万円 (350百万円)	352 百万円	1
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
全国中学生人権作文コンテストを実施したり、様々な人権課題(例: HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見、インターネットを悪用した人権侵害、北朝鮮当局による人権侵害問題等)をテーマとする、講演会、シンポジウム等を開催するなど、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施している。また、多様な媒体(ポスター、新聞広告、インターネットバナー広告、車内広告、映像広告等)を通じて、マスコミ等を活用した人権啓発活動等を実施している。			0066	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
④人権関係情報提供活動等の委託等	237百万円	231百万円	230	1

(昭和62年度)	(237百万円)	(231百万円)	百万円	
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
総合的な人権啓発活動を推進するため、(公財)人権教育啓発推進センター(以下「センター」という。)に対し、啓発教材・啓発ビデオの作成事業及び人権ライブラリー事業 ⁷ 等を委託している。また、人権教育・人権啓発のためのナショナルセンターとしての役割を担うことが求められているセンターの活動に資するため、センターの実施体制面の充実を図る。			0067	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑤地域人権問題に対する人権擁護活動の委託 (昭和48年度)	1,545百万円 (1,542百万円)	1,462百万円 (1,462百万円)	1,328 百万円	1
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
地方公共団体に対し、地域の実情を踏まえつつ、一定水準の人権啓発活動を確保するため、人権に関する講演会・研修会の開催、資料の作成配布、新聞広告の掲載及び地域人権啓発活動活性化事業等を委託している。 なお、地域人権啓発活動活性化事業は、法務局・地方法務局、地方公共団体及び人権擁護委員組織体等が連携協力して行う啓発活動であり、具体的には、人権の花運動、スポーツ組織と連携協力した啓発活動等を行っている。			0069	

*1 「人権教室」

子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動

*2 「人権の花運動」

児童が協力して花の種子、球根等を育てることによって、生命の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動

*3 「全国中学生作文コンテスト」

次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的とした啓発活動

*4 「子どもの人権110番」

全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

*5 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

*6 「子どもの人権SOSミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」(返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの)を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

*7 「人権ライブラリー事業」

人権に関する図書・ビデオ・DVD・展示パネルや多様な人権啓発実施主体が保有する人権関係情報をセンターのデータベースに集約・整理し、センターのホームページ等を通じて広く国民に提供する事業

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24- (15))

施策名	人権の擁護 (Ⅲ-10-(1)) (評価書141頁)					
施策の概要	人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。					
達成すべき目標	・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・人権相談体制の整備を通じて気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害事案の発生を広く把握しこれに対応するほか、調査救済体制の整備を通じて迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより、被害の救済及び予防を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,506,976	3,204,581	3,243,604	3,195,780
		補正予算(b)	0	5,549	△132	—
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	3,506,976	3,210,130	3,243,472	
執行額(千円)	3,461,521	3,192,765	3,227,595			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更) ^{*1}					

測定指標	1 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況	平成24年度目標
		国民の幅広い層に対して、人権に関心をもってもらう参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。
		施策の進捗状況(実績)
		国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、その時々に応じた人権課題を取り上げて啓発活動を実施した。また、国民の幅広い層に対して啓発を行うことを目的として、ポスター、新聞広告、地域総合情報誌、テレビ・ラジオスポットCM、インターネットバナー広告等の多種多様な媒体や手法を用いて、参加型及び発信型の啓発活動を実施した。
	参考指標	実績値

1 人権教室 ² の 実施状況		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	実施回数 (回)	11,353	12,493	12,595	13,123	15,863
	参加人数 (人)	437,640	472,552	453,435	506,802	630,879
2 人権の花運動 ³ の実施状況	参加学校 (団体数)	3,161	3,397	3,574	3,661	3,844
	参加人数 (人)	531,969	529,427	498,983	513,878	518,530
3 全国中学生 人権作文コンテスト ⁴ の 実施状況	実施回数 (回)	6,593	6,624	6,311	6,682	6,819
	参加人数 (人)	866,269	883,746	887,012	893,258	937,287
4 スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道府 県数	26	30	21	29	35
5 ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況	参加人数 (人)	700	840	600	1,100	920
6 人権シンポジウム ⁵ の実施状況 (※1)	参加人数 (人)	89,580	63,600	82,430	544	964
7 新聞掲載回数		5,662	5,656	5,539	5,478	5,698
8 テレビ・ラジオ放送回数		57,347	96,185	53,442	101,813	23,823 (※2)
9 ポスター配布枚数		187,513	194,802	213,272	221,875	189,152

(※1) 平成22年度までは人権啓発フェスティバル⁶の一部であったため、人権啓発フェスティバルの参加者数
(※2) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、ケーブルテレビ会社が実施していたテロップ放送の無料サービスが終了したことによる。

測定指標	2 人権相談・調査救済体制の整備	平成24年度目標					
		<p>法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。</p> <p>また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。</p>					
		施策の進捗状況（実績）					
		<p>法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話（子どもの人権110番⁷、女性の人権ホットライン⁸）による人権相談、インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）を行うとともに、全国の小・中学校の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター⁹」を配布し、相談に応じている。</p> <p>また、学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じている。</p>					
		参考指標	年ごとの実績値				
		1 人権相談件数（全体）（件）	20年	21年	22年	23年	24年
			261,634	257,275	280,977	266,665	266,489
	2 「子どもの人権110番」における相談件数（件）	21,353	22,847	27,710	25,914	28,384	
	3 「女性の人権ホットライン」における相談件数（件）	23,997	23,426	23,289	22,008	21,720	
	4 児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数（通）	14,255	14,552	22,593	22,329	20,144	
	5 社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	708	695	650	513	606	
	6 インターネットによる相談件数（件）	2,124	4,039	5,044	5,500	7,384	

7 人権侵犯事件の対応件数 (件)	21,298	21,309	21,500	22,072	22,694	

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>平成24年度においては、人権教室に63万879名、人権の花運動に51万8,530名、全国中学生人権作文コンテストに93万7,287名の参加を得るなど、児童・生徒を中心に、参加型の啓発活動を積極的に実施した。このほかシンポジウムでは、東日本大震災に伴う人権侵害や性的指向・性同一障害について4回実施し、その内容を法務省ホームページ^{*10}に掲載するなど、幅広い課題について啓発活動した。</p> <p>また、発信型の啓発活動としては、テレビ番組と協力した人権週間PRポスターやスポット映像を作成したり、映画「おおかみこどもの雨と雪」や「だいじょうぶ3組」と連携したポスターの作成のほか、腹話術師のいっこく堂氏を起用したデジタルコンテンツの作成やテレビスポットCMの放送を行った。さらに、平成24年度に社会的関心を集めたいじめ問題やインターネットによる人権侵害について、緊急メッセージを法務省ホームページに掲載したことを始めとして、いじめ防止ポスターの作成、ネットトラブル防止に係るリーフレットの作成・配布等を行った。</p> <p>以上のとおり、多種多様な媒体や手法を通じて各種啓発活動を実施したことから、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことができたものと評価できる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>平成24年度においては、前年度までの施策の進捗状況を踏まえ、従前とほぼ同規模の人員・予算の下で人権相談体制及び調査救済体制の整備を行った。</p> <p>その体制の下、26万6,489件（対前年比で176件（0.07パーセント）減少）の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万2,694件（対前年比で662件（2.8パーセント）増加）については、人権侵犯事件として立件して調査を行い、適切な措置を講じた（件数は平成24年1月から12月までの合計である。）。</p> <p>また、滋賀県大津市における中学生の自殺を契機として、いじめ問題への対応の在り方について社会の関心が高まったことから、相談窓口の広報強化や「子どもの人権110番」の取組強化等、いじめ問題への対応を一層強化した。</p> <p>これらのことから、人権相談及び調査救済体制の整備を図るという目標はおおむね達成できたものと評価できる。</p>
	目標期間終了時点 の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>啓発活動を行う手法や媒体を限定すると、啓発対象も限定されるところ、平成24年度においては、多種多様な手法や媒体を用いることで、有効的に異なる層、従前よりも更に幅広い層に対して啓発活動を実施した。</p> <p>また、既存のテレビ番組や映画と協力・連携し、費用の低減を図り</p>

	<p>つつ効率的に実施した。</p> <p>さらに、滋賀県大津市における自殺事案を契機に社会的関心の高まったいじめ問題やインターネットによる人権侵害に加え、東日本大震災に伴う人権侵害等を中心に提起して、時機を捉えた集中的な啓発活動を実施したことから、国民に人権について十分な関心を持ってもらうことができたと評価できる。</p> <p>これらの取組により、国民の人権への理解が深まり、人権意識が高まり、人権尊重思想の普及高揚が図られたと評価でき、人権が尊重される社会の実現に寄与したと考える。</p> <p>人権相談体制及び調査救済体制の整備については、子ども、女性、高齢者・障害者を始め、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた適切な対応を行った。その結果、従前とほぼ同規模の人員・予算の下で前年よりも増加した人権侵害事件に対応しており、有効かつ効率的に人権侵害事案の適切な解決を図ったものと評価できる。</p> <p>また、新規に救済手続を開始した人権侵害事件の内訳を見ると、学校におけるいじめに関する人権侵害事件が3,988件（対前年比で20.6パーセント増加）、教職員による体罰に関する人権侵害事件が370件（対前年比で32.6パーセント増加）、児童に対する暴行・虐待に関する人権侵害事件が873件（対前年比で0.9パーセント増加）、インターネットを利用した人権侵害事件が671件（対前年比で5.5パーセント増加）と、それぞれ前年から増加している。学校におけるいじめに関する人権侵害事件及び児童に対する教育職員による体罰に関する人権侵害事件の増加が顕著であり、このような現状において社会の関心の高まりに応じ、いじめ問題への対応を一層強化したことは、被害の救済及び予防を図るという目標に効果的であったと評価できる。</p> <p>これらのことから、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、調査・救済手続につなげ、人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと評価できる。</p> <p>以上の取組により、人権が尊重される社会の実現に寄与するという基本目標を達成できたものとする。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>今後も、その時々々の社会情勢に応じた人権課題を取り上げ、国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施する。</p> <p>また、より幅広い層に対し、多種多様な媒体を通じて、人権啓発活動等を実施する。</p> <p>さらに、人権相談・調査救済体制の整備については、効率性及び有効性が認められ、学校等関係機関と連携の上、引き続き、これらの施策を推進していく必要がある。</p>
--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 平成25年7月12日</p> <p>2 実施方法</p>
------------------------	--

	<p>会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>なし</p>
--	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成24年度人権啓発活動実施報告書」 (人権擁護局人権啓発課, 平成25年4月作成, 対象期間: 平成24年4月1日～平成25年3月31日) ・「ハンセン病に関するシンポジウム結果報告」 (人権擁護局人権啓発課, 平成19年度～平成24年度の各年度で作成, 対象期間: 平成19年4月1日～平成25年3月31日) ・「第27～32回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について」 (人権擁護局人権啓発課, 平成19年～平成24年度の各年度で作成, 対象期間: 平成19年4月1日～平成25年3月31日) ・「子どもの人権110番における相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「女性の人権ホットラインにおける相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「インターネットによる人権相談に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年2月22日～平成24年12月31日) ・「女性に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「子どもに対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「インターネット上における人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) <p>○評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果(厚生労働省)
----------------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 福祉行政報告例（厚生労働省） ・男女共同参画社会に関する世論調査（平成21年10月調査）（内閣府） ・人権擁護に関する世論調査（平成19年6月調査）（内閣府） <p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果は、人権擁護局人権啓発課において保管している。
--	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>人権啓発活動の実施については、効果検証結果に基づき、事業の見直しを行っているところであるが、今後も更に効果検証結果を概算要求へ反映させるとともに、啓発活動の在り方について検討し、成果目標の設定及び成果管理ができる仕組みの構築について、検討を行うこととした。なお、各種調達事案については、執行実績を踏まえ、インターネットバナー広告の単価等の見直しを行うとともに、小・中学生新聞における新聞広告の実施を見直し、経費を削減した。</p> <p>また、執行実績を踏まえた見直しを行い、訪問介護員に対する説明リーフレットの集約、人権擁護委員の周知活動の実施方法の見直しのほか、人権啓発活動の総合的推進事業におけるシンポジウムの開催回数を見直すとともに、補助金の相談事務の見直しを行うことにより、経費を削減した。</p> <p>さらに、効果検証結果及び執行実績を踏まえた見直しを行い、ラッピングバス事業を廃止するとともに、新聞広報の単価や地域総合情報誌の掲載回数について実施内容を見直し、経費を削減した。</p>
----	--

担当部局名	法務省人権擁護局	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	----------	----------	---------

-
- *1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画
 - *2 「人権教室」
 - 子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動
 - *3 「人権の花運動」
 - 児童が協力して花の種子、球根等を育てることによって、生命の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動
 - *4 「全国中学生人権作文コンテスト」
 - 次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的とした啓発活動
 - *5 「人権シンポジウム」
 - 様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動
 - *6 「人権啓発フェスティバル」
 - 開催地の法務局・地方法務局等が法務省等の協力を得て、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の人権啓発活動を一体的・総合的に実施することにより、地域住民の参加を促し、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動
 - *7 「子どもの人権110番」
 - 全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

*8 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

*9 「子どもの人権SOSミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」（返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの）を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

*10 「人権シンポジウムの内容」

法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00035.html〕を参照

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理			評価方式	総合	番号	18
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額		
予算 の 状 況	当初予算（千円）	1,889,507	1,730,659	1,805,864	1,796,216	1,801,740		
	補正予算（千円）							
	繰越し等（千円）	103,866	365,899	429,594				
	計（千円）	1,993,373	2,096,558	2,235,458				
		<1,993,373>	<2,096,558>	<2,235,458>				
執行額（千円）		1,667,836	1,682,244	2,104,416				
政策評価結果の概算要求への反映状況		適正・迅速な訴訟対応のため、引き続き、訟務事務担当者の育成と人的・物的資源の充実・強化等の体制整備を図るために必要な要求をすることとした。						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理					番号	18	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項					
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	訟務費	訟務遂行に必要な経費	1,796,216	1,801,740	△ 44,797	
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計							1,796,216 の内数	1,801,740 の内数	△ 44,797
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計							の内数	の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計							の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計							の内数	の内数	
合計							1,796,216 の内数	1,801,740 の内数	△ 44,797	

平成25年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省25－（17））

施策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
担当部局名	大臣官房訟務部門
施策の概要	国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理する。
政策体系上の位置付け	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理 （IV－11－（1））
達成すべき目標	国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理するため、訟務組織における人的・物的体制の充実強化を図るとともに、法律問題を抱えている行政機関に訟務部門が実施している法律意見照会制度を積極的に利用させる。
目標設定の考え方・根拠	<p>国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から法と証拠に基づいた適切な主張立証を尽くすことは、裁判所の適切な事実認定と正しい法律の解釈適用に基づいた裁判の実現に資するものである。これによって、国の正当な利益が擁護されるとともに、個人の権利利益と国民全体の利益との間に正しい調和が図られ、ひいては行政活動は法律に基づいて実施されなければならないという法律による行政の原理が貫徹されることが期待されている。その意味で「勝つべき事件には勝ち、負けるべき事件には負ける」というのが国のあるべき姿であり、これに向けて適切な訴訟活動を行うことが訴訟の適正な処理の内容となる。</p> <p>また、訴訟の審理期間が長期化することは、訴訟の相手方である国民にとっても経済的、精神的に大きな負担になるため、訴訟当事者である国としても訴訟の迅速な処理に努める責務があり（裁判の迅速化に関する法律第7条1項参照）、これも、訴訟の適正な処理の重要な内容を成している。提訴から判決までにどの程度の時間がかかるかという問題は、当該訴訟の内容や相手方の訴訟対応、裁判所の訴訟指揮等の要因にも大きく左右されるが、訴訟の当事者である国としても審理の迅速化に向けて最大限の対応をすることが求められている。</p> <p>このようなことから、各種研修・打合せ会等を通じた訟務担当者の能力向上を図るとともに、事務合理化機器の積極的利用による事務処理の効率化を図ることにより、訟務組織における人的・物的体制の充実強化を目指すこととした。加えて、法律意見照会制度について、関係行政機関に対して周知活動を行うことにより、その積極的な利用促進を図ることとした。</p> <p>なお、主な訴訟における国の主張の概要や判決内容については、法務省ホームページで公表している¹。</p>
政策評価実施予定時期	平成26年8月

測定指標	基準		25年度目標
		基準年度	
1 訟務組織における人的・物的	－	－	各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の

体制の充実強化		能力向上を図る。また、事務合理化機器の積極的 利用により、事務処理の効率化を図る。
---------	--	--

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

訴訟を適正・迅速に処理するためには、訟務組織における人的・物的体制を充実させ、これを強化することが極めて重要である。すなわち、人事異動により毎年4月に多くの訟務担当者が入れ替わるが、新たに訟務の仕事を担当することになった職員に対して充実した内容の各種研修を行い、訟務の役割を十分に理解させ、その専門的能力を高めることが不可欠となる。

また、事務打合せ会等を通じて訴訟対応方針の検討や訴訟担当者間で協議・情報交換を行い、その結果を訴訟の処理に反映させることも重要となる。さらに、テレビ会議装置等の事務効率化機器を最大限活用することにより、事務処理の迅速化・効率化を図る必要もある。そこで、このような訟務組織における体制の充実の程度を、訴訟の適正・迅速処理という目標達成の測定指標とすることにし、研修・打合せ会等の実施状況、研修のアンケート結果などを参考として評価することにした。

参考指標		年度ごとの実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
研修	実施回数（回）	—	95	87	101	102
	延べ日数（日）	—	198	164	188	184
	参加人数（人）	—	1,588	1,746	1,796	2,508
打合せ会等	実施回数（回）	—	112	111	112	112
	延べ日数（日）	—	154	159	145	138
	参加人数（人）	—	3,588	3,677	3,901	3,115
テレビ会議装置	利用回数（回）	—	—	78	206	456
	延べ利用時間（時間）	—	—	92	333	889
	導入庁数 ^{*2} （庁）	—	—	9	15	15

測定指標	基準		25年度目標
	基準	基準年度	
2 法律意見照会制度の積極的利用の促進	—	—	法律意見照会制度について、関係行政機関に対して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門は、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法的見解を述べたり、助言などを行う法律意見照会を実施している。これが積極的に活用されれば、紛争を未然に防止し、あるいは早期にこれを解決することが可能となる。また、法律意見照会により、訟務としても、あらかじめ争点、問題点等

について検討しておくことができるため、現実に訴訟が提起された場合においても、より適正・迅速に訴訟を処理することができる。さらに、国が訴訟を処理するに当たっては、所管する行政機関の協力が必要不可欠であるところ、法律意見照会制度の積極的利用をきっかけとして、その協力関係が一層充実強化されるといふ効果も期待できる。そこで、法律意見照会制度の積極的利用の促進を測定指標とし、法律意見照会事件の処理状況、法律意見照会制度の周知状況などを参考として評価することにした。

参考指標		年度ごとの実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
法律意見照会事件数（件）		1,759	1,777	1,565	2,008	2,095
行政機関等に対する 法律意見照会制度の 周知状況	打合せ会等での説明（回）	－	72	68	76	82
	出向いての説明（回）	－	183	206	245	223
	合計	－	255	274	321	305

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①訟務事件の適正処理 (昭和22年度)	924百万円 (836百万円)	855百万円 (770百万円)	890 百万円	1,2
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<p>法務省、法務局及び地方法務局において、パソコン、プリンタ、データベース等の事務合理化機器や法律文献等を整備するなど執務環境を整え、また、訟務資料を作成するなどして、大型化・複雑困難化している国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行う。</p> <p>達成手段の実施により、国の立場からの主張を行うための資料や執務環境が整備され、より適正かつ効率的な主張立証活動が可能となる。また、訟務事務を行うための人材の育成を効率的に行うことができ、訟務事務の習熟度の上昇を見込むことが可能となる。加えて、達成手段の実施により、法律意見照会制度の周知に必要な資料の作成や法律意見照会事件数そのものの上昇も見込むことができ、測定指標の上昇に寄与するということができる。</p>			0070	

*1 係属している主な訴訟の概要及び国の主張並びに主な判決については、法務省ホームページ「国に関する訴訟情報」中の「係属中の主な訴訟の概要」（http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html）及び「主な判決一覧」（http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html）において掲載している。

*2 「導入庁数」

テレビ会議装置の導入庁数は、年度末までに導入されている庁を示している。

なお、初年度である平成21年度は、11月から利用を開始しており、平成22年度は、増設した6庁については9月から利用を開始している。

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24-(16))

施策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅳ-11-(1)) (評価書191頁)					
施策の概要	国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理する。					
達成すべき目標	訴訟当事者として国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,889,507	1,730,659	1,805,864	1,796,216
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	429,594	
		合計(a+b+c)	1,889,507	1,730,659	2,235,458	
執行額(千円)	1,667,836	1,682,244	2,104,416			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○法務省設置法(平成11年法律第93号)第4条第31号^{*1}</p> <p>○裁判の迅速化に関する法律(平成15年法律第107号)第2条第1項、第7条^{*2}</p> <p>○第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成17年1月21日)^{*3}</p>					

測定指標	1 訟務組織における人的・物的体制の充実強化	平成24年度目標
		各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の能力向上を図る。また、事務合理化機器の積極的利用により、事務処理の効率化を図る。
		<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>平成24年度に開催した研修の実施回数、開催日数及び参加人数については、前年度を上回った。打合せ会は、実施回数及び開催日数は前年度を下回っているものの参加人数は前年度を上回っている。これは、より多くの職員の打合せ会への参加を可能にする環境を整えた上で、1回当たりの参加人数を増加させることにより、打合せ会の実施回数の集約を図ったためである。また、研修の実施回数の増加は、打合せ会の実施回数を集約したことも寄与しており、研修を充実させることにより、訟務担当職員の能力向上が図られた。</p> <p>事務合理化機器であるテレビ会議装置の利用実績は平成22年度から倍増した平成23年度の利用回数を上回っており、</p>

		同装置の積極的利用を行い、事務処理の効率化を図った。				
	参考指標	実績値				
1	研修	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	実施回数（回）	95	87	101	102	112
	延べ日数（日）	198	164	188	184	217
	参加人数（人）	1,588	1,746	1,796	2,508	2,624
2	打合せ会等	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	実施回数（回）	112	111	112	112	99
	延べ日数（日）	154	159	145	138	122
	参加人数（人）	3,588	3,677	3,901	3,115	3,879

測定指標	2 法律意見照会制度 ⁴ の積極的利用の促進	平成24年度目標					
		法律意見照会制度について、関係行政機関に対して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図る。					
		施策の進捗状況（実績）					
		周知活動として、行政機関等に対し、出向くなどして法律意見照会制度の説明を368回行い、積極的な利用促進を図った。なお、法律意見照会の数は前年度より増加し、2,178件であった。					
	参考指標	実績値					
	法律意見照会事件数（件）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		1,777	1,565	2,008	2,095	2,178	
	行政機関等に対する法律意見照会制度の周知状況	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		打合せ会等での説明（回）	72	68	76	82	77
		出向いての説明（回）	183	206	245	223	291
合計		255	274	321	305	368	

<p>施策に関する 評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p>【指標1について】</p> <p>訟務担当者の能力向上を目的とする研修及び訴訟対応方針の検討や訴訟担当者間での協議・情報交換を行いその結果を訴訟の処理に反映させることを目的とする事務打合せ会を継続的に実施した。その結果、少なくともこれらの参加人数は、昨年度よりも増加しており、特に研修については実施回数、延べ日数、参加人数のいずれも増加している。</p> <p>新たに訟務担当者となった者向けの研修についてアンケートを実施した結果、回答者168名のうち164名（約97.6パーセント）から研修について有意義であったとの回答を得ていることから、訟務担当者の能力向上を図ったといえる。</p> <p>また、事務処理の効率化を目的とする事務合理化機器の積極的利用を推進し、平成22年度には、6地方法務局へテレビ会議装置の導入を拡大したことから、平成23年度以降の同装置の利用回数は倍増した。平成24年度においても、同装置の利用により、訟務担当者間において、打合せのための出張をすることなく、遠隔地における複数の部署をつないだ会議や必要に応じた迅速な意見交換を行うことにより、事務処理の効率化を図った。</p> <p>【指標2について】</p> <p>法律意見照会制度について、関係行政機関に対して継続的に周知活動を行った結果、平成24年度の行政機関等に対する説明回数は、前年度よりも63回増加した。</p> <p>また、平成24年度の法律意見照会の数は、2,178件であり、前年度に比べ83件の増加となっている。このことから、継続的な法律意見照会制度の周知によって、積極的な利用促進を図ったといえる。加えて、法律意見照会に対する行政機関の認知度が向上し、今まで以上に他の行政機関との連携が緊密となったものと考えられる。</p> <p>以上のような取組を行った結果、国の利害に係る訴訟を適正・迅速に処理するという目標はおおむね達成できたといえる。</p>
	<p>目標期間終了時点 の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>訟務組織における人的・物的体制の充実・強化と法律意見照会制度の利用促進に関する取組は、前記のとおり目標の達成に向けて必要性・有効性の高いものであるといえる。</p> <p>また、本施策について達成すべき目標は、訴訟当事者として国の利害に係る訴訟を適正・迅速に処理することである。この点、具体的な訴訟事件の処理において、法と証拠に基づく適正な主張立証に努めることが訟務組織に期待されていることから、主な訴訟における国の主張の概要、主な判決の結果を法務省ホームページに掲載し広く一般に情報を発信しているところである⁵。</p> <p>さらに、裁判の迅速化に関する法律により、国を当事者とする訴訟についても、その第1審手続をなるべく2年以内の期間に終結させるという努力義務が裁判所と当事者に課されており、国も一当事者としてこの責務を全うする必要がある。そこで、法務省、法務局及び地方法務局においては、前記のような各取組に加え、国の主張例、重要判例及びその解説、現在及び過去の事件の経過情報など、準備書面の作成に当たり参考となる情報を掲載したデータベースや法律文献を整備するなど執務環境を整え、さらに法律意見照会制度における回答事例集などの訟務資料を作成するなどして、大型化・複雑困難化している</p>

	<p>国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行っている。また、法律意見照会制度の活用が増加したことにより、国を当事者とする紛争が訴訟提起前に解決される可能性が高まるほか、訴訟が提起された場合における訴訟の処理の適正・迅速化に資するものとなっている。その結果、国を当事者とする訴訟は、事件自体が近時一層複雑・困難化しているものの、地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち審理期間が2年以内であったものの割合は、ここ数年一貫して8割を超えており、平成24年度も同様である。これは、各取組によって、国の訴訟対応がより迅速に行われたことが一定の効果をあげ、裁判の迅速化に寄与したものとする。</p> <p>以上の取組により、国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理するという基本目標をおおむね達成したといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び各行政機関等との協力関係の一層の充実強化を図ることとする。また、法律意見照会制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を引き続き実施することとする。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成25年7月12日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研修、打合せ会の開催に関する調査」（大臣官房訟務企画課，平成25年4月作成，対象期間：平成20年4月1日～平成25年3月31日） ・「テレビ会議システム使用実績調査」（大臣官房訟務企画課，平成25年4月作成，対象期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日） ・「行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況に関する調査」（大臣官房訟務企画課，平成25年4月作成，対象期間：平成20年4月1日～平成25年3月31日） ・「法律意見照会事件数に関する調査」（大臣官房訟務企画課，平成25年4月作成，対象期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日） ・「審理期間が2年以内であったものの率及び判決数に関する調査」（大臣官房訟務企画課，平成25年4月作成，対象期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日）
---------------------------	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>訟務事務を遂行するために必要な判例集，法律図書等について，インターネット検索サービスの利用を促進することにより，図書購入に係る経費等の消耗品費の単価を見直し，経費の削減を図った。また，準備書面作成支援システムについて，過去の契約金額や現在の運用管理状況を踏まえた所要額の見直しにより，システム運用経費の削減を図った。さらに，旅費業務に関する運用マニュアルの適切な運用，テレビ会議システムの活用により，旅費の削減を図った。</p>
----	--

担当部局名	法務省大臣官房訟務企画課	政策評価実施時期	平成25年 8 月
-------	--------------	----------	-----------

*1 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三十一 国の利害に関係のある争訟に関すること。

*2 「裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）」

（裁判の迅速化）

第2条 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

（当事者等の責務）

第7条 当事者、代理人、弁護士その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者（次項において「当事者等」という。）は、可能な限り裁判の迅速化に係る第二条第一項の目標が実現できるよう、手続上の権利は、誠実にこれを行使しなければならない。

2 前項の規定は、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

*3 「第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）」

国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。

*4 「法律意見照会制度」

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門において、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法律見解を述べたり、助言などを行う制度。紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすほか、訴訟のより適正・迅速な処理に寄与することができるものである。

*5 係属している主な訴訟の概要及び国の主張並びに主な判決については、法務省ホームページ「国に関する訴訟情報」中の「係属中の主な訴訟の概要」（http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html）及び「主な判決一覧」（http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html）において掲載している。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		出入国の公正な管理		評価方式	総合・実績	番号	19
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額	
予算の状況	当初予算（千円）	22,423,385	23,470,867	20,774,194	18,729,600	20,719,279	
	補正予算（千円）	△80,577	1,248,151	263,625	0		
	繰越し等（千円）	△79,975	△308,972	346,264			
	計（千円）	22,262,833	24,410,046	21,384,083			
		<22,262,833>	<24,410,046>	<21,384,083>			
執行額（千円）		20,849,060	23,083,198	20,489,689			
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>評価実施時期が政策評価については平成25年度、成果重視事業については平成26年度であるため、新しい在留管理制度の運用に必要な経費、円滑な出入国審査を実施するための経費及び最適化工程表に基づくシステム関係経費を引続き要求した。</p>					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		出入国の公正な管理				番号	19		(千円)	
		予 算 科 目				予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計		
整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額				
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	出入国管理企画調整推進費	出入国管理の企画調整及び推進に必要な経費	1,102,981	1,065,173		
	●	2	一般	法務本省	出入国管理企画調整推進費	出入国管理業務・システム最適化実施に必要な経費	18,269	42,637		
	●	3	一般	地方入国管理官署	出入国管理業務費	出入国管理業務に必要な経費	6,229,103	6,407,881		
	●	4	一般	地方入国管理官署	出入国管理業務費	出入国管理業務・システム最適化実施に必要な経費	11,379,247	13,203,588		
	小計							18,729,600 の内数	20,719,279 の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計							の内数	の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	
	○	2					<	>	<	
	○	3					<	>	<	
	○	4					<	>	<	
	小計							の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	
	◇	2					<	>	<	
	◇	3					<	>	<	
	◇	4					<	>	<	
	小計							の内数	の内数	
合計							18,729,600 の内数	20,719,279 の内数		

平成25年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省25－（18））

施策名	出入国の公正な管理
担当部局名	入国管理局総務課企画室
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹ 対策を推進する。
政策体系上の位置付け	出入国の公正な管理 （V-12-（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な出入国審査の実施を推進するため、自動化ゲート²の利用者登録数の増加及び自動化ゲート利用率の向上を図る。 ・中長期在留者の在留状況について、正確かつ最新の情報を継続的に把握するための事実の調査³を積極的に実施し、これにより偽装滞在が疑われる者については在留資格取消制度を積極的に適用するなど、不法滞在者等への対策を推進する。
目標設定の考え方・根拠	<p>・海外旅行や海外出張の際、国際便の発着が一定の時間帯に集中するなどして空港が混み合う時期や時間帯は、出入国審査カウンターの前に、審査を受ける人たちの長い行列ができ、出入国審査を終えるまでに時間がかかることが少なくない。そうした状況への対応策として、日本人及び中長期在留者⁴等の一定の外国人については、事前の登録により、空港の出入国審査場が混雑しているときでも審査カウンターの長い列に並ぶことなくスムーズかつスピーディな出入国審査手続を可能にする自動化ゲートの一層の利用促進を図ることが有効である。自動化ゲートは、出入国審査手続の一部を機械化するものであり、その導入及び利用増加により、より一層効率的・機動的に入国審査官を対面審査ブースに配置することが可能となる。その結果、自動化ゲートの利用対象者以外の外国人についても出入国審査の待ち時間が縮減され、ひいては、現在我が国が政府を挙げて取り組んでいる観光立国の推進にも資することとなる。</p> <p>・不法滞在者5年半減計画⁵により、水際対策や摘発強化を推進してきた結果、不法残留者数⁶はほぼ半減したものの、摘発を免れるべく、偽装結婚したり、留学生を装って専ら就労活動を行うなど、正規在留者を装って我が国に在留する「偽装滞在者⁷」の増加が懸念されている。また、平成24年7月に導入された新しい在留管理制度⁸によって、我が国の出入国管理は、不法滞在者等の不法就労に対してより一層厳格なものとなったが、今後も我が国の治安や国民の安全等を守るため、新しい在留管理制度を適切に運用し、我が国での不法就労や不法行為を企図して入国・在留する者を着実かつ速やかに排除していく必要がある。厳格な水際対策や不法滞在者の摘発が進む中、偽装滞在者の増加が懸念されることから、入国管理局としては、中長期在留者の在留状況について、正確かつ最新の情報を継続的に把握することを目的とした事実の調査を積極的に実施するとともに、これにより偽装滞在が疑われる者については、在留資格取消制度を積極的に活用することで悪質な偽装滞在者の排除を推進していく。なお、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）においても、外国人の入国・在留情報の分析結果を活用し、警察と入国管理局との合同摘発の恒常化を図ることなどが求められている。また、同計画において、新しい在留管理制度の運用等により、在留状況に疑義がある者に対しては調査を行い、不法滞在者・偽装滞在者であることが判明した場合には、摘発や在留資格の取消し等を積極的に実施すること等も求められている。</p>

政策評価実施 予定時期	平成26年8月
----------------	---------

測定指標	基準値	基準年	25年度目標値
1 自動化ゲート利用者登録数	68,716 (速報値)	24年	対前年増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

日本人及び中長期在留者等の一定の外国人が自動化ゲートを利用するためには事前の登録が必要であることから、自動化ゲート利用者登録数を測定指標とし、自動化ゲート利用促進のためには、少なくとも前年と比べて自動化ゲート利用者登録数を増加させることが重要であることから、前年を基準年度として自動化ゲート利用者登録数増加を目標値とした。なお、今後、利用者登録数を増加させるために広報や出張登録の実施を充実させていくこととする。

過去の実績	年ごとの実績値				
	20年	21年	22年	23年	24年
自動化ゲート利用者登録数（件）	44,889	36,632	78,195	62,005	68,716 (速報値)

測定指標	基準値	基準年	25年度目標値
2 自動化ゲート利用率	2.9% (速報値)	24年	前年より0.5パーセント増（3.4%）

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

各年の自動化ゲートの利用状況は、自動化ゲート利用率（日本人及び外国人の自動化ゲート通過者数の合計値を4大空港（成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港）における日本人出帰国者数及び外国人の再入国による出入国者数の合計値で割った値）により把握することが可能であることから、測定指標を自動化ゲート利用率とした。平成20年以降の実績値をみると、各年において多少の増減はあるものの、おおむね0.4パーセントずつ増加しており、更に利用率を増加させる必要があることから、前年より0.5パーセント増（3.4%）を目標値とした。

なお、今後、利用者登録数を増加させるための広報や出張登録の実施を充実させていくことに加え、成田空港及び羽田空港における自動化ゲートの複数台設置に係る実証実験機器も活用し、自動化ゲート利用向上を図っていく。

過去の実績	年ごとの実績値				
	20年	21年	22年	23年	24年
自動化ゲート利用率（%）	1.0	1.4	2.2	2.5	2.9 (速報値)

参考指標	年ごとの実績値				
	20年	21年	22年	23年	24年

自動化ゲート通過者数（人）	198,760	302,061	675,821	847,348	1,037,352
4 大空港（成田，羽田，中部，関西）における出入国者数総数（日本人出帰国者数及び外国人の再入国による出入国者数）（人）	19,060,248	21,814,593	30,926,224	33,452,267	35,785,339

測定指標	基準値		25年度目標値
	基準値	基準年	
3 事実の調査実施件数	544件	24年	対前年増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

- ・法務大臣が継続的に把握すべき情報の正確性を担保するため中長期在留者が届け出る事項についての事実の調査（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）^{*9}第19条の19）が規定され、偽装滞在事案により適切に対処することとしていることから、平成24年7月の新しい在留管理制度の導入による偽装滞在者対策の成果を測るため、事実の調査実施件数を測定指標とし、その対前年増を目標値とした。
- ・事実の調査は、中長期在留者のうち、不法滞在者等が疑われる者に対して行うものであり、当該対象者数を含めた年末の数値を参考とすることが適当であることから中長期在留者数を参考指標とした。

過去の実績	年ごとの実績値				
	20年	21年	22年	23年	24年
事実の調査実施件数（件）	－	－	－	－	544
参考指標	年ごとの実績値				
	19年	20年	21年	22年	23年
中長期在留者数（人） ※21年から23年については、旧制度（外国人登録法）における外国人登録者数のうち、中長期在留者に該当する者の数の推定値である。	－	－	1,706,720	1,682,902	1,653,378

測定指標	基準値		25年度目標値
	基準値	基準年	
4 在留資格取消件数	238件	24年	対前年増

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

- ・平成24年7月から、不法滞在者等対策の一環として、在留資格取消対象者の範囲が拡大され、その中で偽装滞在者に対しても的確な処分を行うことができるようになった。偽装滞在者は身分や在留目的を偽って我が国に在留することから表見上はあくまでも「正規滞在者」であり、その数について推計することは困難であるが、偽装滞在者対策の成果を測るため、事実の調査の結果等を踏まえて行った在留資格取消件数を測定指標とし、その前年増を目標値とした。
- ・入国管理局は、不法滞在者の指標として、不法残留者について各年1月1日時点での電算統計に基づく推計結果を公表しており、入国管理局が平成25年に実施した各種不法滞在者対策の効果は、平成26年1月1日時点の不法残留者数に現れるものであり、関連統計として、不法残留者数を参考指標とした。

過去の実績	年ごとの実績値				
	20年	21年	22年	23年	24年
在留資格取消件数（件）	85	157	246	307	238
参考指標	年ごとの実績値				
	20年	21年	22年	23年	24年
不法残留者数（人）	149,785	113,072	91,778	78,488	67,065

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①出入国管理業務の政策の企画・立案 (－年度)	422百万円 (326百万円)	526百万円 (367百万円)	391 百万円	1, 2, 3, 4
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<ul style="list-style-type: none"> ・地方入国管理官署に対する出入国管理の基本政策・方針の周知及び業務指導を行う。 ・法務大臣が難民不認定処分等に対する異議申立てへの処分の決定を行うに当たり、その判断の公平性・中立性・透明性を高めるため、難民審査参与員制度を運用する。 ・不法就労外国人対策として関係諸機関との協議及び不法就労防止に対する啓発活動を行う。 ・有識者協議会等において意見を聴取し、出入国管理政策に反映させる。 ・入国者収容所等視察委員会を適切に運営することにより、警備処遇の透明性をより一層確保するとともに入国者収容所等の運営の改善向上を図る。 ・新しい在留管理事務の適正かつ円滑な運営を行う。 			0071	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
②中長期在留者住居地届出等事務の委託 (平成24年度)	－ (－)	736百万円 (735百万円)	712 百万円	3
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<p>新しい在留管理制度においては、法務大臣が在留外国人の情報を一元的・継続的に把握する必要があるところ、中長期在留者等の外国人の住居地情報については、市町村の長が外国人からの届出を受理し、法務大臣に通知したり、在留カードに記載する等の事務を行うこととなる。住居地情報は、新しい在留管理制度の根幹をなすものであり、届出義務不履行に対しては、不利益処分や罰則が設けられているものであって、市町村の長が行うこれらの事務は極めて重要であり、第1号法定受託事務¹⁰として、国がその経費の全部を負担すべきものとされている。</p>			0073	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		

③出入国管理業務の実施 (一 年度)	4,696百万円 (4,220百万円)	4,407百万円 (4,135百万円)	4,447 百万円	1, 2, 3, 4
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<ul style="list-style-type: none"> ・本邦に上陸する外国人の上陸審査, 帰国する日本人の確認, 出国する日本人・外国人の確認を行う。 ・本邦に在留する外国人の在留資格の変更, 在留期間の更新の許可, 資格外活動の許可等を行う。 ・本邦に不法に滞在する外国人の取り締まり及び退去強制手続を行う。 ・本邦にある外国人が難民条約上の難民に該当するか否かの認定を行う。 			0074	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
④市場化テスト (民間競争入札) 導入に伴う民間業務委託 (平成23年度)	151百万円 (151百万円)	151百万円 (54百万円)	203 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務として, 出入国管理業務手続に係る相談等対応業務及びそれら業務の管理・付随業務を行う。 ・入国・在留手続の窓口業務として, 在留資格取得許可申請, 在留期間更新許可申請, 在留資格変更許可申請, 永住許可申請, 資格外活動許可申請, 就労資格証明書交付申請に関する事務及び在留資格認定証明書交付申請の受理に関する事務等を行う。 			0075	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑤被收容者等の処遇 (一 年度)	1,905百万円 (1,529百万円)	1,810百万円 (1,746百万円)	1,578 百万円	—
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
我が国の外国人受入れ政策に反して不法滞在・不法就労している外国人や, 罪を犯して刑事手続により処罰された外国人については, 出入国管理及び難民認定法に基づき退去強制を受けることになっている。その一環として, 同法に違反する容疑があるとして違反調査を実施するために收容令書を発付された者及び退去強制手続の最終形態として国外送還のための退去強制令書が発付された者については, その逃亡を防止し確実な退去強制手続を担保するため, 收容施設に收容している。			0076	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額 (執行額)		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		

⑥バイオメトリクスシステムの維持・管理 (平成19年度)	4,298百万円 (4,215百万円)	3,843百万円 (3,818百万円)	3,896 百万円	1,2
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<p>以下のシステムの運用。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人個人識別情報システム 上陸審査時に外国人本人から取得した指紋及び顔写真からなる個人識別情報（バイオメトリクス）を、当局が保有する要注意人物リストと照合することによって、より正確かつ迅速な要注意人物の発見が可能となる。なお、照合の結果から要注意人物と疑われる者については、慎重審査に付し、入国を認められない人物であることが判明した場合には、退去強制、退去命令を行うこととなる。 自動化ゲートシステム 個人識別情報（バイオメトリクス）の事前登録を行った日本人及び中長期在留者等の一定の外国人については、自動化ゲートの通過時に旅券情報、顔写真及び指紋を提供することにより、通常よりも簡易な手続による出入（帰）国が可能となる。 			0077	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
⑦出入国審査システムの維持・管理 (一 年度)	8,028百万円 (7,750百万円)	8,275百万円 (8,151百万円)	7,503 百万円	1, 2, 3, 4
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<p>以下のシステムの運用。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人出入国情報システム 外国人に係る出入国審査等の各手続を行うデータ管理システム 出入国審査総合管理システム 日本人の出帰国手続のデータ管理システム 在留カード等発行システム 中長期在留外国人に係る在留カードを発行するシステム 電子届出システム 中長期在留外国人が所属機関や身分関係について変更が生じた場合にインターネットを利用して法務大臣に届け出るシステム 指紋照合システム 退去強制手続等の外国人の指紋及び顔画像データ管理システム 乗員上陸許可支援システム 海港における乗員上陸許可に係る電子手続の管理システム 事前旅客情報システム 乗員及び乗客情報を当局が保有する要注意人物リストと照合するシステム 			0078	

*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分・活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して在留許可を受けた正規在留者を装い、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「自動化ゲート」

出入国審査場に設置され、日本人及び中長期在留者等の一定の外国人を対象として、パスポートと指紋の照合で本人確認をして出入国審査手続を行う機械のことであり、出国審査前に自動化ゲートの利用者登録をしておけば、出入国審査場が混んでいるときでも、審査カウンターの長い列に並ばずに、自動化ゲートの専用レーンを使って、スムーズかつスピーディに出入国審査の手続を行うことが可能である。

平成19年11月に成田空港に設置し、続いて平成21年9月に中部空港及び関西空港に設置、平成22年10月に羽田空港に設置した。

*3 「事実の調査」

入管法上の事実の調査は、①中長期在留者の身分関係、居住関係及び活動状況を継続的に把握するため、届出事項に係る情報を正確かつ最新の内容に保つために必要がある場合に行うもの（同法第19条の19）、②在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うもの（同法第59条の2）、③難民の認定又は難民の認定の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うもの（同法第61条の2の14）がある。

*4 「中長期在留者」

入管法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。なお、測定指標3の参考指標において掲げる過去5年間の実績値のうち、平成23年以前については旧制度（外国人登録法）における外国人登録者数のうち、中長期在留者に該当する者の数の推定値である。

*5 「不法滞在者5年半減計画」

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月18日犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、平成16年から平成20年までの5年間で不法滞在者の半減を目標として策定された計画

*6 「不法残留者数」

我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過した後も在留期間更新等の許可を受けずに我が国に滞在している者の数のことであり、入国管理局において把握している。平成16年1月当時約22万人であった不法残留者は平成21年1月当時約11.3万人となり、不法滞在者5年半減計画の5年間で48.5パーセントの削減を実現した。

*7 「偽装滞在者」

偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分・活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して在留許可を受けた正規在留者を装い、実際には不法に就労等する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国管理行政上重要な課題となっている。

*8 「新しい在留管理制度」

第171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」という。）が可決・成立し、平成24年7月9日に施行された。

「新しい在留管理制度」とは、入管法等改正法により導入された制度で、入管法に基づき入国管理官署が把握していた情報と、外国人登録法に基づき市区町村が把握していた情報を一つにまとめ、法務大臣が中長期在留者の在留管理に必要な情報を一元的かつ継続的に把握する制度である。

本制度の導入によって、①外国人登録証明書が不法滞在者にも交付されていたのに対し、在留カードは我が国に適法に在留する一定の外国人のみを対象として交付されることとなるため、在留カードを携帯する外国人が適法に在留する者であることが明確に判別できるようになり、②法務大臣が継続的に把握すべき情報の正確性を担保するため中長期在留者が届け出る事項についての事実の調査ができるようになったほか、③在留カード等の偽変造行為や不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由・罰則を整備するなど、我が国の出入国管理はより一層不法滞在者等が容易に本邦での滞在が継続できないような仕組みとなった。

*9 「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」

本法は、本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的としている。（第1条参照）

*10 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法第2条第9項第1号。）をいう。中長期在留者居住地届出等に関する事務については、入管法第68条の2において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

平成24年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成25年 8 月

担当部局名：入国管理局総務課企画室

施 策 名	出入国の公正な管理 (評価書197頁)		政策体系上の位置付け V-12-(1)
施 策 の 概 要	不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新しい在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。		
予 算 額	平成24年度予算額：9,267,398千円	評 価 方 式	総合評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>1 不法滞在者等を生まない社会の構築及び外国人との共生社会の実現に向けた取組 新しい在留管理制度の構築に向けた関係法令は、同制度の施行（平成24年7月9日）までに全て整備され、同制度への移行が円滑になされたことから、同制度の構築については、必要かつ十分な法令整備が行われたといえる。また、摘発体制の強化を始めとする総合的な不法滞在者対策を推進した結果、平成25年1月1日現在における不法残留者数は平成21年同期と比較して45.2パーセント減少している。</p> <p>2 円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の推進 審査待ち時間の短縮に向け、事前旅客情報システム（APIS）の運用等各種取組を一層進めた結果、平成24年においては、羽田空港で最長審査待ち時間を年平均で20分以下とすることを達成したほか、同年並みの外国人入国者数を記録した平成22年と比較して、地方の19空港において審査待ち時間の短縮が図られており、評価対象期間中における同取組は、一定の成果を挙げた。</p> <p>3 これらの各種取組は、外国人と日本人が安心して共生できる社会や観光立国の実現に資するものであり、社会のニーズに合致していることから、国が行う必要性が認められる。また、これらの取組に当たっては、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく取り組んだものであり、上記1及び2の取組結果などから、効率性及び有効性が認められる。</p> <p style="text-align: center;">（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>1 不法滞在者等を生まない社会の構築及び外国人との共生社会の実現に向けた取組 新しい在留管理制度の円滑な実施及び不法滞在者等対策を引き続き着実に進めていくなど、不法滞在者等を生まない社会の構築及び外国人との共生社会の実現に向けて取り組む。</p> <p>2 円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の推進 審査待ち時間の短縮のため、有効と考えられる事前旅客情報システム（APIS）、セカンドリ審査等の効率的な実施を推進していく。また、外航大型客船（クルーズ船）の乗客に対する新たな審査手法を円滑に実施するほか、個人識別情報を活用した審査について、最新の技術を活用した機能強化やシステム運用の効率化を図り、審査時間の短縮化につなげる予定である。</p>		
施策に関する 内閣の重要政策 （施政方針演説 等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月22日	第3-2-① 新たな在留管理制度の創設
	観光立国推進基本計画	平成19年6月29日	第3-3-(一)④ 外国人観光客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光客の受入れ体制の確保等
	新成長戦略	平成22年6月18日	第3章-(4) 観光立国・地域活性化戦略

平成24年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成26年8月

担当部局名：入国管理局総務課企画室

(平成25年8月は中間報告)

事業名	出入国管理業務の業務・システムの最適化 (評価書274頁)		政策体系上の位置付け V-12-(1)											
	事業の概要 出入国審査、在留審査及び退去強制等に関する外国人出入国管理システムを始めとした各種システムについて、いわゆるレガシーシステムからオープンシステムに刷新し、平成25年度におけるシステムの運用経費全体の増加額を抑制する。													
予算額	平成24年度予算額：12,116,685千円	評価方式	実績評価方式											
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>平成24年度においては、平成24年7月に新しい在留管理制度導入のための次世代外国人出入国情報システム及び在留カード等発行システムの運用を開始した。現在は安定的な運用が行われている。</p> <p>これらは、「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」(以下「最適化計画」という。)に基づく取組であり、政策は最適化計画どおり順調に進んでいることから、平成24年度の取組にかかる目標の達成度合いについてはA判定とした。</p> <p>本事業は、出入国管理行政をめぐる諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直すものであり、社会のニーズに合致していることから、国が優先して行う必要がある。また、本事業では、費用対効果の向上に留意しつつ、ITを最大限活用した業務・システムを取り入れるなど限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく取り組んでいることから、効率性も認められる。さらに、上記のとおり、本事業は、最適化計画工程表どおりに進んでいることから、有効性も認められる。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性)</p> <p>引き続き、費用対効果等を勘案した従来機能拡充のためのシステム導入可否の検討等、業務・システムの最適化に努めていく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1"> <tr> <td>達成目標</td> <td colspan="4">出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。(平成18年度から平成25年度までの目標)(成果重視事業)</td> </tr> <tr> <td>指標</td> <td>いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果</td> <td>目標値等</td> <td>オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間38.2億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間30.6億円に抑制する。</td> <td>測定結果 -</td> </tr> </table>				達成目標	出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。(平成18年度から平成25年度までの目標)(成果重視事業)				指標	いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果	目標値等	オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間38.2億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間30.6億円に抑制する。	測定結果 -
	達成目標	出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。(平成18年度から平成25年度までの目標)(成果重視事業)												
	指標	いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果	目標値等	オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間38.2億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間30.6億円に抑制する。	測定結果 -									
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)											
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月22日	第3-2-① 新たな在留管理制度の創設											
	新成長戦略	平成22年6月18日	第3章-(4) 観光立国・地域活性化戦略											

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		法務行政における国際協力の推進			評価方式	実績	番号	20
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額		
予算の状況	当初予算（千円）	177,534	133,259	161,084	157,458	221,782		
	補正予算（千円）	△ 6,993	0	0	0			
	繰越し等（千円）	△ 951	951	0				
	計（千円）	169,590	134,210	161,084				
		<169,590>	<134,210>	<161,084>				
執行額（千円）		157,676	124,357	144,136				
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>いずれの指標についても目標値を達成し、所期の目標を達成できたという結果を踏まえ、刑事司法運営の改善、国際協力の推進及び法制度整備支援活動のための経費等を平成26年度概算要求に計上することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法制度整備支援事業実施 要求額 93,649千円（25年度予算額55,202千円） ・法制度整備支援基盤整備 要求額 43,093千円（25年度予算額34,174千円） ・国際研修等実施 要求額 53,623千円（25年度予算額55,353千円） ・第13回国連犯罪防止刑事司法会議準備 要求額 19,951千円 ・グッドガバナンス地域セミナー充実化 要求額 11,466千円（25年度予算額12,729千円） 						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		法務行政における国際協力の推進				番号	20		(千円)
	整理番号	予 算 科 目				予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
		会計	組織／勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	● 1	一般	法務総合研究所	国際協力推進費	国際協力に必要な経費	157,458	221,782		
	● 2								
	● 3								
	● 4								
	小計						157,458 の内数	221,782 の内数	
対応表において◆となっているもの	◆ 1								
	◆ 2								
	◆ 3								
	◆ 4								
	小計						000,000 の内数	000,000 の内数	
対応表において○となっているもの	○ 1					< >	< >		
	○ 2					< >	< >		
	○ 3					< >	< >		
	○ 4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの	◇ 1					< >	< >		
	◇ 2					< >	< >		
	◇ 3					< >	< >		
	◇ 4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数	
合計						157,458 の内数	221,782 の内数		

平成25年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省25－（19））

施策名	法務行政における国際協力の推進
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて各国刑事司法の健全な発展と国際協力の強化を図るとともに、法の支配と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させることによって、支援対象国等の発展に寄与し、さらに我が国の国際社会における地位の向上に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。
政策体系上の位置付け	法務行政における国際化対応・国際協力 （VI-13-(2)）
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成等を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。
目標設定の考え方・根拠	<p>・アジア等の開発途上国には、汚職のまん延、捜査・裁判等の実務運営の不備により犯罪防止対策が不十分である国や、基本法令の整備や法曹等の人材育成の遅れが円滑な市場経済化を阻害している国が多く見られる。これらの国々から我が国に対する協力・支援のニーズは、ますます高まっている。</p> <p>このような中、政府の「海外経済協力会議」（平成20年1月30日開催）において、法制度整備支援については、同会議が司令塔機能を担い、政府一体となった支援を図ることが合意された。その後、平成21年4月、同会議の下で、重点を置くべき支援対象国や分野を定め、支援方法や支援時期等に関する「法制度整備支援に関する基本方針」が策定され、世界における我が国のプレゼンスを強化するために、戦略的に法制度整備支援を推進する方向性が示された。また、先に我が国が議長を務めた「G8司法・内務大臣会議」（平成20年6月11日～13日開催）において、国家が国際組織犯罪及び国際テロに対抗する効果的な法制度及び法執行能力を整備するための支援（キャパシティ・ビルディング支援）の供与が重要であるとの認識が共有された。その上で、同会議では、「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」が採択されるとともに、総括宣言において、司法制度及び基本法の整備、法曹養成といった司法分野での技術協力の取組の重要性についても強い確信が示されており、国際協力に関する国内外での注目度が高まりを見せている。</p> <p>・協力・支援を通じ、アジア等の開発途上国に法の支配と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させることは、その発展に寄与するだけでなく、国際的犯罪への対策強化や成長するアジア経済圏の取り込み、戦略的な海外投資と経済連携協定等の国際展開戦略の推進にも資するなど我が国の国益にも合致する。法務省としても、国際連合と協力して行う刑事司法関係者に対する研修や、基本法令の起草と法律実務家の育成等の法制度整備支援などを通じて、これらの国々に対して国際協力を積極的に推進していく必要がある。</p> <p>なお、国際連合と協力して行う国際研修の内容を充実させるとともに、国連アジア極東犯罪防止研修所の機能を十全に発揮させるためには、国際会議への参加を通じ、刑事司法に関する最新の国際的動向・知見の把握、適切な講師（客員専門家）の発掘、国際連合を中心とする関係諸機関・研修参加各国の刑事司法機関との協力関係・連携の維持強化等に</p>

	努める必要がある。
政策評価実施 予定時期	平成26年8月

測定指標	基準	25年度目標	
		基準年度	
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	—	—	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成等に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

刑事司法実務家の能力を向上させ、各国刑事司法の健全な発展と国際協力の強化を図るためには、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題を踏まえた国際研修を実施し、我が国、諸外国、国際機関等の知見・経験を共有することが重要である。そこで、「国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況」を測定指標とし、国際研修の実施件数、参加人数、参加者に対するアンケート調査結果の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとした。

また、研修内容やプログラムを充実させるためには、国際会議への参加を通じて最新の国際的動向等の情報を積極的に収集すること、国連の犯罪防止刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI）を始めとする関係機関や刑事司法分野における専門家等とのネットワークを維持強化することが必要不可欠である。そこで、研修内容の充実に向けた活動の状況を反映する参考指標として、国際会議に対する参加回数・参加人数を掲げることとした。

参考指標	年度ごとの実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国際研修の実施件数（回）	9	9	9	8	7
国際研修への参加人数（人）	162	162	155	130	143
国際研修参加者の研修に対する満足度	別添1のとおり（集計中）				
国際会議への参加回数（回）	3	4	3	4	10
国際会議への参加人数（人）	4	8	9	6	11

測定指標	基準	25年度目標	
		基準年度	
2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	—	—	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

支援対象国の立法担当者や法律実務家等に必要な知識及び手法を習得させ、それらの能力向上を図るためには当該国の現状や問題点を把握した上で、我が国の知見に照らした総合的検討を加えた国際研修を開催することが適当である。また、法制度整備支援を進めていく上での基盤を強化するためには、諸外国の法制等に関する情報を蓄積することが必要である。加えて、支援対象国との円滑な意思疎通を図り、より積極的かつ効果的な活動を可能とするためには、支援対象国において専門家が直接活動することが必要である。さらには、法制度整備支援の円滑・効果的な実施を図るためには、法制度整備支援に関わる政府、団体、企業等の関係者や支援対象国の司法関係者との連携・協力関係を形成し、かつ発展させることが不可欠である。そこで、「支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況」を測定指標として設定した。具体的には、国際研修の実施件数、参加人数、参加者に対するアンケート調査結果、諸外国の法制等に関する調査のための職員の派遣件数及び研究員の招へい人数、専門家の派遣依頼件数に対する対応率及び派遣依頼人数に係る対応率並びに国際専門家会議の開催回数及び会議への参加人数の実績値等を分析することにより、支援対象国における立法技術向上の度合い及び法曹人材育成強化の度合いを評価する。

参考指標		年度ごとの実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国際研修の実施件数（回）		11	12	11	9	13
国際研修への参加人数（人）		114	100	104	92	158
国際研修参加者の研修に対する満足度		別添2のとおり				
法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）		3	5	4	6	12
法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）		8	13	16	20	18
法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数（回）	4	9	13	13	15
	派遣件数（回）	4	9	13	13	15
法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	依頼人数（人）	3	11	15	15	18
	派遣人数（人）	3	11	16	15	18
国際専門家会議の開催回数（回）		1	1	1	1	1
国際専門家会議への参加人数（人）		121	109	111	129	125

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
①国際連合に協力して行う国際協力の推進 (昭和36年度)	75百万円 (69百万円)	71百万円 (63百万円)	68 百万円	1
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	

<p>国連と日本国政府との協定により設置された国連アジア極東犯罪防止研修所を運営し、各国から捜査・検察・裁判・矯正・保護の各分野の実務家を招へいして、犯罪防止・刑事司法分野の研修・セミナーを実施するほか、東南アジア地域から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいして地域セミナーを開催する。これらを通じて、参加者の能力向上、各国刑事司法の健全な発展、各国カウンターパート間のネットワーク強化等を図る。</p>	0082
---	------

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連 する 指標
	23年度	24年度		
②開発途上国に対する法制度整備支援の推進 (平成7年度)	60百万円 (56百万円)	90百万円 (81百万円)	89 百万円	2
達成手段の概要等			平成25年行政事業 レビュー事業番号	
<ul style="list-style-type: none"> ・相手国の要請やその実情に応じて、民法・民事訴訟法等の基本法令の起草支援、法の執行機関の強化を含む法制度の運用支援、法曹実務家等の人材育成支援等の法制度整備支援事業を行う。その手段として、本邦での各種研修の実施、相手国での現地セミナーの実施、専門家の派遣などを行う。相手国との間の共同調査研究活動として、我が国・相手国での研究会等の開催、専門家の派遣・招へいなどを行う。 ・アジア諸国を中心とする開発途上国や市場経済への移行を進める国が行う法制度整備への支援及び法制度の整備、運用に関する知識や技術の諸外国との共有を推進することにより、各国における法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与するとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展、さらには国際社会の平和と安全に貢献する。 			0083	

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24- (18))

施策名	法務行政における国際協力の推進 (政策体系上の位置付け：IV-13-(2)) (評価書217頁)					
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて各国刑事司法の健全な発展と国際協力の強化を図るとともに、法の支配と良い統治（グット・ガバナンス）を確立させることによって、支援対象国の発展に寄与し、さらに我が国の国際社会における地位の向上に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成等を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	177,534	133,259	161,084	157,458
		補正予算 (b)	△ 6,993	0	0	—
		繰越し等 (c)	△ 951	951	0	/
		合計 (a+b+c)	169,590	134,210	161,084	
執行額 (千円)	157,676	124,357	144,136			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>○ G 8 司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*1}</p> <p>○ キャパシティ・ビルディング支援に関する G 8 司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*2}</p> <p>○ 我が国法制度整備支援に関する基本的考え方（平成20年1月30日第13回海外経済協力会議合意事項）^{*3}</p> <p>○ 法制度整備支援に関する基本方針（平成21年4月22日第21回海外経済協力会議（平成25年5月改訂））^{*4}</p>					

測定指標	1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	平成24年度目標
		国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上に貢献する。
		施策の進捗状況（実績）
		<p>日本を含む45か国から、143名の刑事司法実務家を招へいし、計7回の国際研修・セミナー等を実施した。</p> <p>特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア8か国から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいし、東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーを開催し、議長総括を行った。</p> <p>なお、国際会議には、10の会議に11名が参加した。</p>
参考指標	実績値	

1 国際研修の実施件数（回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	9	9	9	8	7
2 国際研修への参加人数（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	162	162	155	130	143
3 国際研修参加者の研修に対する満足度（回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	添付省略				
4 国際会議への参加回数（回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	3	4	3	4	10
5 国際会議への参加人数（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	4	8	9	6	11

測定指標	2 法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催の状況	平成24年度目標				
		法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。				
		施策の進捗状況（実績）				
	支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ベトナム、カンボジア、ラオス等から、司法省職員、裁判官、検察官等を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施した。研修では、専門家による講義、研修参加者の発表、質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等を共有した。					
	参考指標	実績値				
	1 国際研修の実施件数（回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
11		12	11	9	13	
2 国際研修への参加人数（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	114	100	104	92	158	
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	添付省略					
4 法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	3	5	4	6	12	
5 法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	8	13	16	20	18	

	6 法制度整備支援に関する 専門家の派遣依頼件数 * 依頼件数, 派遣件数には, 同一専門家に対し, 派遣期 間の延長依頼があった件数 を含む。	依頼件数 (回)				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		4	9	13	13	15
		派遣件数 (回)				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		4	9	13	13	15
	7 法制度整備支援に関する 専門家の派遣依頼人数 * 依頼人数, 派遣人数は延 べ人数である。	依頼人数 (人)				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		3	11	15	15	18
		派遣人数 (人)				
20年度		21年度	22年度	23年度	24年度	
3		11	16	15	18	
8 国際専門家会議の開催回 数 (回)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	1	1	1	1	1	
9 国際専門家会議への参加 人数 (人)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	121	109	111	129	125	

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>平成24年度は国際研修・セミナー等を計7回143人に対して実施した。実施件数は前年度を1回下回ったが、参加人数については、前年度を上回っている。</p> <p>国際研修については、各国の刑事司法の実務家を招へいして、各国のニーズと最新の国際動向を踏まえたテーマ（汚職等）につき活発な議論を行い、各国の現状や問題点を把握した。また、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を活用してトップクラスの海外専門家を招へいし、最新の国際動向等（汚職等）に関する講義を行った。さらに、東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーについては、参加した実務家と活発な議論を交わした上で議長総括を行っており、参加した東南アジア8か国の実務家と緊密な関係を構築した。</p> <p>研修参加者の研修に対する満足度（各研修の際に実施するアンケートにおいて、「非常に役立った。」「役立った。」又は「非常に有益であった。」「有益であった。」と回答した者の割合）は、いずれの質問項目においても90パーセントを超えていた。</p> <p>また、国際研修の講師として適切な専門家等の選定のため、国際会議への参加を通じて得た、最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関や専門家等とのネットワークを活用しているところ、国際会議への参加回数及び参加人数ともに前年度を上回り、過去5年間で最多となっている。</p>
----------------	---------	---

以上のことから、充実した研修を実施し、研修参加者の能力向上に貢献できたと認められる。

【指標2について】

法制度整備支援の対象国と概要は、「各国のプロジェクト等紹介」として法務省ホームページに掲載⁵したとおりである。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者と対話や協議を行い、他国や国際機関等の支援との調整・協力にも留意して行っている。

また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、その相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行うために、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集やこれに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築や現地セミナーにて研修で得た最新の知見等のフィード・バックも兼ねるなど、様々な配慮をしている。

さらに、ベトナム、カンボジア、ラオス等の支援対象国のニーズに応える形で実施する国際研修の参加者や国際専門家会議の招へい研究員は、研修、研究の成果が各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者としている。

平成24年度の法制度整備支援に関する国際研修の実施件数及び参加人数、諸外国への調査職員の派遣件数並びに専門家の派遣依頼件数及び派遣依頼人数は、いずれも前年度を上回り、過去5年間で最多となっている。この結果は、民法等の基本法の整備に止まらず、より専門的な特別法の改正・整備等に対する支援対象国からのニーズに対応するため、国際研修や調査内容が細分化され、実施回数が増えたことによるものである。

研修参加者の研修に対する満足度は、アンケート調査結果によれば、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合は100パーセントであり、また、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合は99パーセントであった。

法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数は、前年度を下回っているが、これは予定した招へい者が、自国等での重要業務で急きょ来日できなくなったことによるものであり、平成23年度以前の実績と比較した場合は、これを上回っている。

以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成できたといえる。

目標期間終了時点
の総括

【目標の達成状況の分析】

国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施については、質の高い、充実した内容のものを実施しており、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成等を図ることができ、アジア諸国を始めとする開発途上国の刑事司法の健全な発展に寄与したといえる。

法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催については、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定して、多様な手法を有機的に組み合わせ、効率的な支援を実施している。こうした取組は、法律や制度を支援対象

	<p>国に根付かせるための妥当な手段であり、支援対象国の発展に寄与したといえる。</p> <p>このように、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図ったことにより、支援対象国の基本法令の整備に資することができ、法の支配と良い統治（グット・ガバナンス）の確立に寄与したものと見える。</p> <p>以上のことから、国際協力の推進を図り、我が国の国際社会における地位向上に貢献したものと見える。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>国際連合と協力して行う研修については、国連との協定や「G8司法・内務大臣会議」の結果も踏まえ、今後とも、本施策を継続実施していくこととする。</p> <p>なお、参加国や主要課題の選定に当たっては、国連の重要施策や開発途上国のニーズの反映に引き続き努めることとする。</p> <p>また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加し、最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。</p> <p>日本の法制度整備支援については、「法制度整備支援に関する基本方針」の下で戦略的に運用されているところ、近時、政府の経済政策においては日本企業の海外展開の促進が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。</p> <p>また、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、今後も、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を行うこととする。</p> <p>さらに、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなど、効率的な支援を継続実施することとする。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成25年7月12日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <p>研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。</p>
---------------------------	--

--	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】 執行実績を踏まえて消耗品数量や業務委託に係る作業の見直しを図ること等により、経費を削減した。
----	---

担当部局名	総務企画部企画課	政策評価実施時期	平成25年 8 月
-------	----------	----------	-----------

*1 「G8 司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8 司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「我が国法制度整備支援に関する基本的考え方（平成20年1月30日第13回海外経済協力会議合意事項）」

法制度整備支援は、自由、民主主義等普遍的価値観の共有による途上国への法の支配の定着、途上国の持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、我が国の経験・制度の共有と我が国との経済連携強化の点で大きな意義を有する支援であり、海外経済協力の重要分野の一つとして、戦略的に進めていくべきである。

*4 「法制度整備支援に関する基本方針（平成21年4月22日第21回海外経済協力会議）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針については、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*5 「各国のプロジェクト等紹介」

法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housouken/houso_project_introduction.html〕を参照。

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		施設の整備			評価方式	事業	番号	21
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額		
予算 の 状 況	当初予算（千円）	22,762,496	24,801,185	24,121,261	24,269,039	40,780,542		
	補正予算（千円）	2,687,565	3,141,249	18,029,498	0			
	繰越し等（千円）	20,607,527	46,943,506	△ 11,205,662				
	計（千円）	46,057,588	74,885,940	30,945,097				
		<46,057,588>	<74,885,940>	<30,945,097>				
執行額（千円）		40,757,350	68,011,662	28,540,926				
政策評価結果の概算要求への反映状況		行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第3号に該当する政策について、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施し、新規採択事業としての要件を満たしたものについて、施設の整備に要する経費を要求した。						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		施設の整備				番号	21		(千円)		
	予 算 科 目								予算額		政策評価結果の反映による見直し額合計
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額				
対応表において●となっているもの	●	1	一般会計	法務本省	法務省施設費	法務省施設整備に必要な経費	20,276,989	37,795,668			
	●	2	一般会計	法務本省	法務省施設費	民間資金等を活用した法務省施設整備に必要な経費	2,249,765	2,249,765			
	●	3	国日本大震災復興特別会計	法務本省	法務行政復興事業費	法務省施設整備に必要な経費	1,742,285	735,109			
	●	4									
	小計							24,269,039 の内数	40,780,542 の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計							の内数	の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>	
	○	2					<	>	<	>	
	○	3					<	>	<	>	
	○	4					<	>	<	>	
	小計							の内数	の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>	
	◇	2					<	>	<	>	
	◇	3					<	>	<	>	
	◇	4					<	>	<	>	
	小計							の内数	の内数		
合計							24,269,039 の内数	40,780,542 の内数			

平成24年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成25年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（周南法務総合庁舎整備等事業） (評価書242頁)		政策体系上の位置付け	VII-14-(2)
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備を行う。			
予 算 額	平成17～18年度予算額：1,510,100千円	評 価 方 式	事業評価方式	
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>1 事業の情報となる項目の変化 新規事業採択時の計画（老朽及び面積不足の解消、業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を図る）に沿った整備がなされた。</p> <p>2 事業の効果の発現状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（133点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・人権、環境保全性及び保安性について特に充実した取組（各評価A）、地域性、ユニバーサルデザイン、防災性、耐用・保全性について充実した取組（各評価B）がなされており、政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 ・面積不足の解消を達成できた。 <p>3 事業実施による環境の変化 環境保全性（特に充実した取組）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており特に問題はない。</p> <p>4 総合的評価 以上1，2，3より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。</p>			
施 策 に 関 係 す る 内 閣 の 重 要 政 策 (施 政 方 針 演 説 等 の うち 主 な も の)	施政方針演説等	年 月 日	記載事項（抜粋）	

平成24年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成25年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（美祢社会復帰促進センター整備事業） (評価書258頁)	政策体系上の位置付け VII-14-(2)
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備を行う。	
予 算 額	平成19～36年度予算額：15,012,678千円	評 価 方 式 事業評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>1 事業の情報となる項目の変化 PFI方式（BOT方式）による事業で新規事業採択時の計画（全国的な過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化等を速やかに緩和、解消し、適正な収容状態を確保することを目的に、新たな刑務所を整備する）どおりに施設が完成した。また、維持管理・運営事業は平成36年度まで継続中である。</p> <p>2 事業の効果の発現状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（133点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・地域性について特に充実した取組（評価A）、人権、環境保全性、ユニバーサルデザイン、保安性及び耐用・保全性について充実した取組（各評価B）がなされており、政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 ・著しい過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化等の緩和を図ることができた。 <p>3 事業実施による環境の変化 環境保全性（充実した取組）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており特に問題はない。</p> <p>4 総合的評価 以上1，2，3より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。</p>	
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日
	-----	-----
	-----	-----
		記載事項（抜粋）

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		法務行政の情報化			評価方式	-	番号	22
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額		
予算 の 状 況	当初予算（千円）	1,239,055	977,972	1,039,794	1,092,508	/		
	補正予算（千円）	0	0	0	0			
	繰越し等（千円）	△73	650	0				
	計（千円）	1,238,982	978,622	1,039,794				
		<1,238,982>	<978,622>	<1,039,794>				
執行額（千円）		1,070,390	930,418	944,734				
政策評価結果の概算要求への反映状況		国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、引き続き、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進することとした。						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	法務行政の情報化					番号	22		(千円)
	予 算 科 目					予 算 額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	法務行政情報化推進費	法務行政情報化推進に必要な経費	1,092,508	1,153,292	
	小計						1,092,508 の内数	1,153,292 の内数	
対応表において◆となっているもの									
	小計						の内数	の内数	
対応表において○となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計						の内数	の内数	
合計						1,092,508 の内数	1,153,292 の内数		